

令和3年度第1回栃木県立病院経営改革プラン評価委員会
及び栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会次第

令和3（2021）年8月6日（金）
14:00～17:00
ニューみくら 207・208会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 議 題

(1) 委員長及び副委員長の選任について

【栃木県立病院経営改革プラン評価委員会】

(2) 栃木県立岡本台病院経営改革プラン（第3次）における令和2（2020）年度業務実績に関する点検・評価について

【栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会】

(3) 地方独立行政法人栃木県立岡本台病院中期目標（素案）について

(4) 地方独立行政法人栃木県立がんセンターの令和2（2020）年度業務実績に関する評価及び中期目標期間における業務実績に関する評価について

(5) 地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの令和2（2020）年度業務実績に関する評価について

(6) その他

4 閉 会

《配布資料》

委員名簿、事務局名簿、席次表

【資料 1】 栃木県立病院経営改革プラン〔第3次〕の概要

【資料 2】 令和 2 (2020) 年度業務実績評価書（岡本台病院）

【資料 3】 (地独) 栃木県立岡本台病院中期目標（素案）の概要及び(地独) 栃木県立岡本台病院中期目標（素案）

【資料 4】 (地独) 栃木県立がんセンター及び(地独) 栃木県立リハビリテーションセンターの業務実績に関する評価方法及び評価基準

【資料 5】 (地独) 栃木県立がんセンター令和 2 (2020) 年度決算の概要（速報）

【資料 6】 (地独) 栃木県立がんセンター令和 2 (2020) 年度業務実績報告書兼中項目別評価書

【資料 7】 (地独) 栃木県立がんセンター令和 2 (2020) 年度業務実績に関する全体評価書

【資料 8】 (地独) 栃木県立がんセンター中期目標期間における業務実績報告書兼中項目別評価書

【資料 9】 (地独) 栃木県立がんセンター中期目標の期間における業務の実績に関する全体評価書

【資料 10】 (地独) 栃木県立リハビリテーションセンター 令和 2 (2020) 年度決算の概要（速報）

【資料 11】 (地独) 栃木県立リハビリテーションセンター 令和 2 (2020) 年度業務実績報告書兼中項目別評価書

【資料 12】 (地独) 栃木県立リハビリテーションセンター 令和 2 (2020) 年度業務実績に関する全体評価書

【参考資料 1】 栃木県立岡本台病院経営改革プラン〔第3次〕

【参考資料 2】 栃木県立病院経営改革プラン評価委員会設置要綱

【参考資料 3】 栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会条例

【参考資料 4】 栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会に対する諮問書

**栃木県立病院経営改革プラン評価委員会及び
栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会 委員名簿**

任期:令和3(2021)年4月1日～令和5(2023)年3月31日

氏 名	役 職 等	備 考
青木 公平	栃木県精神衛生協会 会長	
朝野 春美	栃木県看護協会 会長	Web
稻野 秀孝	栃木県医師会 会長	
窪田 敬一	獨協医科大学病院 病院長	
佐田 尚宏	自治医科大学附属病院 病院長	Web
佐藤 由紀	公認会計士	Web
高橋 淑郎	日本大学商学部 教授	
藤沼 千春	藤沼労務管理事務所キャリアコンサルタント 株式会社カンセキ 取締役	

* 敬称略：五十音順

**栃木県立病院経営改革プラン評価委員会及び
栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会 事務局**

R3(2021).8.6

NO	氏 名	役 職 名	備 考
1	仲山 信之	保健福祉部長	
2	小川 俊彦	保健福祉部次長兼保健福祉課長	
3	塚田 三夫	保健福祉部参事	
4	谷田部 貴	保健福祉課 総務主幹	
5	赤羽 久美子	保健福祉課 主幹(県立病院担当)	
6	福田 研一	医療政策課長	
7	高橋 一貴	健康増進課長	
8	篠崎 岳彦	障害福祉課長	
9	増井 晃	岡本台病院長	
10	増渕 一彦	保健福祉部参事兼岡本台病院事務局長	
11	島田 達洋	岡本台病院副院長	
12	菱沼 正一	(地独)栃木県立がんセンター理事長兼センター長	
13	尾澤 巍	(地独)栃木県立がんセンター副理事長兼病院長	
14	五月女 智史	(地独)栃木県立がんセンター副理事長兼事務局長	
15	片野 進	(地独)栃木県立がんセンター理事兼副病院長	
16	藤田 伸	(地独)栃木県立がんセンター理事兼副病院長	
17	星野 雄一	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター理事長兼所長	
18	田崎 宣明	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター副理事長兼副所長	

令和3年度第1回栃木県立病院経営改革プラン評価委員会
及び栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会
席次表

令和3(2021)年8月6日(金)
於:ニューみくら207・208会議室

スクリーン

青木委員

塙田委員

稻野委員

福田
医療政策課長
兼保小川
保健福祉部部次
長

仲山
保健福祉部部長
保坂田
保健福祉部参事

赤羽
保健福祉課主
担当幹
立病院

種崎
障害
福祉課長

高橋
健康増進課長
谷田部
保健福祉課総務主幹

○ ○

○ ○

○ ○

○ ○

○ ○

○ ○

記者席

傍聴席

記者席

傍聴席

記者席

傍聴席

入口

栃木県立病院経営改革プラン〔第3次〕の概要

1 策定趣旨等

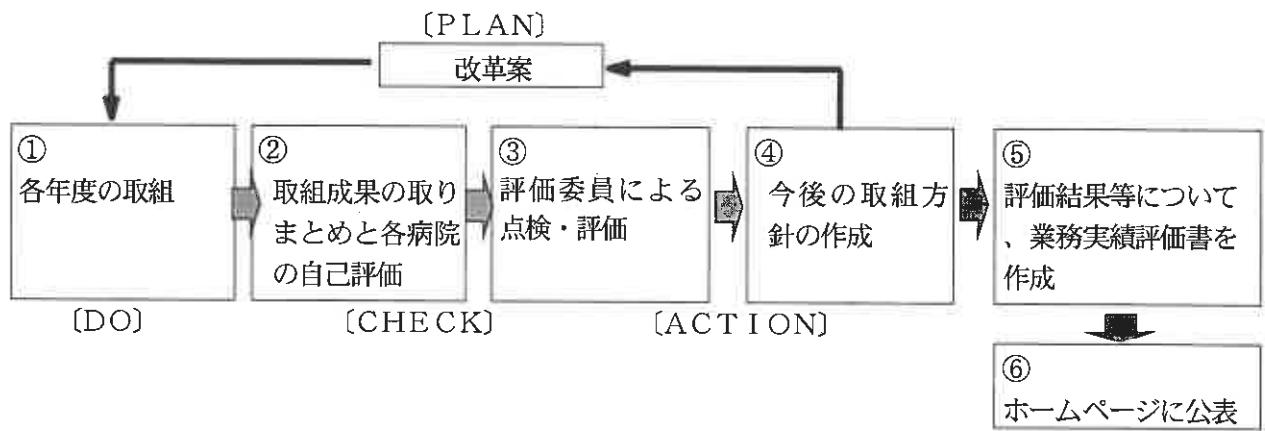
- 県立病院においては総務省の「公立病院改革ガイドライン」（平成19（2007）年12月）に基づき「経営改革プラン（1次）」（平成21（2009）年3月策定、平成24（2012）年3月改定）、「経営改革プラン（2次）」（平成26（2014）年3月策定）を策定し、政策医療の充実や経営改善等の取組を進めてきた。
- 平成27（2015）年3月には総務省から「新公立病院改革ガイドライン」が公表され、将来の医療需要に対応するべく、病院改革を継続する必要性が示された。
新ガイドラインでは、前ガイドラインで示された「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」に「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた4つの視点に立って改革を進めることが必要であるとされた。
これを受け、県立病院としての役割を果たし、地域における良質な医療の確保を図るため、第3次プランを策定した。なお、令和4（2022）年4月での地方独立行政法人化に向けて、計画期間の1年延長等を行った。

2 計画期間

- 平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの5年間

3 3次プランの進行管理について

- 毎年度の実績を評価する「単年度評価」（平成29（2017）～令和3（2021）年度分）と、最終年度分は「5か年評価」（令和3（2021）年度分と併せて実施）を、外部有識者からなる「栃木県立病院経営改革プラン評価委員会」の点検・評価により行うものとする。
なお、進行管理に当たっては、下記のPDCAのマネジメントサイクルを活用する。



4 業務実績評価書について

令和〇年度の取組実績	取組実績に対する評価		今後の取組方針
	病院の自己評価	評価委員会の点検・評価	
【数値目標：①】 DO	順調・やや遅延・遅延 CHECK		ACTION
			考慮

(数値目標)

目標とする指標	令和〇年度			
	目 標	実 績	達成率	評 価
①数値目標	1 0 0	1 0 0	1 0 0 %	B

A : 110%以上 B : 100～110% C : 90%～100% D:80～90% E : 80%未満

5 評価方法

(1) 病院の自己評価の方法について

病院の自己評価に当たっては、関係する数値目標の評価も考慮し、新プランがどの程度進捗しているのか、また、進捗状況が順調又は思わしくない場合等の原因や理由は何かについて記載する。

なお、進捗状況を表わす表現として、次の文言に必ずチェックを入れる。

- ① 順調・・・計画どおりの取組が十分に実施され、取組成果が現れている。
- ② やや遅延・・・計画どおりの取組が不十分で、取組成果が限定的である。
- ③ 遅延・・・計画どおりの取組がなされていない。大幅な取組改善が必要である。

(2) 数値目標の評価について

目標数値に対する実績数値の達成率を算出し、次の評価を機械的に記載する。

目標達成率	評価
110%以上	A
100%以上～110%未満	B
90%以上～100%未満	C
80%以上～90%未満	D
80%未満	E

6 評価スケジュールについて

月	評価作業内容
毎月	・各病院において毎月開催される「運営会議」等により、新プランの取組状況を確認
6月	・各病院において前年度の取組実績の取りまとめ、自己評価を実施
8月	・外部有識者で構成される「栃木県立病院改革プラン評価委員会」(公開)において各病院の取組実績に基づく新プランの進捗状況や取組成果等の点検・評価を実施
〃	・各病院で、自己評価及び「栃木県立病院改革プラン評価委員会」の点検・評価を受けて、今後の取組方針を作成
9月	・以上の評価結果等について、業務実績評価書として取りまとめ、県ホームページで公表

7 経営改革プランと中期（年度）計画の評価方法の差異

○ 評価基準（業務実績の評価、中項目ごとの進捗状況）

経営改革プラン（岡台） (進捗状況)		中期（年度）計画（がん・リハ） (業務実績の評価)	
計画どおりの取組が十分に実施され、取組成果が現れている。	順調	計画を上回って実施している。	S
		概ね計画どおり実施している。	A
計画どおりの取組が不十分で、取組成果が限定的である。	やや遅延	計画をやや下回って実施している。	B
計画どおりの取組がなされていない。大幅な取組改善が必要である。	遅延	計画を下回っている、又は実施していない。	C

○ 指標（数値目標）の達成状況

目標達成率	経営改革プラン (岡台)	中期（年度）計画 (がん・リハ)
110%以上	A	v
100%以上～110%未満	B	iv
90%以上～100%未満	C	iii
80%以上～90%未満	D	ii
80%未満	E	i

栃木県立図書本台病院経営改革プラン [第3次]
令和2(2020)年度 業務実績評価書

目 次

I 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
II 業務運営の改善及び効率化に関する事項	3
III 収支の状況等	5
1 経営の数値目標	5
2 収支計画	6
IV その他業務に関する重要事項	8
○ その特記事項	8

【取組の進捗状況を表す表現について】

「順調」・・・計画どおりの取組が十分に実施され、取組成果が現れている。
 「やや遅延」・・・計画どおりの取組が不十分で、取組成果が限定的である。
 「遅延」・・・計画どおりの取組がなされていない。

【数値目標の評価について】

目標達成率	評価
110%以上	A
100%以上～110%未満	B
90%以上～100%未満	C
80%以上～90%未満	D
80%未満	E

I 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

取組事項	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
1 質の高い医療の提供	やや遅延	やや遅延	やや遅延	やや遅延 (→)
2 安全で安心な医療の提供	順調	順調	やや遅延	順調 (1)
3 患者・県民等の視点に立った医療の提供	やや遅延	やや遅延	遅延	やや遅延 (1)
4 人材の確保と育成	やや遅延	順調	順調	順調 (→)
5 地域連携の推進	順調	やや遅延	やや遅延	やや遅延 (→)
6 地域医療・福祉への貢献・協働	やや遅延	やや遅延	順調	やや遅延 (1)
7 災害等への対応	順調	順調	やや遅延	順調 (1)

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

取組事項	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
1 業務運営体制の確立	やや遅延	順調	やや遅延	順調 (1)
2 経営参画意識の向上	やや遅延	やや遅延	遅延	遅延 (→)
3 収入の確保及び費用の削減への取組	やや遅延	やや遅延	やや遅延	やや遅延 (→)

栃木県立岡本台病院経営改革プラン
令和2(2020)年度 業務実績評価書

I 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

	取組実績	自己評価	評価委員会の点検・評価	今後の取組方針
1 重い医療の実現	<p>【目標達成】 加算</p> <p>県内ほぼ全ての緊急措置診療185件を実施し、要指置となつた全ての緊急措置入院86件を当院で受け入れた。精神科全体の措置入院の98.3%入院4件と合わせて県全体の25余通報による入院4件についても全て当院で受け入れた。医療報酬見直法の病棟で患者の治療に当院へ入院したつた。従来からの方々に対する治療に加え、R3年2月から主にアルコール依存症患者を対象とした集団外来プログラム(GTACK)を開始し、同年3月に県内初の依存症専門医療機関にて運営された。精神科専門医療として、治療抵抗性疾患に対するクロザビン治療において、参考を上げた。</p>	<p>【目標未達成】 加算</p> <p>精神科救急治療については、効率的なベッドコントロールにより三次救急患者の大半を受け入れた点は高く評価される。依存症医療については、新型コロナウイルス感染拡大やアルコール外来診療を拡大するなど、県民サービスが大幅に向上に努めた。^④については「ややは延ばん」とした。</p>	<p>【目標達成】 加算</p> <p>医療事故件数は減少したが、近年患者同士あるいは職員への暴力が増加傾向にありため、CYPPIP認得制度を更に推進し、患者及び医療スタッフの安全確保に努める。また、新型コロナウイルス感染症で引続き懸念している患者及び職員の安心・安心を担保する。</p>	
2 安全で安心な医療の実現	<p>【目標達成】 加算</p> <p>医療安全管理委員会、CYPPIP講習会を定期的に開催したほか、毎回医療安全委員会の回診を行い、インシデント事例に対して適切なフィードバックを行った結果、重大な医療事故の発生件数が減少した。</p>	<p>【目標達成】 加算</p> <p>第2・3病棟の保護室に新たに録画機能付きモニターランプを設置するなど、入院患者の安全確保に努めた。</p>	<p>【目標達成】 加算</p> <p>年度当初に「COVID-19医療待合チーム」を編成し、獨協医科大学附属病院感染制御チームの指導のもと、新入院患者に新型コロナウイルス感染症予防体制を整備した結果、新入院患者に新型コロナウイルス陽性者が確認された際にも、県内総合病院と連携した迅速な対応により院内感染の発生を抑えることができた。</p>	<p>【目標達成】 加算</p> <p>年度当初は年々改善しているが、前年度同様、施設の老朽化や待合時間の長さについての評議会が低かったが、夏なる待合時間調査の結果を踏まえた改修を実施し、夏なる待合時間度を目標に掲げた。年に伴う外資患者数が前年度より減ったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外来患者数が前年度より減ったもの、4年連続で目標を達成できていることから、総合的に判断して「ややは延ばん」とした。</p>
3 県民の健康に立つ医療の実現	<p>【目標達成】 加算</p> <p>外来初診及びアルコール外来診療を大幅に拡大したことや、一般精神科の多床室に専任カーテンを設置して患者のプライバシーの保護を促進したことにより、患者満足度は「満足」と「やや満足」を合わせて71.4%と前年度より改善した。また、夏なる満足度向上を目指してR3年6月に年内に改善までの待合時間度を実施し、改善点の把握に努めた。外来患者の利便性向上のために、改善点の把握を勧められた。外来患者の利便性向上のため、ケースレポートを指導し、モーニングを活用した研究会等が開催され、「ややは延ばん」として県民や関係機関へ積極的に情報を発信するとともに、継続的に発行するための体制を整えた。</p>	<p>【目標達成】 加算</p> <p>外診切診及びアルコール外来診療を設置して患者のプライバシーの保護を促進したことにより、患者満足度は「満足」と「やや満足」を合わせて71.4%と前年度より改善した。また、夏なる満足度向上を目指してR3年6月に年内に改善までの待合時間度を実施し、改善点の把握を勧められた。外来患者の利便性向上のため、ケースレポートを指導し、モーニングを活用した研究会等が開催され、「ややは延ばん」として県民や関係機関へ積極的に情報を発信するための体制を整えた。</p>	<p>【目標達成】 加算</p> <p>⑤患者満足度については年々改善しているが、前年度同様、施設の老朽化や待合時間の長さについての評議会が低かったが、夏なる待合時間度を目標に掲げた。年に伴う外資患者数が前年度より減ったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外来患者数が前年度より減ったもの、4年連続で目標を達成できていることから「ややは延ばん」とした。</p>	
4 人物の尊重と育成	<p>【目標達成】 加算</p> <p>目標を上回る14名の医師を確保し、診療・教育指導体制をさらに強化したことにより精神科専門研修プログラムの基幹施設として認定を受け、車両医の導保に努めた。また、新たに精神科精神科専門医の資格を有する医師に対する指導体制を確立し、ケースレポートを指導し、モーニングを活用した研修会等も積極的に実施した。</p>	<p>【目標達成】 加算</p> <p>目標を上回る14名の医師を確保し、診療・教育指導体制をさらに強化したことにより精神科専門研修プログラムの基幹施設として認定を受け、車両医の導保に努めた。また、新たに精神科精神科専門医の資格を有する医師に対する指導体制を確立し、ケースレポートを指導し、モーニングを活用した研修会等も積極的に実施した。</p>	<p>【目標達成】 加算</p> <p>目標を上回る14名の医師を確保し、診療・教育指導体制をさらに強化したことにより精神科専門研修プログラムの基幹施設として認定を受け、車両医の導保に努めた。また、新たに精神科精神科専門医の資格を有する医師に対する指導体制を確立し、ケースレポートを指導し、モーニングを活用した研修会等も積極的に実施した。</p>	
5 地域医療の構築	<p>【目標達成】 加算</p> <p>入院患者の地域移行の取組が成果を上げ長期入院患者の退院が進んだことにより、平均在院日数が大幅に短縮された。また、地域の社会資源と連携して日間病院患者の地域定着を促進した。引き続き精神科救急や身体合併症を有する精神障害者の医療に關する地城医療機関との連携を行った。</p>	<p>【目標達成】 加算</p> <p>入院患者の地域移行の取組が成果を上げ長期入院患者の退院が進んだことにより、平均在院日数が大幅に短縮された。また、地域の社会資源と連携して日間病院患者の地域定着を促進した。引き続き精神科救急や身体合併症を有する精神障害者の医療に關する地城医療機関との連携を行った。</p>	<p>【目標達成】 加算</p> <p>目標指標8については、長期入院患者の退院促進により大幅に短縮されたが、医業収益にも影響が大きかった。目標指標9については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い訪問支援を制限したことが原因で、新型コロナウイルス感染拡大に伴う医業収益が大幅に減少した。そのため、目標を達成せざるを得なかったことから「ややは延ばん」とした。</p>	
6 地域医療・福祉への貢献	<p>【目標達成】 加算</p> <p>専攻医・初期研修医のほか、医学学生・看護学生の臨地実習に入られ、実務に即した効果的な指導を行った。また、教育機関・講習会への講師陣体への委員派遣や医療機関への連携を行った。医療会議にも積極的に応じることもも、患者支援のための地域ケア会議も感染症対策を徹底した上で可能な限り実施した。</p>	<p>【目標達成】 加算</p> <p>専攻医・初期研修医のほか、医学学生・看護学生の臨地実習に入られ、実務に即した効果的な指導を行った。また、教育機関・講習会への講師陣体への委員派遣や医療機関への連携を行った。医療会議にも積極的に応じることもも、患者支援のための地域ケア会議も感染症対策を徹底した上で可能な限り実施した。</p>	<p>【目標達成】 加算</p> <p>保健所や駅構内等から多くの相談を受けており、地域支機能等からのアドバイスを通して患者の地域支援や再発防止に貢献しているが、目標指標⑨に感染拡大に伴い訪問支援を制限したため目標を達成せざるを得なかったことから「ややは延ばん」とした。</p>	

7 災害等への対応

DPAI先遣隊員7名が着実に進んでおり、院内研修会の実施や院外研修会への講師派遣など、体制強化に向けて、訓練や機材の準備等を行うとともに、病院機能の維持に必要な物品の備蓄を充実した。また、宿泊療養施設や県内クリスチー発生施設への看護師派遣など、新規コロナウイルス感染症への即応体制を迅速に確立し、県内精神科病院から重症患者の受け入れを行った。

8 やや遷延・遅延

DPAI先遣隊員が着実に進んでおり、院内研修会の実施や院外研修会への講師派遣など、体制強化に向けた取組を実施した。また、宿泊療養施設や県内クリスチー発生施設への看護師派遣など、新規コロナウイルス感染症への即応体制を迅速に確立し、県内精神科病院から重症患者の受け入れを行った。

◆ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に係る数値目標

目標とする指標	平成29(2017)年度			平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
	目標	目標	実績	達成率	目標	目標	実績	達成率	目標	目標	実績	達成率
① 並べアルコール外来患者数(人)	4,350	3,975	91.4%	C	4,400	4,013	91.2%	C	4,450	3,689	82.9%	D
② 実質的外来患者数(人)	90	58	64.4%	E	100	53	53.0%	E	100	45	45.0%	E
③ クロザビン治療対象患者数(人)	27	27	100.0%	B	30	25	83.3%	D	33	28	84.8%	D
④ 学会発表の件数(件)	9	7	77.8%	E	10	5	50.0%	E	11	13	118.2%	A
⑤ 患者満足度(%)	60	56.2	93.7%	C	70	64.3	91.9%	C	80	62.1	77.6%	E
⑥ 栄養食指導実績件数(件)	470	601	127.9%	A	490	735	150.0%	A	510	752	147.5%	A
⑦ 精神科認定看護師累計数(人)	6	5	83.3%	D	6	6	100.0%	B	7	6	85.7%	D
⑧ 平均在院日数(日) (第7病棟を除く)	129.8	109.3	115.8%	A	129.5	104.9	119.0%	A	129.0	104.6	118.9%	A
⑨ 地域ケア会議開催回数(回)	580	406	70.0%	E	600	438	73.0%	E	620	806	130.0%	A
⑩ 訪問看護回数(回)	630	648	102.9%	B	640	629	98.3%	C	650	617	94.9%	C
A:110%以上 B:100～110% C:90～100% D:80～90% E:80%未満												

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

取組実績	自己評価	評議委員会の点検・評価	今後の取組方針
1 病院運営体制の確立	<p>目標指標：⑥ やや遅延・要課題</p> <p>ペッドコントロール会議を毎日開催するとともに、各病棟に床側管理医と配置することで、入院対応や転換対応が速やかに行われる体制を確立した。精神科緊急・救急医療等の病棟・外来機能部会において、精神科緊急・救急医療等の充実に向けた精神疾患のあり方や外来診療体制について議論を整理し、改善に向けて具体的な検討を行った。</p>	<p>目標指標：⑥ やや遅延・要課題</p> <p>⑥医師数はよりスマートなペッドコントロールが可能となった。R3年度からは研修指導室を中心として専攻医の指導にも力を入れ、将来的に当院の診療引き継ぎ第1精神科の改革に伴う運用体制の整理や外來機能の充実に向けて検討を進めていることから「順調」とした。</p>	
2 病院参画意識の向上	<p>目標指標：① やや遅延・要課題</p> <p>病院長は、全職員に対する業務評価面接を通して、各職域の業務とプランの評価項目の関連についての意識を強化し、職員は自分ができることを自ら考えることにより、経営参画意識を高めることができた。</p>	<p>目標指標：① やや遅延・要課題</p> <p>①職員満足度は前年度よりも低下し、目標には及ばなかった。職員の経営参画意識は年々向上しているもの、経営形態の見直しに伴う先行きの不透明さによる不安を感じているため、全体の満足度を下げる要因にもなっているため、引き続き丁寧に説明を行っていく。目標指標の評価から「遅延」とした。</p>	
3 入院の確保及び費用の削減への取組	<p>目標指標：②③④⑤⑦⑧</p> <p>ペッドの有効利用のためレスパイド入院の積極的な受入れを行ったほか、患者プライバシーを確保し多床室の利用促進を図るため、一般病棟の多床室に間仕切りカーテンを設置した。また多臓器による医療販益改善アーキンググループを立ち上げ、収益の確保及び改善に向けた検討を行った。旧第6病棟を活用してCDI(Direct Information)室を立ち上げ、入院患者を対象とした薬剤指導を開始したほか、ジエネリック医薬品の使用促進に取り組んだ結果、後発医薬品使用体験加算1(85%以上)を取得することができる。併せて、院外処方を推進したことにより、医療品費の大額な削減にもつながった。</p>	<p>目標指標：②③④⑤⑦⑧</p> <p>②新入院患者数、③新規未収金発生額、④ジエネリック医薬品使用割合は目標を達成できた。③新外来外来患者数は目標には届かなかったが、外來初診及びアルコール外来診療の拡大により、前年度比126%の601人となった。⑤延べ外来患者数については新型コロナウイルス感染防止のため重複患者の通院間隔を延ばしたことにより減少した。④病床利用率についても目標より低値であったが、これは「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神科医療の方向性や長期入院患者の退院促進等による平均在院日数の大変な延縫が原因であると考えている。</p> <p>医療収益改善ワーキングを設置し、新たな診療報酬算定項目の取組に向けた検討・調整等に取り組んだ結果、診療単価の上昇につながっており、今後も積極的に取り組んでいきたい。</p> <p>総合的に評価し、「やや遅延」とした。</p>	

◆ 業務運営の改善及び効率化に係る数値目標

目標とする指標	平成29(2017)年度				平成30(2018)年度				令和元(2019)年度				令和2(2020)年度			
	目標	実績	達成率	評価	目標	実績	達成率	評価	目標	実績	達成率	評価	目標	実績	達成率	評価
① 職員満足度(%)	70	44.4	63.4%	E	80	50.7	63.4%	E	90	50.3	55.9%	E	90	43.9	48.8%	E
② 新入院患者数(人)	438	506	115.5%	A	444	528	118.9%	A	450	471	104.7%	B	456	468	102.6%	B
③ 新外来患者数(人)	555	425	76.6%	E	580	564	97.2%	C	605	476	78.7%	E	630	601	95.4%	C
④ 病床利用率(%)	77.1	75.5	97.9%	C	77.6	75.2	96.9%	C	78.0	70.2	90.0%	C	78.5	58.4	74.4%	E
⑤ 延べ外来患者数(人)	31,218	32,957	105.6%	B	31,385	33,791	107.7%	B	31,552	33,549	106.3%	B	31,720	30,661	96.7%	C
⑥ 医師数(人)	11	10	90.9%	C	12	12	100.0%	B	13	16	123.1%	A	13	14	107.7%	B
⑦ 新規未収金発生額(千円)	437	2,172	▲297.0%	E	2,172	2,798	71.2%	E	2,798	1,116	160.1%	A	1,116	768	131.2%	A
⑧ ジエナリック医薬品使用割合(%)	71.0	73.6	103.7%	B	72.0	73.8	102.5%	B	73.0	74.5	102.1%	B	74.0	89.8	121.4%	A

A:110%以上 B:100～110% C:90～100% D:80～90% E:80%未満

III 収支の状況等
1 経常の収支目標

目標とする指標	平成29(2017)年度				平成30(2018)年度				令和元(2019)年度				令和2(2020)年度						
	目標	実績	達成率	評価	目標	実績	達成率	評価	目標	実績	達成率	評価	目標	実績	達成率	評価			
① 経常収支比率(%)	102.7	102.5	99.8%	C	103.1	103.1	100.0%	B	102.5	99.2	96.8%	C	100.3	94.1	93.8%	C			
② 医業収支比率(%)	74.9	71.5	95.5%	C	74.9	70.3	93.3%	C	75.5	66.6	88.2%	D	75.6	59.2	78.3%	E			
A:110%以上 B:100～110% C:90～100% D:80～90% E:80%未満																			
令和2(2020)年度				評議委員会の点検・評価				今後の取組方針											
目標達成又は未達成の要因等																			
入院については、長引入院者の退院が進んでいたことにより入院単価は前年度から約11%上昇したが、平均在院日数の短縮に伴い病床稼働率が大幅に低下したため、入院収益は前年度と比べて約1億円の減となった。				これまでの新型コロナウイルス感染防止のため医療体制の拡充により初診患者が大幅に増えたものの、再診患者の通院間隔が伸びたことにより外來単価も下がったため、外来収益は前年度より約5千万円の減となった。				一方で、医業費用について前年度と比べて約6千万円増加しており、その主な要因は、職員数や賃金等の増加による労働費の増や、地方独立行政法人化の準備に係る委託費の増等である。				このように、令和2(2020)年度は医業収益が前年度より大幅に減少したにもかかわらず、医業費用は増加したため、医業損失が拡大し、医業収支比率は目標を達成できなかった。							
給与費の増に伴う負担金の増等により医業外収益は増加したが、医業損失の拡大を補い切れず、経常収支比率についても目標を達成できなかった。																			

2 収支計画

(1) 収益的収支(実績)

区分	平成29(2017)年度			平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度		
	最終予算	決算	最終予算	決算	最終予算	決算	最終予算	決算	最終予算	決算	最終予算	決算
1. 医業収益			1,847	1,784	1,863	1,810	1,827	1,780	1,615	1,619		
(1) 料金収入			1,837	1,774	1,853	1,800	1,818	1,770	1,606	1,610		
(2) その他	10	10			10	10	9	10	9	9		
2. 医業外収益			853	840	915	908	952	940	1,011	1,022		
(1) 他会計負担金・補助金	694	686		765	754	825	818	894	894	894		
(2) 国(県)補助金	12	11		13	12	13	6	19	19	21		
(3) 長期前受金戻入	150	140		135	140	111	110	95	95	103		
(4) その他	2	3		2	2	3	6	3	3	4		
(A) 経常収益			2,705	2,624	2,778	2,718	2,779	2,720	2,626	2,641		
1. 医業費用			2,554	2,496	2,637	2,573	2,731	2,675	2,791	2,738		
(1) 職員給与費	1,659	1,627		1,741	1,692	1,732	1,815	1,919	1,917	1,917		
(2) 材料費	365	344		344	339	343	338	315	315	299		
(3) 経費	357	345		376	367	497	368	414	414	384		
(4) 減価償却費	165	173		167	167	151	147	138	138	134		
(5) 資産減耗費	1	1		1	1	1	1	1	1	1		
(6) その他	7	6		8	7	7	6	4	4	3		
2. 医業外費用			68	64	65	62	69	67	75	69		
(1) 支払利息	6	6		4	4	2	2	1	1	1		
(2) 長期前払消費税額償却	4	4		4	4	4	4	4	4	4		
(3) その他	56	54		57	54	63	61	70	70	64		
(B) 経常費用			2,622	2,560	2,702	2,635	2,800	2,742	2,866	2,807		
(C) 経常損益[(A)-(B)]	83	64		76	83	▲21	▲22	▲240	▲240	▲166		
(D) 特別利益												
(E) 特別損失												
純損益[(C)+(D)-(E)]	83	64		65	72	▲21	▲22	▲240	▲240	▲166		
累積欠損金	101	120		55	48	76	70	316	316	236		

(2) 資本的収支(実績)

(単位:百万円)

区分	平成29(2017)年度			平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度	
	最終予算	決算	最終予算	決算	最終予算	決算	最終予算	決算	最終予算	決算	最終予算
1. 企業債	35	32	155	142	91	81	26	18			
2. 他会計出資金	141	141	141	141	121	121	73	73			
3. 他会計負担金											
4. 他会計借入金											
5. 他会計補助金											
6. 国(県)補助金											
7. その他											
(a) 収入計	176	173	296	283	212	202	99	91			
うち翌年度へ繰り越される支出の財 源充当額											
(b) 前年度計可債で当年度借入分	176	173	296	283	212	202	99	91			
(A) 紹計[(a)-(b)+(c)]	176	173	296	283	212	202	99	91			
1. 建設改良費	21	18	88	76	86	76	26	18			
2. 企業償還金	256	255	309	309	217	216	135	135			
3. 他会計長期借入金返還金											
4. その他											
(B) 支出計	277	273	397	385	303	292	161	153			
(C) 差引不足額[(B)-(A)]	101	100	101	102	91	90	62	62			

(3) 一般会計等からの繰入金(実績)

区分	平成29(2017)年度			平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			令和2(2020)年度	
	最終予算	決算	最終予算	決算	最終予算	決算	最終予算	決算	最終予算	決算	最終予算
収益的収支	694	686	765	754	825	818	894	894			
資本的収支	141	141	141	141	141	121	121	73	73	73	
合計	835	827	906	895	946	939	967	967			

IV その他業務に関する重要な事項

〔令和2(2020)年度の取組状況等〕
経営形態の見直しに向けた制度設計等について検討するため、令和2（2020）年1月に「臨本台病院地方独立行政法人化検討会」を設置し、同年3月に一般地方独立行政法人化をメインシナリオとして進めていくことで合意を固めることから、同年4月には5つの検討部会を設置し、一般地方独立行政法人化に向けて具体的な検討を進めるとともに、地方独立行政法人化後の中期経営改革プランの策定を開始した。同年9月の政策経営会議において、当院の策定が正式に決定した結果、令和3（2021）年度からこの中期経営改革プランが改定される見通しが立たないことから、新公立病院改革ガイドライン策定の指針となる国・新公立病院改革ガイドラインを参考して現行プランの課題整理を行った。新公立病院改革ガイドライン策定の指針となる国・新公立病院改革ガイドラインを参考して現行プランの課題整理を行った。

○ その他特記事項

〔令和2(2020)年度の取組状況等〕
当院では本県の三次救急を一元的に担っているが、慢性的な保護室不足により救急体制の維持に苦慮していることから、精神科救急医療体制の安定した運用及び効率的な病棟運営を図るため、第1病棟の一棟病室を改修して保護室を増設する方向で検討を開始し、病棟・外来機能部会等において具体的な検討を重ねた結果、令和3（2021）年度上半期で設計・工事を実施し、10月頃の運用開始を目指して進めていくことになった。

(地独)栃木県立岡本台病院 中期目標(要素)の概要について

【中期目標とは】

- ・地方独立行政法人法第25条に基づき、設立団体の長である知事が、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標として定めるもの。
- ・知事は、中期目標を法人に指示するとともに、公表しなければならない。
- ・知事は、中期目標を定めるときは、あらかじめ、地方独立行政法人評議委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならない。

【中期目標に定める事項】

第1 中期目標の期間

5年間(令和4(2022)年4月1日～令和9(2027)年3月31日)

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【項目】

- 1 質の高い医療の提供
- 2 安全で安心な医療の提供
- 3 患者・県民の視点に立った医療の提供
- 4 人材の確保と育成
- 5 地域連携の推進
- 6 地域精神医療・福祉への貢献・協力
- 7 災害等への対応

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

【項目】

- 1 業務運営体制の確立
 - 2 収入の確保及び費用の削減への取組
- 【主な内容】
- ・地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効率的で効率的な組織を整備すること。
 - ・職員の経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

【項目】

- ・県民が求める高度で専門的な医療を安定的に提供していくため、中期目標期間中に経常収支の黒字化を目指すこと。
- ・計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要な事項

【項目】

- 1 施設のあり方の検討
 - 2 コンプライアンスの推進と適切な情報管理
- 【主な内容】
- ・高度で専門的な医療の提供ができるよう、長期的な視点から今後担うべき診療機能にふさわしい施設のあり方を検討すること。
 - ・県民に信頼され、県内の精神科医療機関の模範的役割を果たしていくこと。
 - ・患者や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。
 - ・法令や社会規範を遵守するために、更なる内部統制の充実に努めること。

入院患者の地域移行・連携の促進、
保健所による退院後支援への協力等

前文

栃木県立岡本台病院（以下「岡本台病院」という。）は、これまで精神科緊急及び救急医療や医療觀察法医療、アルコール・薬物依存症に係る専門医療を提供するなど、精神疾患に係る高度で専門的な医療を担う地域精神医療の基幹病院として重要な役割を果たしてきました。

一方、近年は、更なる高齢化の進展、自然災害の頻発・激甚化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの社会環境の変化に加え、入院医療から地域生活への移行、医療従事者の働き方改革を始めとする国の医療提供体制改革への対応など、精神医療を取り巻く環境は大きな変化に直面している。
こうした状況の中で、岡本台病院は、将来にわたり、精神疾患に係る高度で専門的な医療を安定的に県民に提供するとともに、持続可能な経営基盤を確立することとが求められている。

このため、今後とも県立病院としての公的使命を果たしながら、医療環境の変化に対応するとともに、経営の健全化を図るため、柔軟で弾力的な病院運営が可能となる地方独立行政法人を設立することとした。

この中期目標は、医療サービスの向上、医療従事者の確保と育成、地域の医療機関等との連携、業務運営の改善や効率化など、岡本台病院が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。
岡本台病院においては、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な病院運営を行なうことにより、質の高い地域精神医療を安定的に提供するとともに、県内における医療水準の向上に努めるなど、本県の精神医療の健全な発展に貢献することを強く求めるものである。

第1 中期目標の期間

令和4（2022）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までの5年間
とすること。

第2 権民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

地域精神医療の基幹病院として、県民の医療ニーズを踏まえて、高度で専門的な医療などの質の高い医療を提供すること。

また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保するとともに、患者・県民の視点に立った医療サービスを提供するほか、人材の確保と育成に取り組むこと。

さらに、県全体の精神医療水準の向上や精神障害者の地域生活の支援を図るため、地域連携を推進するとともに、地域精神医療・福祉に貢献すること。

1 質の高い医療の提供

(1) 高度で専門的な医療の提供

精神科緊急及び救急医療や医療観察法医療、アルコール・薬物等の物質使用障害やギャンブル等の行動嗜癖を含む依存症を始めとする多様な精神疾患に対応した専門医療の提供など、県民が様々な病態に応じて必要な精神医療を受けられるよう、高度で専門的な医療を提供すること。

(2) 医療の質の向上に向けた取組の推進

多剤併用療法の見直しや難治性の統合失調症に対する効果的な治療の拡充など、医療の質の向上に向けた取組を積極的に推進すること。

(3) チーム医療の推進

多職種の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、チーム医療を積極的に推進すること。

(4) 臨床研究の推進

各職種において臨床研究を積極的に推進し、本県における精神医療の質の向上に努めること。

2 安全で安心な医療の提供

(1) 医療安全対策の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の収集・共有化や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進すること。
また、安全な医療を提供するため、医療機器、医薬品、施設内の安全管理を徹底すること。

(2) 院内感染防止対策の強化

患者が安心して医療を受けられるとともに、職員が安心して働くことができるよう、院内感染防止対策を強化すること。特に、新型コロナウイルス感染症等の公衆衛生上重大な危機が生じる恐れのある感染症に対する取組を重点的に実施すること。

3 患者・県民の視点に立った医療の提供

(1) 患者の人権を尊重した医療の提供
精神医療においては、患者の人権が侵害されないように最大限の配慮を行う必要があることから、職員は患者の人格に十分配慮し、適切な対応を行うこと。

(2) 患者及びその家族等への医療サービスの向上

患者及びその家族等の根点に立ち、必要な医療情報を分かりやすく説明し、インフォームド・コンセンストを徹底するとともに、外来診療、調剤、会計などの待ち時間を短縮するなど、患者及びその家族等への医療サービスの向上を図ること。

(3) 精神医療に関する情報の発信

県民の精神医療に対する理解を促進するため、ホームページ等を通じて岡本台病院が提供する医療サービスの内容を積極的に情報発信するなど、適切な情報提供を行うこと。

4 人材の確保と育成

- (1) 優れた医療従事者等の確保
県民から求められる役割を十分に果たせるよう、専門性を有する医療従事者や病院運営に精通した職員の確保に努めること。
- (2) 研修体制の強化
高度で専門的な医療を提供するため、体系統的な研修を行うとともに、職員の専門研修への参加促進や資格取得の支援など、研修体制の強化を図ること。

(2) 研修体制の強化

- （1）優れた医療従事者等の確保
県民から求められる役割を十分に果たせるよう、専門性を有する医療従事者や病院運営に精通した職員の確保に努めること。
- （2）研修体制の強化
高度で専門的な医療を提供するため、体系統的な研修を行うとともに、職員の専門研修への参加促進や資格取得の支援など、研修体制の強化を図ること。
- （3）人事管理制度の構築
職員にとって働きがいのある病院となるよう、人材育成やモチベーションの向上に資する岡本台病院に適した人事管理制度の構築に努めること。
- （4）働きやすい職場環境づくり
職員が安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう、職場環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進に努めること。

5 地域連携の推進

- (1) 地域の医療機関等との連携強化

本県の精神科救急医療システムの円滑な運用のため、地域精神医療の基幹病院として求められる役割を果たせるよう、精神保健福祉センターや他の医療機関等との連携強化を図ること。
また、患者の状態に合わせた適時適切な医療サービスを提供できること。
さらに、患者及びその家族等に対する支援の充実や治療効果の向上を図るため、自助グループ等の民間団体や専門機関との協働を推進すること。

と。

- (2) 入院患者の地域移行・定着の促進

入院患者が地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることが

- できるよう、入院早期から効果的なリハビリテーションやケア会議の開催等による退院促進に取り組むとともに、地域保健福祉行政機関や地域生活支援を行う事業者との連携強化等により、再発予防と地域生活の定着を促進すること。

6 地域精神医療・福祉への貢献・協働

- (1) 地域精神保健福祉活動への協力
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、保健所による退院後支援などの地域精神保健福祉活動への協力や地域の関係機関等との協働を積極的に行うこと。
- (2) 地域の医療従事者育成への支援
専攻医・研修医を受け入れるほか、看護師養成機関が行う実習への講師派遣、地域医療機関等への精神医療に関する研修の開催など、地域の医療従事者育成のための支援を積極的に行うこと。
- (3) 行政その他関係機関等への助言・支援
県内の精神医療水準の向上に貢献できるよう、行政その他関係機関等からの要請に応じ、精神医療の専門的立場からの助言・支援を積極的に行うこと。
- 7 災害等への対応
- (1) 災害等への対策の強化
大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合等に、患者や職員の安全を確保するとともに、病院機能を維持できるよう、実効性のあるBCP（業務継続計画）の策定や医薬品や食品等の適正な備蓄など、災害対策を強化すること。
また、災害等発生時においても本県の精神医療提供体制が維持できるよう、災害拠点精神科病院の指定に向けた体制整備について検討すること。

(2) 災害等発生時における支援等

大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合等に、県からの要請に基づき、D P A T(災害派遣精神医療チーム)や職員を派遣するなど、災害等発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、支援活動を想定した体制の強化に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織を整備すること。

また、職員の経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。

1 業務運営体制の確立

(1) 効率的で透明性の高い病院運営

質の高い医療を効率的に提供するため、実効性のある組織を整備することで、病院の運営状況等について積極的な情報発信に努め、効率的で透明性の高い病院運営を行うこと。

また、最適な職員構成を検討し、適切な職員配置に努めること。

(2) 経営参画意識の向上

職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持つて積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。

2 収入の確保及び費用の削減への取組

(1) 収入の確保対策

効率的な病床管理や診療報酬改定への迅速かつ適切な対応、未収金の発生防止と回収強化等により、収入の確保に努めること。

(2) 費用の削減対策

経営状況を分析し、費用の適正化について検討を行うとともに、適正な在庫管理の徹底、職員全員のコスト意識改革等により、費用の削減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

県民が求める高度で専門的な医療を安定的に提供していくために健全な経営と医療の質の維持・向上の両立が重要であることから、中期目標期間中に経常収支の黒字化を目指すこと。
また、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設のあり方の検討
施設の老朽化が進んでいることに加え、時代の変化に対応した医療サービスの提供に支障を来していることから、高度で専門的な医療の提供ができるよう、長期的な視点から今後担うべき診療機能にふさわしい施設のあり方を検討すること。

2 コンプライアンスの推進と適切な情報管理
県民に信頼され、県内の精神科医療機関の模範的役割を果たしていくよう、引き続き法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。

また、これらを確保するために、更なる内部統制の充実に努めること。

(地独) 栃木県立がんセンター及び(地独) 栃木県立リハビリテーションセンターの業務実績に関する評価方法及び評価基準

1 趣旨

地方独立行政法人（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績並びに中期目標の期間における業務の実績については、地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づき、知事の評価を受けなければならないことから、以下のとおり法人の業務実績に関する評価方法及び評価基準を定めるものとする。

改正地方独立行政法人法（抄）

第28条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれかに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 (略)

3 第1項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

2 評価の基本方針

- (1) 各事業年度における業務実績の評価については、年度計画の業務実施状況をもとに中期計画の進捗状況を調査、分析し、総合的に評価する。
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績の評価については、中期計画の業務実施状況（中期目標の期間の最後の事業年度において見込まれる業務の実績を含む。）をもとに中期目標の達成状況を調査、分析し、総合的に評価する。
- (3) 中期目標の期間における業務実績の評価については、中期計画の業務実施状況をもとに中期目標の達成状況を調査、分析し、総合的に評価する。
- (4) 法人の業務の実績の全体について調査、分析を行い、評価すべき点や改善すべき点を明らかにすることにより、法人の業務の質の向上及び効率化に資する。
- (5) 評価を通じて法人の業務運営の状況を分かりやすく示すことにより、法人の業務の透明性確保に資する。

3 評価方法について

(1) 各事業年度における業務実績の評価

- 当該評価は、各事業年度終了後に実施する。
- 法人は、各事業年度における業務の実績について、年度計画に掲げた中項目ごとに自己評価を行うとともに、自己評価を付した業務実績に関する報告書（以下「業務実績等報告書」という。）を作成し、知事に提出する。
- 知事は、法人から提出された業務実績等報告書に基づき、年度計画に掲げた中項目ごとに評価を行うとともに、業務実績全体の状況について評価を行う。
- 法人の自己評価は、次年度の5月～6月頃に実施し、知事による項目別評価及び全体評価は、7月～8月頃に（地独）栃木県立がんセンター及び（地独）栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴取した上で、9月頃に実施する。

《法人による自己評価》

法人は、自己評価するにあたり、業務実績や年度計画に掲げた指標の達成状況を総合的に検証し、中項目ごとの実施状況について4段階評価（「4 評価基準について」参照。以下同じ。）を行うとともに、その評価理由を記載する。

なお、年度計画に掲げた指標の達成状況の判断目安は、以下のとおり。

【指標の達成状況】

- v : 目標達成率 110%以上
- iv : 目標達成率 100%以上 110%未満
- iii : 目標達成率 90%以上 100%未満
- ii : 目標達成率 80%以上 90%未満
- i : 目標達成率 80%未満

《知事による評価》

ア 中項目別評価

法人の業務実績や法人による自己評価結果を総合的に検証し、中項目ごとの実施状況について4段階評価を行うとともに、その評価理由を記載する。

イ 全体評価

上記の中項目別評価を踏まえ、各事業年度における業務実績について、記述式による総合的な評価を行う。

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績の評価

- 当該評価は、中期目標の期間の最後の事業年度に実施する。
- 法人は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について、中期計画に掲げた中項目ごとに自己評価を行うとともに、自己評価を付した業務実績等報告書を作成し、知事に提出する。
- 知事は、法人から提出された業務実績等報告書に基づき、中期計画に掲げた中項目ごとに評価を行うとともに、業務実績全体の状況について評価を行う。

- 法人の自己評価は、中期目標の期間の最後の事業年度5月～6月頃に実施し、知事による項目別評価及び全体評価は、7月～8月頃に評価委員会の意見を聴取した上で、9月頃に実施する。

《法人による自己評価》

法人は、自己評価するにあたり、業務実績や中期計画に掲げた指標の達成状況を総合的に検証し、中項目ごとの実施状況について4段階評価を行うとともに、その評価理由を記載する。

なお、中期計画に掲げた指標の達成状況の判断目安は、年度計画に掲げた指標の達成状況の判断目安と同様とする。

《知事による評価》

ア 中項目別評価

法人の業務実績や法人による自己評価結果を総合的に検証し、中項目ごとの実施状況について、4段階評価を行うとともに、その評価理由を記載する。

イ 全体評価

上記の中項目別評価を踏まえ、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績について、記述式による総合的な評価を行う。

(3) 中期目標の期間における業務実績の評価

- 当該評価は、中期目標の期間の終了後の次年度に実施する。
- 法人は、中期目標の期間における業務の実績について、中期計画に掲げた中項目ごとに自己評価を行うとともに、自己評価を付した業務実績等報告書を作成し、知事に提出する。
- 知事は、法人から提出された業務実績等報告書に基づき、中期計画に掲げた中項目ごとに評価を行うとともに、業務実績全体の状況について評価を行う。
- 法人の自己評価は、中期目標の期間の終了後の次年度5月～6月頃に実施し、知事による項目別評価及び全体評価は、7月～8月頃に評価委員会の意見を聴取した上で、9月頃に実施する。

《法人による自己評価》

法人は、自己評価するにあたり、業務実績や中期計画に掲げた指標の達成状況を総合的に検証し、中項目ごとの実施状況について4段階評価を行うとともに、その評価理由を記載する。

なお、中期計画に掲げた指標の達成状況の判断目安は、年度計画に掲げた指標の達成状況の判断目安と同様とする。

《知事による評価》

ア 中項目別評価

法人の業務実績や法人による自己評価結果を総合的に検証し、中項目ごとの実施状況について、4段階評価を行うとともに、その評価理由を記載する。

イ 全体評価

上記の中項目別評価を踏まえ、中期目標の期間における業務実績について、記述式による総合的な評価を行う。

4 評価基準について

(1) 各事業年度における業務実績の評価

法人による自己評価及び知事による評価（中項目別評価）については、以下の基準により判断する。

《評価基準》

- S：計画を上回って実施している。
- A：概ね計画どおり実施している。
- B：計画をやや下回って実施している。
- C：計画を下回っている、又は実施していない。

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績の評価

各事業年度における業務実績の評価基準と同様とする。

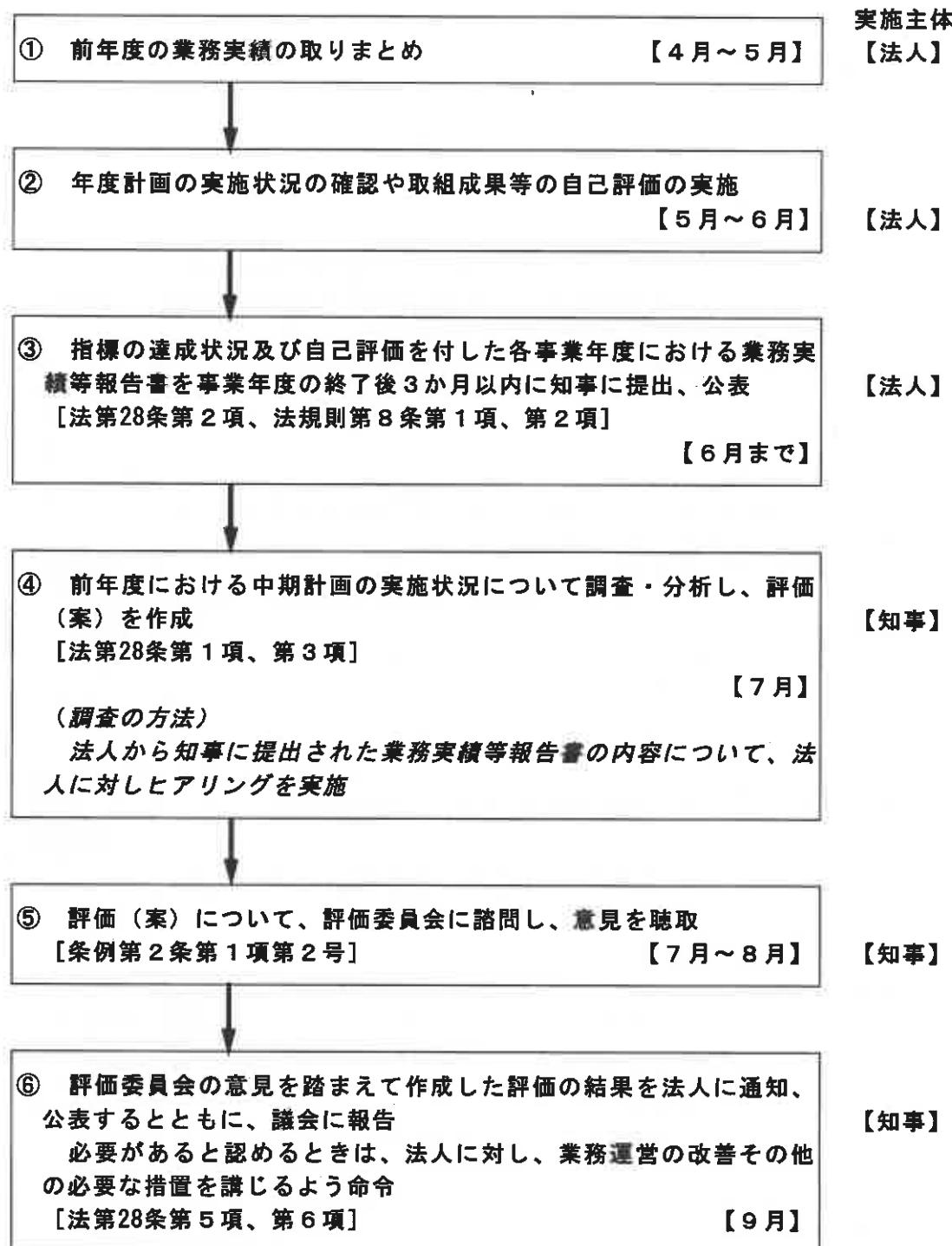
(3) 中期目標の期間における業務実績の評価

各事業年度における業務実績の評価基準と同様とする。

【参考】

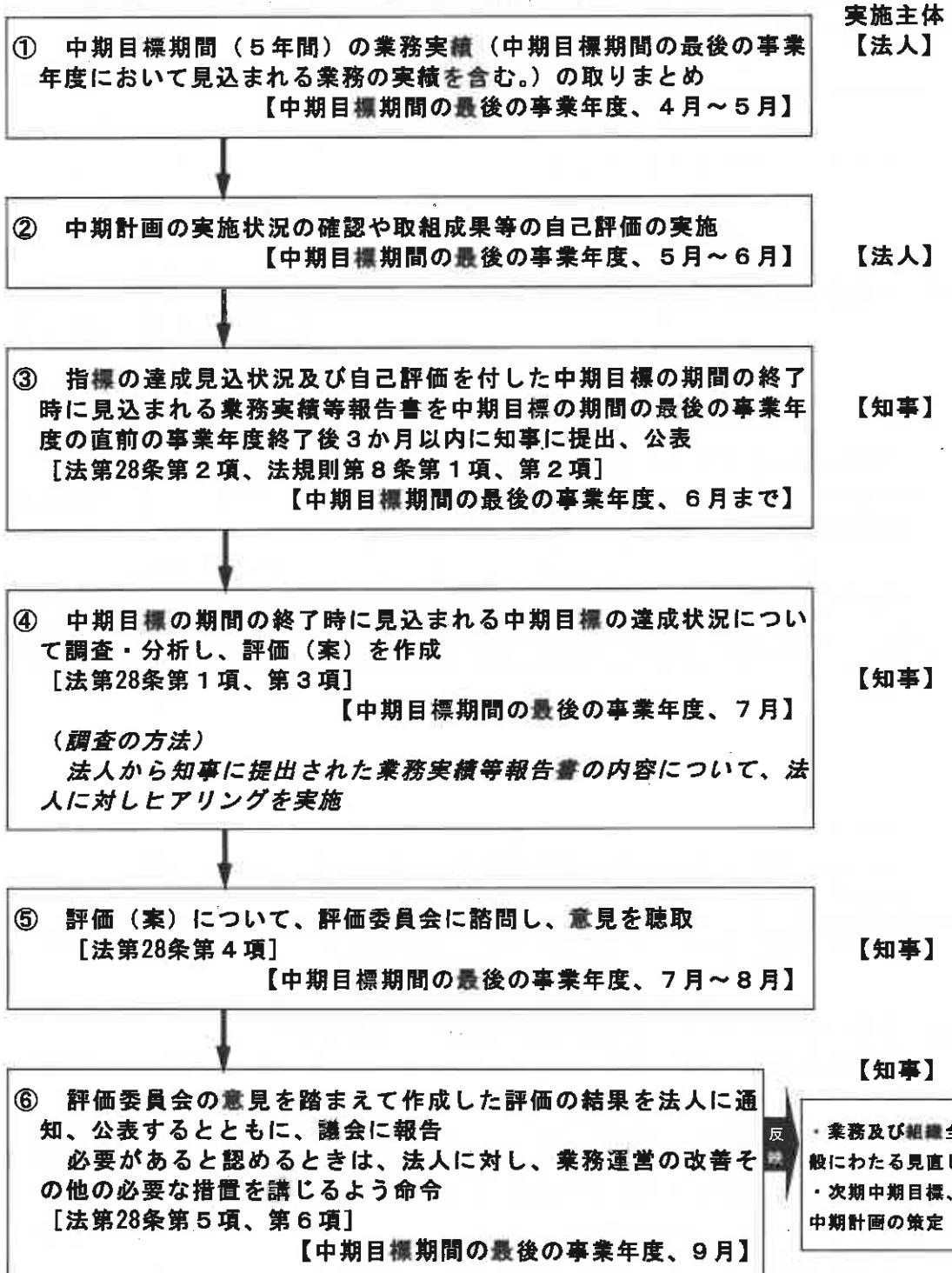
(地独) 栃木県立がんセンター及び(地独) 栃木県立リハビリテーションセンターの業務実績の評価に関するフロー

(1) 各事業年度における業務実績の評価



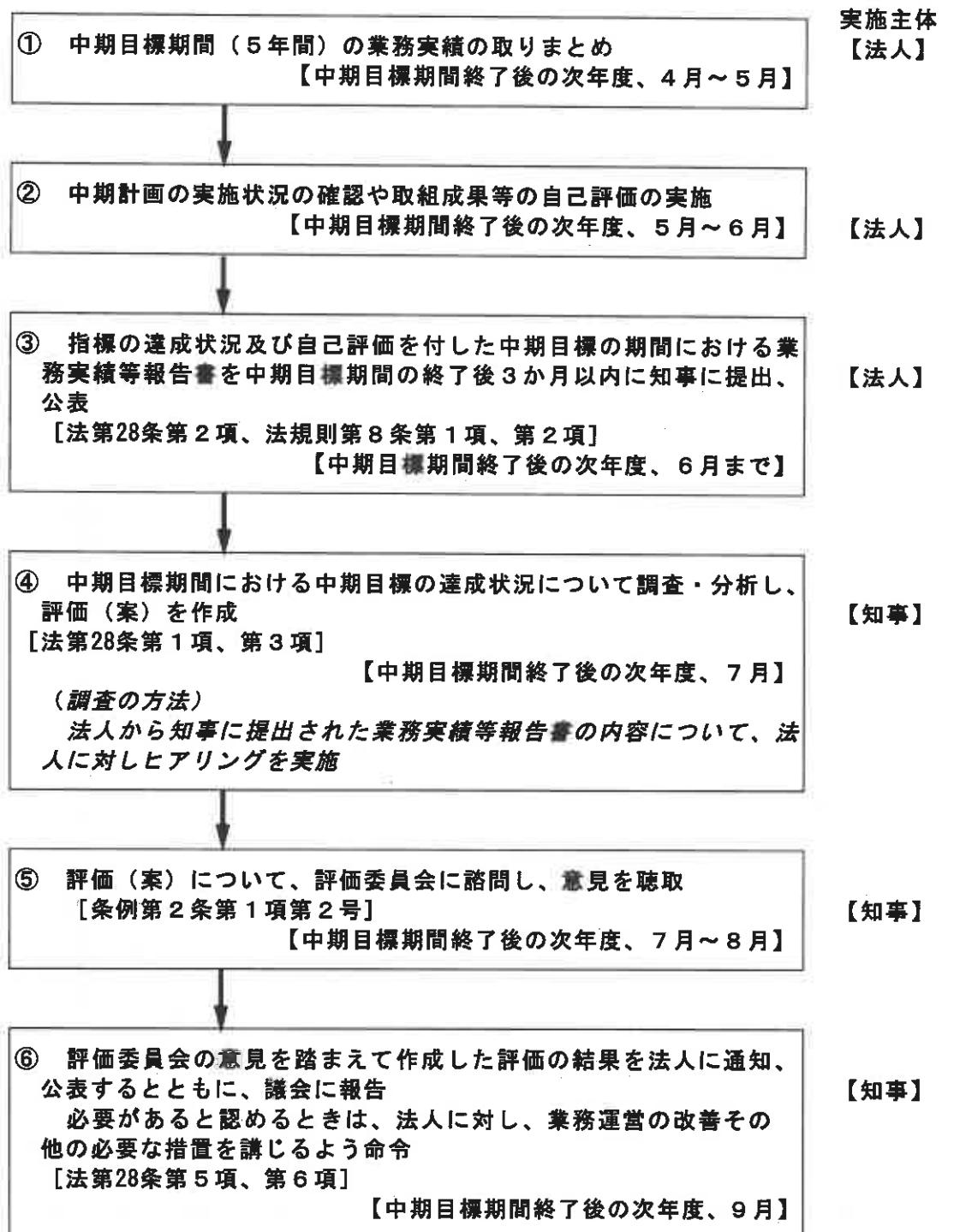
(注) 図中「法」は地方独立行政法人法を、「条例」は地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例を、「法規則」は地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則を示す。

(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績の評価
 (中期目標期間における業務実績の見込み評価)



(注) 図中「法」は地方独立行政法人法を、「条例」は地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例を、「法規則」は地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則を示す。

(3) 中期目標期間における業務実績の評価



(注) 図中「法」は地方独立行政法人法を、「条例」は地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例を、「法規則」は地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則を示す。

令和2(2020)年度 (地独)栃木県立がんセンター決算の概要(速報)

〔平成28(2016)年4月 地方独立行政法人化〕

区分		R元(2019)年度 決算額 A	R2(2020)年度 決算額 B	(単位:百万円) 比較 B-A
許可病床数(床)		291	291	0
年間延患者数	入院患者数(人)	56,136	54,734	△ 1,402
	1日平均(人)	153.4	150.0	△ 3.4
	外来患者数(人)	117,186	113,607	△ 3,579
	1日平均(人)	484.2	467.5	△ 16.7
単価	病床利用率※(%)	52.7	51.5	△ 1.2
	一人一日当入院(円)	69,140	73,074	3,934
	一人一日当外來(円)	29,893	30,338	445
経常収支	医業収支比率(%)	80.5	83.9	3.4
	経常収支比率(%)	97.0	101.2	4.2
當業等収支	營業収益	9,783	9,900	117
	うち医業収益	9,592	9,800	208
	うち入院収益	7,567	7,620	53
	うち外来収益	3,881	4,000	119
	うち運営費負担金	3,503	3,447	△ 56
	うち補助金等収益	1,419	1,153	△ 266
	當業外収益	0	406	406
	うち運営費負担金	191	100	△ 91
	臨時利	61	55	△ 6
		0	0	0
	當業費用	10,090	9,787	△ 303
	うち医業費用	9,994	9,700	△ 294
	うち給与費	9,399	9,079	△ 320
	うち材料費	3,843	3,852	9
	うち経費	2,877	2,871	△ 6
	うち減価償却費	1,668	1,643	△ 25
	うち一般管理費	939	652	△ 287
	うち給与費	146	137	△ 9
	當業外費用	125	117	△ 8
	臨時損失	96	87	△ 9
経常収支差	常利	0	0	0
	△ 306	113	419	
	△ 306	113	419	
資本収支差	うち企業債	1,772	1,259	△ 513
	うち資本収支負担金	1,168	466	△ 702
	うち建設改良費	605	596	△ 9
	うち企業債償還金	2,250	1,728	△ 522
	うち引	561	526	△ 35
	△ 477	1,202	△ 487	
	△ 477	△ 469	8	
累計負担金(當業等+資本)		2,085	1,804	△ 281
貸借対照表資本	資産	12,255	12,344	89
	債務	10,713	10,678	△ 35
	本	1,542	1,666	124

※延べ入院患者数(退院日を除く年間入院患者数)を年間延べ病床数で除した割合。 *四捨五入により合計等が合わないものがある。

【各数値の増減要因等】

(患者数)

- 入院患者数は減少

〔要因〕 新型コロナウイルス感染症患者の受入病床確保に伴う、一般病床の休床による減
- 外来患者数は減少

〔要因〕 新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う年度当初の受入制限による減

(収支関係)

- 入院収益は増加

〔要因〕 患者数は減少したものの、効率的な病床運営や診療科が揃ったことなどにより手術件数や手術単価が増加し、患者一人あたりの単価が増加した
- 外来収益は減少

〔要因〕 患者一人あたりの単価は増加したものの、受入制限により患者数が減少した影響大
- 医業費用は減少

〔要因〕 経費削減の努力や高額機器の減価償却が完了した影響大
- ⇒ 医業収益が増加し、医業費用が大きく減少したことから、医業収支及び経常収支ともに改善し、黒字を計上した。

業務実績報告書兼中項目別評価書

令和 2 (2020) 年 度
(第 5 期事業年度)

自 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日
至 令和 3 (2021) 年 3 月 31 日

地方独立行政法人栃木県立がんセンター

目 次

業務実績報告書兼中項目別評価報告書 総括表

1

第 1 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項（大項目）	2
1 質の高い医療の提供（中項目）	2
2 安全で安心な医療の提供（中項目）	6
3 患者・県民の視点に立った医療の提供（中項目）	9
4 人材の確保と育成（中項目）	14
5 地域連携の推進（中項目）	18
6 地域医療への貢献（中項目）	21
7 災害等への対応（中項目）	23
第 2 業務運営の改善及び効率化に関する事項（大項目）	24
1 業務運営体制の確立（中項目）	24
2 経営参画意識の向上（中項目）	25
3 収入の確保及び費用の削減への取組（中項目）	26
第 3 予算、収支計画及び資金計画（財務内容の改善に関する事項）（大項目）	30
第 8 その他業務運営に関する重要事項（大項目）	31

【評価基準について】

法人による自己評価及び知事による評価（中項目別評価）については、以下の基準により判断する。

- S：計画を上回って実施している。
- A：概ね計画どおり実施している。
- B：計画をやや下回って実施している。
- C：計画を下回っている、又は実施していない。

【指標について】

各指標の達成状況の判断目安は以下のとおりとする。

- v : 目標達成率 110%以上
- iv : 目標達成率 100%以上 110%未満
- iii : 目標達成率 90%以上 100%未満
- ii : 目標達成率 80%以上 90%未満
- i : 目標達成率 80%未満

業務実績報告書中項目別評価報告書 総括表

◆ 中期目標期間における各事業年度の項目別評価

項目	平成28(2016) 年度	平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度
第1 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項					
1 質の高い医療の提供	A	A	A	A	A
2 安全で安心な医療の提供	A	A	A	A	B
3 患者・県民の視点に立った医療の提供	A	A	A	A	A
4 人材の確保と育成	A	A	A	A	B
5 地域連携の推進	A	A	B	A	A
6 地域医療への貢献	A	A	B	A	B
7 災害等への対応	A	A	A	A	A
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項					
1 業務運営体制の確立	A	A	A	A	A
2 経営参画意識の向上	A	A	A	A	A
3 収入の確保及び費用の削減への取組	A	B	B	B	B
第3 予算、収支計画及び資金計画					
財務内容の改善に関する事項	A	B	B	B	A
第8 その他業務運営に関する重要事項					
その他業務運営に関する重要事項	B	B	A	A	B

(参考) 中期目標期間における各事業年度の全体評価

年度	評価結果
平成28(2016)年度	全体として中期計画の達成に向けて概ね順調な進捗状況である。
平成29(2017)年度	中期計画の達成に向けてほぼ順調な進捗状況であるが、一部の項目において計画を下回っている。
平成30(2018)年度	中期計画の達成に向けた進捗にやや遅れが見られる。
令和元(2019)年度	中期計画の達成に向けた進捗にやや遅れが見られる。
令和2(2020)年度	中期計画の達成に向けた進捗にやや遅れが見られる。(案)

第1 民に対する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項(大項目)
1 質の高い医療の提供(中項目)

◆年度計画指標

No	指標名	R2(2020) 年度 実績	R2(2020) 年度 達成率	R2(2020) 年度 目標達成率	指標の達成状況
1	高難度手術直下手術件数(件)	60	53	88%	ii
2	腹腔鏡及び胸腔鏡下手術直下手術件数 (件)	580	587	103%	iv
3	外来(日帰り)ボリープ内視鏡手術直下手術 件数(件)	900	738	82%	ii
4	高難度放射線治療延べ件数(件)	IMRT SBRT	780 20	911 4	v i
5	外来化学療法延べ件数(件)	7,900	8,734	111%	7,900 v
6	臨床研究件数(件)	228	194	85%	228 ii
7	チームSTEPS受講率(%)	100.0	71.2	71%	i
8	織和ケア勉強会実施回数	年8回	年9回	113%	v
9	施設の織和ケア連携カンファレンス開催回数	月1回以上	年4回	33% 月1回以上	i
10	がん患者リハビリティーション単位数(単位)	5,900	6,967	118%	17,040 v

※ 中期計画指標のみ記載

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績

	H2(2016) 年度 実績	H2(2017) 年度 実績	H2(2018) 年度 実績	R2(2019) 年度 実績	R2(2020) 年度 実績
	69	75	52	61	53
1 高難度手術直下手術件数(件)	345	358	530	607	597
2 腹腔鏡及び胸腔鏡下手術直下手術件数 (件)	995	918	984	956	738
3 外来(日帰り)ボリープ内視鏡手術直 下手術件数(件)	777	1,251	2,190	835	911
4 高難度放射線治療延べ件数(件)	4	0	8	16	4
5 外来化学療法延べ件数(件)	7,897	7,573	8,048	8,303	8,734
6 臨床研究件数(件)	182	169	183	200	194
7 チームSTEPS受講率(%)	43.6	63.9	83.7	77.3	71.2
8 織和ケア勉強会実施回数	年10回	年10回	年8回	年9回	
9 施設の織和ケア連携カンファレンス開催回数	年9回	年10回	年8回	年4回	
10 がん患者リハビリティーション単位数(単位)	2,285	5,438	5,374	5,688	6,967

年次計画の記載内容

業務実績

中期計画(H2(2016)～R2(2020))の記載内容

(1)高度で専門的な医療の推進(小項目)

患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、患者がさまざまな医療を受けられるよう、がん専門病院として、以下のとおり、高度で専門的な医療を提供する。

ア 局所進行がんや転移がん、希少がんも含め、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び化学療法を組み合わせた医学的治療を行う。

ア 局所進行がんや転移がん、希少がんも含め、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び化学療法を組み合わせた医学的治療を行う。

- ① 令和元(2019)年度には81件に増加した肝胆脾外科の高難度手術は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年度前半(特に5月～6月)の件数が少なく、目標の60件を下回った。
- ② 希少がんの診療、研究の要となる希少がんセンターを設立し、県内外の医療機関との診療ネットワークの確立、国際的な連携の強化及び病気に対する正しい情報の発信に取り組む。
- ③ がんゲノム医療連携網として、切除不能・再発がん、がん性がんに対する正しい検査を実施してきた。院内から出された希少がんに対する正確な検査結果を早期に提出する。

中期計画(H28/2016)～R2(2020))の記載内容		年度計画の記載内容	
<p>低侵襲内鏡下手術(内視鏡、胸腔鏡下傍大動脈リババ節郭清術をはじめ、腹腔鏡及び胸腔鏡下手術を施行するとともに、手術支援ロボットを導入)や食道、胃、大腸の内視鏡治療の実施(内視鏡的粘膜下層剥離術:ESD、内視鏡的粘膜切除術:EMR等)等、患者の身体的負担が少ない治療法を引き継ぎ提供し、患者の高齢化への対応を進める。</p>	<p>イ 先進医療である胸腔鏡下傍大動脈リババ節郭清術をはじめ、腹腔鏡及び胸腔鏡下手術を推進するとともに、手術支援ロボットを導入など、低侵襲化を推進する。</p> <p>II 短時間で効率的IMRT(強度変調放射線治療)やVMAT(強度変調回転放射線治療)及びSBRT(体幹部定位放射線治療)を提供する。</p> <p>III 大腸ポリープについては、外来検査の際にその場でポリープを切除する。</p> <p>IV 検査室による検査制限、検査受診率の低下などの影響で、目標の900件を下回った。</p>	<p>④ 胸腔鏡手術では婦人科症例が多くを占めている。安全で質の高い最先端医療を提供するため、9月から手術支援ロボットによる手術を開始し、泌尿器科を中心とした消化器科、婦人科で症例を重ねてきた。(年間61例)。</p> <p>⑤ 去年度に引き継いで、早期の大腸がんに対する低侵襲な治療を推進したため、ESD(内視鏡的粘膜下層剥離術)を積極的に施行し、その場でポリープを切除した。また、大腸ポリープについては、外来検査の際にその場でポリープを切除したが、新型コロナウイルス感染症による検査制限、検査受診率の低下などの影響で、目標の900件を下回った。</p>	<p>④ IMRTは頭頸科や婦人科の症例数が安定し、目標を達成した。一方、SBRTは目標の20件を下回った。新型コロナウイルス感染症の影響による検査の受診率によらず、大腸ポリープの減少の影響が考えられる。</p>
<p>IMRT(強度変調放射線治療)やSBRT(体幹部定位放射線治療)等、患者の状態等に応じた高度な放射線治療を提供する。</p>	<p>工 医師、薬剤師、看護師等多職種によるカンファレンスを行ない、患者についての情報を共有するとともに、レジメン内を中心とした医師、薬剤師と相談することで、適切かつ安全な化学療法及び看護を提供する。</p>	<p>⑦ 6月より外来化学療法件数が月700件超と増加し、前年度との比較では400件以上、上回る結果となった。</p> <p>⑧ 医師、看護師、薬剤師など多職種での情報交換や共有を図り、日々安全かつ安心して治療が推進できるよう努めた。</p> <p>⑨ 外来受診の患者さんと医師とのコミュニケーションツールとしての問診票の活用を継続しており、有効性を確認してきた。</p>	<p>⑩ 承認前の医薬品の治験等の臨床研究や新たな標準治療法の確立のため、国内の多施設共同研究の実施に、臨床研究コーディネーターが積極的に取り組んだ。</p> <p>⑪ 当センターで実施している治験、臨床研究の一覧を作成し、実施状況を広くホームページ上で公開した。</p> <p>⑫ 臨床研究法下で行われる臨床研究について、研究グループや学会から発信される情報を収集し、自分たちで運用しながら、より詳細かつ明確な標準業務手順書に改正した。</p> <p>⑬ 臨床研究審査委員会メンバーへの臨床研究に関する研修を実施し、臨床研究審査体制の質を確保した。</p>
<p>中長期方針(2016)～R2(2020))の記載内容</p>	<p>工 抗がん剤の作用、副作用に熟知した専門医や看護師による高度ながん化学療法を提供するとともに、他の医療機関では実施困難な最新の化学療法を提供する。</p>	<p>オ 患者がよりよい治療を受けられるよう、治験等の臨床研究や新たな標準治療法の確立のための国内外の多施設共同研究に積極的に取り組む。</p>	<p>⑭ 2016年2月から開始したチームSTEPPS(※)の研修を、全職員を対象に実施するとともに、上級編修修業者を対象に、チームSTEPPS推進リーダー(症候群討論会)を定期的に開催する。</p> <p>⑮ また、キャンサーサーボード(症候群討論会)を定期的に開催する。</p> <p>⑯ さらに、タスクシェアリング推進ワーキンググループで検討を行い、多職種の医療従事者間での連携、協働によるチーム医療を推進する。</p>

(2)チーム医療の推進(小項目)

シ 障害の医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に發揮できるよう、放射線診断医、病理診断医をはじめとする医療従事者間の連携、協働を実際の臨床の場で実践するため、体系統的なチームトレーニングを実施するとともに、キャンサーサーボード(症候群討論会)の一層の充実を図る。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、チームSTEPPS研修の開催は中止となつた。本年度で初回の研修を全職員が終える予定であったが、年度末時点での研修は310名、未受講者は125名という状況となつた。

② タスクシェアリング推進ワーキンググループは開催しなかつた。国の医師の働き方改革を進めためのタスク・シフト・シェアの推進に関する検討会の情報収集に努めた。

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容	年度計画の記載内容	業務実績
(3) 総合ケアの推進(小項目) 患者の苦痛の緩和や療養生活の質の維持向上を図るため、以下のとおり、がんと診断された時からの総和ケアを推進する。	患者の苦痛の緩和や療養生活の質の維持向上を図るために、以下のとおり、がんと診断された時からの総和ケアを推進する。	① 総和ケアセンターの体制強化を図るために、毎週水曜日に多職種で総和ケアセミナーを開催した。 ② 総和ケアアンケートの育成を目的に総和ケアアンケート会を開催した。 ③ 新型コロナウイルス感染症によるリンクナースの異動などで集団での開催は2回、その後は電子媒体を活用しながら各自の行動目標を明確にし、1年間の取り組み後、年度末に評価を行った。 ④ リンクナースが所属部署で基本的総和ケアが提供できるよう具体的な内容に取り組むと共に専門的総和ケアにつなぐ役割強化を図った。
ア 総和ケア外来、総和ケア病棟等を有機的に統合する総和ケアセンターの体制を形成させることとともに、総和ケアチーム、総和ケア外来、総和ケア病棟等を有機的に統合した総和ケアセンターでの機能の維持向上を図る。	ア 総和ケア外来、総和ケア外来、総和ケア病棟等を有機的に統合する総和ケアセンターで院内向けに総和ケア勉強会を開催し、基本的総和ケアから専門的総和ケアへつなぐ体制を強化する。	④ 例年、宇都宮医療團體和ケア地域連携カンファレンスを済生会宇都宮病院と協働で開催しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により11月まで実施できなかつた。12月からはWeb開催とし、訪問看護師や訪問看護師・ケアマネージャー、当センター医師・看護師・MSWなどが参加し、計4回実施した。1事例を展開しながら情報共有を図り、今後の看護上の課題や対応など情報共有を図った。
イ 院内ののみならず地域全体の総和ケアの質の向上を図るために、地域連携カンファレンスの実施、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションとの連携強化、訪問看護の検討を行うなど、地域と連携して在宅総和ケアを推進する。	イ 地域全体の総和ケアの質の向上を図るために、宇都宮医療團體における他のがん診療連携拠点病院と協働して医療・福祉関係者を対象とした総和ケア地域連携カンファレンスを実施する。	① 新規合併症予防のため外来にて術前呼吸訓練指導を行い、周術期リハビリテーションの充実を図った。 ② 実施看護師教数…237件／年 ③ 多職種からなるがんリハビリテーションセンターのチーム活動として、入院患者全員に、医師や看護師、理学療法士、作業療法士、看護師、社会福祉士等によるカンファレンスを定期的に行つた。 開催回数…50回／年
(4)がん患者のリハビリテーション提供体制の充実(小項目) 患者の望む生活スタイルを支援するため、リハビリテーションスペースを拡充するとともに理学療法士・作業療法士の在籍を図り、がんと診断された時から患者の病態に応じたリハビリテーションを提供する。	患者の望む生活スタイルを支援するため、リハビリテーションスペースを拡充するとともに理学療法士・作業療法士の在籍を図り、がんと診断された時から患者の病態に応じたリハビリテーションを提供する。	① 患者の重む生活スタイルの支援として、術後合併症予防と早期生活復帰を図るために周術期リハビリテーションを充実する。 ② 多職種からなるがんリハビリテーションセンターのチーム活動として、入院患者全員に、医師や看護師、理学療法士、作業療法士、看護師、社会福祉士等によるリハビリテーション計画を策定し、質の高いリハビリテーションを提供する。
・該当なし	令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等	業務運営への反映状況

法人の 自己評価	A	評価 理由	<p>指標の達成状況に関しては、「直結鏡及び胸腔鏡下手術延べ件数」「高難度放射線治療延べ件数」「外来化学療法延べ件数」及び「がん患者リハビリテーション単位数」「チームSTEPSS受講率」などの指標で目標値を上回った一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、「高難度手術延べ件数」「外来(日帰り)ボリープ内視鏡手術延べ件数」「チームSTEPSS受講率」などは目標値を下回った。</p> <p>年度計画の業務実績に関する評価結果によると、令和元(2019)年度61件に増加した肝胆膵外科の高難度手術が、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより、令和2(2020)年度には53件に減少する一方、安全で質の高い最先端医療を提供するために、9月から手術支援ロボットによる手術を開始したことでの低侵襲化の推進が図られた。また、「緩和ケアの推進」では、リンクナースが所属部署で基本的緩和ケアが提供できるよう具体的な取り組みと併せて、がん患者のリハビリテーション提供体制の充実では、術後合併症予防のため外来にて術前呼吸訓練指導を行い、周術期リハビリテーションの充実を図ったなど、いずれの小項目においても概ね計画どおりに実施した。</p> <p>以上を総合的に勘案した結果、当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施することができたため、「A」評価とした。</p>
知事の 自己評価	A	評価 理由	<p>当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施していることが認められため、「A」評価とした。</p>

2 安全で安心な医療の提供(中項目)

◆年度計画指標

No	指標名	R2(2020) 年度			R2(2020) 年度			R2(2020) 年度			指標の達成状況
		自機構	実績値	達成率	自機構	実績値	達成率	年度	実績値	達成率	
1	医療安全管理研究会(全職員対象)実施回数(回)	95以上	98	103%	IV	—	—	年3回	年9回	年7回	—
2	感染管理認定看護師数(人)	3以上	2	67%	3以上	1	—	—	—	—	—
3	手術部位標示ローラフレイ研究実施回数	年1回	0	0%	I	—	—	2	2	1	2
4	医薬品安全使用研修実施回数	年2回	2	100%	IV	—	—	年1回	年1回	年1回	0
※ 中期計画指標のみ記載											2
※ 医療安全管理研究会(全職員対象)の指標は、R元(2016)年度より実施回数から変動年に変更											2

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績

* 感染安全管理研究会(全職員対象)の指標は、R元(2016)年度より実施回数から変動年に変更

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容

年度計画の記載内容

(1) 医療安全対策等の推進(小項目)	患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策等を推進する。	アリスマネジメントや医療安全に関する院内組織を中心にして医療事故の発生原因の分析等を行うとともに、医療事故防止や医療安全に関する情報の共有化、再発防止や事故防止の徹底を図る。	①リスクマネジメントや医療安全に関する院内組織を中心にして医療事故の発生原因の分析等を行うとともに、医療事故防止のための告発、医療事故の防止に努めた。②GOOD-JOB報告は38件／年報告などを行った。③リスクマネジメント研修を2回／年実施し、医療事故の強化に努めた。④病院全体の医療安全推進目標に対し、各部署が具体的目標を立案し、業務の実績形成し、インシデントや事故報告の原因分析、事故防止の具体策の検討、運用の整備、医療事故防止のための告発、医療事故の防止に努めた。
(2) 医療安全対策等の推進(小項目)	アリスマネジメントや医療安全に関する院内組織を中心にして医療事故の発生原因の分析等を行うとともに、医療事故防止や医療安全に関する情報の共有化、再発防止や事故防止の徹底を図る。	⑤医療事故報告制度に係る全死亡症例チェック体制を整備し7月より開始した。⑥医療安全に関する研修については、全職員対象研修や講習ごとにテーマを設定し、研修を計17回開催した(全職員対象:2回、職域別者:15回)。全職員対象医療安全研修では、「心的安全部」と「医療安全文化」にテーマを定め、ミラーニングの実践と書面記述での参加型として結果のフィードバックを行い実績に繋げた企画とした。	
(3) 医療安全対策委員会を中心とした定期的な感染対策	イ 感染対策委員会が中心となり、院内感染の予防、監視、指導、教育等を実施する。	アリスマネジメントが行うことができる。⑦新型コロナウイルスに伴うミレージョン、研修会を開催した。⑧中途採用者研修や新型コロナウイルスによる感染対策の研修を2回開催し、計11回の研修会を開催した。⑨院内の研修会を実施することで、当院の実施している感染対策の方法を伝達することができた。また、感染対策の実施する内容の研修会を開催することことで、院内の感染対策についてつなげることができた。新型コロナウイルス陽性者の受け入れを開始したが、院内でのクラスター発生はなく経過できた。	

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容	年度計画の記載内容	業務実績
(1)医療安全対策等の柱等(小項目) <ul style="list-style-type: none"> チーム医療を推進することとともに、院内に患者安全文化を醸成する」とともに、「職員にとっても安全な職場の形成を推進する」。 	医療の充全上質の向上を図るため、医療安全管理の中でも多職種連携ロールプレイ研修(※)を実施し、チームSTEPPSの導入の効果を高めることで多職種の職員が実際に再現し、成功要因や失敗要因について振り返りする実際の研究方法。	<p>① 新型コロナウイルス製造の影響により、チームSTEPPS研修の実施が中止となり、多職種連携ロールプレイは実施できなかつたが、2019年度受講者を対象にチラシ・パンフレット報告(現場実践報告)提出を実施し、安全文化の推進に繋がっていること、医療点などとの実績をチームSTEPPSを活用した部署目標を設定し、各部署で前期・年度末評価を行い実践活動につなげた。</p> <p>② 医療の質及び安全性の向上に向けた取組の効果を可視化するため、3月に全職員を対象に「医療安全研修では、5年間の経年結果を周知した。</p>
(2)医療機器、医薬品等の安全管理の徹底(小項目) <ul style="list-style-type: none"> 患者に対して安全な医療を提供するため、放射線治療器の品質管理の徹底や医療機器や医薬品ははじめ施設内全般の安全管理を徹底する。 	月最終水曜日を放射線治療器を提供するため、毎月最終水曜日を放射線治療器品質管理日として治療機器の品質管理を実施するとともに、その結果を掲示する。 また、当センター及び同研究所の放射線診断セミナー防護訓練に参加する、個人被ばく検量の測定、自主点検及び教育訓練等、適切な放射線管理を実施する。 さらに、医療品の安全使用のための研修会を定期的に実施するなどして、医療機器の安全性を維持するため、ME(メテカルエンジニア)室において医療機器管理システムによるデータを収集することで、データの信頼性を高めた。また、医療機器の安全性を維持するため保守点検を実施するとともに、医療機器の保守を行うことで、安全の確保に努めた。	<p>① 安全で安心な放射線治療を提供するため、毎月最終水曜日を放射線治療器品質管理日として治療機器の品質管理結果を放射線治療器の前に毎月掲示した。また、精査会議を放射線治療器の安全使用のための研修会を2回(エビデンス監督会、COVID-19予防接種ワクチンについて)開催した。(うち1回は新型コロナウイルス感染症の影響により資料スライド閲覧での開催とした)。</p> <p>② 医療機器(輸液、輸注ポンプ)の安全使用のための研修会を開催した。</p> <p>③ MIE(メテカルエンジニア)室において医療機器の中央一括管理を行い、機器より詳細なデータを収集することで、データの信頼性を高めた。また、医療機器の安全性を維持するため保守点検を実施するとともに、医療機器の保守を行うことで、安全の確保に努めた。</p>
(3)法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理(小項目) <ul style="list-style-type: none"> ア 常民に信頼され、県内医療機関の地域的役割を果たしていくよう、法令や社会規範を遵守する。 	イ 沼木県情報公開条例(平成11年沼木県条例第32号)及び ア 常民に信頼され、県内医療機関の地域的役割を果たしていくよう、法令や社会規範を遵守する。	<p>① 業務の遂行に必要な法令上の手続については、医療者が生じる都度、宇都宮市消防署など開設法令を所管する課局へ協議や確認を行い、適正な業務執行に努めた。</p> <p>② 沼木県情報公開条例、沼木県個人情報保護条例に基づく開示請求等に対応した。(沼木県情報公開条例に基づく開示請求9件、診療情報の開示請求(警察署からの操作手順紹介を含む)58件)</p>
(4)個人情報漏えいの防止と職員の技能を高めるため、情報セキュリティ研修を実施するなど、職員の技能を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。	イ 沼木県情報公開条例(平成11年沼木県条例第32号)及び ア 常民に信頼され、県内医療機関の地域的役割を果たしていくよう、法令や社会規範を遵守する。	<p>③ 個人情報の漏えい防止や情報セキュリティ対策の徹底を図るため、全職員を対象に情報セキュリティ研修を資料スライド閲覧で実施した。</p> <p>④ 運営者の登録情報を削除するとともに、職種ごとにアクセス権限を再確認した。</p>
・担当なし	令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等	業務運営への反映状況

法人の 自己評価	B	評価 理由	<p>・指標の達成状況に関しては、研修方法を工夫することで「医療安全管理研修(全職員対象)受講率」「医薬品安全使用研修実施回数」は目標を達成したが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、「多職種連携ロールプレイ研修実施回数」などは目標値を下回った。</p> <p>・年度計画の業務実績に関しては、「医療安全対策等の推進」では、多職種による検証ワーキンググループを構成し、インシデントや事故報告の原因分析、事故防止の具体策の検討、運用の監視、医療事故防止のための啓発、広報などをを行い、医療事故の防止に努めた。また、「医療機器等の安全管理の徹底」では、安全で安心な放射線治療を提供するため、医学物理士を中心とした毎月最終水曜日に治療機器の精度管理を実施したほか、医療機器の全使用のための研修会を開催した。</p> <p>・以上を総合的に勘案した結果、当該中項目に関しては、計画をやや下回って実施したため、「B」評価とした。</p>
-------------	---	----------	--

知事の 評価	B	評価 理由等	<p>・当該中項目に関しては、計画をやや下回っていると判断したため、「B」評価とした。引き続き、医療安全対策等の推進に努められたい。</p>
-----------	---	-----------	--

3 患者・県民の根点に立った医療の提供(中項目)

◆年度計画指標

No.	指標名	R2(2020) 年度 実績 目標値	R2(2020) 年度 達成率	R2(2020) 年度 目標達成状況
1	カルテ監査実施回数	年2回	2	100%
2	専門看護相談件数(件)	980	1,242	127% V
3	セカンドオピニオン件数(件)	230	36	16% I
4	院内クリティカル・パス適用症例率(%)	52.0	54.2	104% IV
5	口腔ケア実施件数(件)	500	544	109% IV
6	医療相談件数(件)	3,100	4,256	137% V
7	患者満足度割合(%)	90以上	94	104% 90以上 IV

※ 中期計画指標のみ記載

中期計画(H28(2016)~R2(2020))の記載内容

(1)患者及びその家族への医療サービスの充実(小項目)

①患者及びその家族への医療サービスの充実が図られるよう、以下の取組を実施する。

ア 患者及びその家族に対する相談や、信頼感を高めるため、カルテ監査による実施状況の検証を行う。

イ 患者が自身の生活スタイルに応じて最適な治療やケアを選択できるよう、各専門分野の認定看護師による看護外来の充実を図り、患者の意思決定を支援するとともに、質の高い看護を実現する。

ウ 患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォーム・ド・コンセントを徹底する。

年度計画の記載内容

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績

No.	指標名	H28(2016)		H29(2017)		H30(2018)		H31(2019)		R2(2020)	
		年度 実績	年度 目標	年度 実績	年度 目標	年度 実績	年度 目標	年度 実績	年度 目標	年度 実績	年度 目標
1	カルテ監査実施回数	年2回	2	100%		IV		年2回	年2回	年2回	2
2	専門看護相談件数(件)	980	1,242	127%	V		788	991	1,026	1,046	1,242
3	セカンドオピニオン件数(件)	230	36	16%	I		148	194	153	107	36
4	院内クリティカル・パス適用症例率(%)	52.0	54.2	104%	IV		48.8	50.2	53.5	51.7	54.2
5	口腔ケア実施件数(件)	500	544	109%	IV		431	571	551	478	544
6	医療相談件数(件)	3,100	4,256	137%	V		3,301	3,295	3,011	3,370	4,256
7	患者満足度割合(%)	90以上	94	104%	90以上 IV		82	83	87	88	94

業務実績

①カルテ監査を2回実施し、その結果を診療情報委員会に報告するとともに、監査結果を各医師にフィードバックした。

イ 患者が自身の生活スタイルに応じて最適な治療やケアを選択できるよう、各専門分野の認定看護師による看護外来の充実を図り、患者の意思決定を支援するとともに、質の高い看護を実現する。

ウ 患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォーム・ド・コンセントを徹底する。

③診療放射線技師による検査前説明については2020年度から使用資料を改訂、外來初診患者を対象とした説明を実施した。(実施件数2件)
④診療放射線技師による機械装置を使用した検査前説明については2018年度から開始継続しており(初年度実施3件)、毎年件数は増加している。(2020年度実績33件)
⑤臨床検査技師が行う検査説明として、不規則抗体保有患者に対して輸血情報を配布する際に、不規則抗体に関する説明を13名の患者に対して実施した。

⑥病理専門医から直接病理診断結果を患者に説明したことと、病理検査所見を見てもらいながら説明することができる。手術部位に対する理解を深めることとした。

中期計画(H28(2016)～H2(2020))の記載内容	年度計画の記載内容	業務実績
<p>工 患者及びその家族の生活の質の向上を図るために、外来診療の充実を図るため、人員体制に配慮しながら平日朝夕の診療を実行するなどもに、セカンドオフィニオン外来を開始する。</p>	<p>工 セカンドオフィニオン外来については、平日午後のみ、土曜日の午前にも診察を行うとともに、平日ににおけるCT、MRI等の画像検査件数の膨大について検討する。※患者が紹介のいく治療法を選択することができるよう、治療の進行状況、次の医療の治療選択等について、現在診療を受けている担当医と違う医療機関の医師に「第2の意見」を求めること。</p>	<p>⑦ セカンドオフィニオン実績36件(うち土曜日6件)</p> <p>⑧ 新型コロナウイルス感染症の影響で、セカンドオフィニオン外来を休止する期間が生じたことから受診者数は目標を下回った。今年度からセカンドオフィニオン外来を開始した新たな診療科(泌尿器科、頭頸科など)の受診者数が多くなった。</p> <p>⑨ 就業支援を目的に平日早朝の放射線治療の運用を開始した。同目的としたマンモグラフィの運用はその必要性について再検討中であるが、平日夕方(16時以降)の平日早朝放射線治療:15名 369件</p> <p>⑩ CT、MRI検査の朝夕枠については、維持して検討していくこととした。</p>
<p>オ 現在の手術マネジメントセンターの機能を強化した入退院センターを新設し、入院前の患者への検査、入退院、待合室管理の説明等、医療サービスの総合的なマネジメントを実施する。</p>	<p>オ 入退院センターにおいて、入院前から退院後を見据えた情報を受け取ることで、円滑な治療を実現し、必要な支援の早期介入を図ることで、医療サービスの総合的なマネジメントを実施する。</p>	<p>⑪ 入退院センター利用者数は、緊急以外の入院患者数の約90%である。</p> <p>⑫ 予約での対応が定着し、事前の患者情報収集により早期介入と入院前退院スクーリング・栄養状態評価・休業料・呼吸訓練・相談支援等多職種での介人と情報共有により退院前に向けて早期に必要な支援が提供できました。また、待ち時間や入院前より退院にも繋がり、患者サークルの向上がつり上げることができます。</p> <p>⑬ 現在在患者バスの改善も進行中であり、更に患者がわかり易く理解、納得できる対応に努め、安心で安全で安心できる医療を提供していきたい。</p> <p>⑭ 新型コロナウイルス感染症の入院防止に取り組み、予定入院患者の感染は無く成果はあつた。</p>
<p>カ 院内クリティカルバス(良質な医療を標準的かつ安全、適正に提供するための手段としての診療計画表)の適用率例率の向上を図る。</p>	<p>カ 治療・検査にに関する新規の院内クリティカルバス(良質な医療を標準的かつ安全、適正に提供するための手段としての診療計画表)の作成を行い、パリアンス評価の重要性を職員へ周知するとともに、適切なパリアンス評価に基づいたクリティカルバスの見直しを行い、適用症例車の向上を図る。</p>	<p>⑮ 治療器科、頭頸科などを中心に新規手術バスを作成し、手術バスの日数見直しを行い、在院日数短縮のため可能なものは日数を縮小した。また患者用バスシートを見直し、患者が見やすくやりやすい両面バスシートへの変更を行った。適用症例車は2月末時点54.29%と目標を上回った。</p> <p>⑯ がん治療のすべてのステージにおいて、歯科医師及び歯科衛生士による専門口腔ケアを実施した。手術前の口腔ケアについては、口腔内チェックや歯科処置、抜歯等を行うとともに、口腔ケアと呼吸訓練を組み合わせることにより術後合併症の予防に取り組んだ。</p> <p>⑰ 全病棟で病棟薬剤業務実施加算1を算定するため、週20時間以上の病棟薬剤業務を実施した。専任薬剤師を中心として、前年度比40%増となる6,000件を超える医薬指導を実施することことができた。</p>
<p>キ がんの治療に伴う口腔合併症を予防し、療養生活の質の向上のためにの手段としての口腔ケアを実施する。</p>	<p>キ がんの治療に伴う口腔合併症を予防し、質の高い口腔ケアが実施できるよう、スタッフの技術向上と機材の充実を図る。</p>	<p>ク 全病棟に配置した専任薬剤師により、病棟薬剤業務や医薬指導等を充実する。</p>

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容	年度計画の記載内容	業務実績	
		実績	目標
①がん難題に対する不安解消を図るために、遺伝性腫瘍に対するがん予防・遺伝カウンセリング外来について、初診69家族102名、再診269家族377名が受診するとともに、発端者42名、血縁者12名の遺伝子検査を実施した。	①がん予防・遺伝カウンセリング外来について、初診69家族102名、再診269家族377名が受診するとともに、発端者42名、血縁者12名の遺伝子検査を実施した。		
②27種類の遺伝性腫瘍の原因遺伝子検査の結果が得られる多遺伝子バイタル検査は3名に実施した。同じく、自費検査として実施しているBRCA1/2遺伝子検査は1名、シングルサイト検査を8名に実施し、合計12名に対して自費診療で遺伝子検査を実施した。	②27種類の遺伝性腫瘍の原因遺伝子検査の結果が得られる多遺伝子バイタル検査は3名に実施した。同じく、自費検査として実施しているBRCA1/2遺伝子検査は1名、シングルサイト検査を8名に実施し、合計12名に対して自費診療で遺伝子検査を実施した。		
③コンバニオン診断として、BRACAnalysis診断システム149名、MSH検査74名の検査を実施した。	③3月からmyChoice診断システム検査を開始した。匿名化管理を行うため、検査結果の管理はデノムセンターで行った。		
④NCCオンコバイタル検査、FoundationOne CDx検査が保険承認され、NCCオンコバイタル検査は13名の検査を提出した。FoundationOne CDx検査は26名の検査を実施し、毎週水曜日13時に拠点病院である国立がん研究センター中央病院エキスパート会議を行った。治療に有効な遺伝子異常が見つかり、患者が治療を希望したときは、治療可能な病院の受診予約や受診に必要な資料を準備し、患者が受診できるよう案内した。	④NCCオンコバイタル検査、FoundationOne CDx検査が保険承認され、NCCオンコバイタル検査は13名の検査を提出した。FoundationOne CDx検査は26名の検査を実施し、毎週水曜日13時に拠点病院である国立がん研究センター中央病院エキスパート会議を行った。治療に有効な遺伝子異常が見つかり、患者が治療を希望したときは、治療可能な病院の受診予約や受診に必要な資料を準備し、患者が受診できるよう案内した。		
⑤がんを発症し、HBOCの診断を受けRRSOを希望する患者がおり、関連診療科合同の検討会であるCancer Prevention Boardを開催した。乳腺外科や婦人科、病理検査室、遺伝カウンセリング外来医師、認定遺伝カウンセラー、看護師、検査技師等の多部署が参加した。	⑤がんを発症し、HBOCの診断を受けRRSOを希望する患者がおり、関連診療科合同の検討会であるCancer Prevention Boardを開催した。乳腺外科や婦人科、病理検査室、遺伝カウンセリング外来医師、認定遺伝カウンセラー、看護師、検査技師等の多部署が参加した。		
⑥今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により土曜日のがん予防・遺伝カウンセリング外来は休診となつた。	⑥今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により土曜日のがん予防・遺伝カウンセリング外来は休診となつた。		
⑦がんリスクがある患者に対するがん予防・遺伝カウンセリング外来について、初診69家族102名、再診269家族377名が受診するとともに、発端者42名、血縁者12名の遺伝子検査を実施するなどとともに、がん予防・遺伝カウンセリング外来の充実化と早期発見による早期治療を行うとともに、がんの予防や早期発見に必要な情報を提供する。	⑦がんリスクがある患者に対するがん予防・遺伝カウンセリング外来について、初診69家族102名、再診269家族377名が受診するとともに、発端者42名、血縁者12名の遺伝子検査を実施するなどとともに、がん予防・遺伝カウンセリング外来の充実化と早期発見による早期治療を行うとともに、がんの予防や早期発見に必要な情報を提供する。		
(2) 患者の就労等に関する相談支援体制の充実(小項目)			
①患者の就労等を支援する相談支援体制を確立するため、介護や福祉制度等、社会的支援に関する情報を提供するため、ハローワーク等関係機関との連携を強化し、がん患者の就職支援などの充実を図る。	①ハローワーク宇都宮と連携して就職支援相談会を10回、栃木県就業支援相談会を8回開催した。新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止した月があつたが、再就職や職場復帰につながるケースも徐々に増えてきており相談会が定着化した。就労相談件数については、2019年度よりも増加して406件となつた。		
②患者及びその家族の利便性・快適性の向上(小項目)			
①患者の就労等を支援する相談支援体制を確立するため、介護や福祉制度等、社会的支援に関する情報を提供するため、ハローワーク等関係機関との連携を強化し、がん患者の就職支援などの充実を図る。	①患者及びその家族の利便性・快適性等を再検討し、ア 務者及びその家族の立場に立った医療サービスを提供す るため、全職員を対象とする接遇研修を実施し、職員の接遇マナーの向上を図る。	②PCRS検査の実施にあたり、患者の動線、会計方法等を園系部署と協議することで、円滑な実施につなげることができた。	
②患者及びその家族の利便性・快適性の向上(小項目)			
①患者及びその家族の立場に立った会計窓口の再整備等を再検討するため、研修等を実施し、職員の接遇マナーの向上を図る。	①患者及びその家族の利便性・快適性等を再検討し、ア 務者及びその家族の立場に立った医療サービスを提供す るため、全職員を対象とする接遇研修を実施し、職員の接遇マナーの向上を図る。	②PCRS検査の実施にあたり、患者の動線、会計方法等を園系部署と協議することで、円滑な実施につなげることができた。	
③外来診察室の増設や患者の動線に配慮した会計窓口の再整備等を行い、外来診療、検査、会計等の待ち時間の短縮を図る。	③外来診察室の増設や患者の動線に配慮した会計窓口の再整備等を行い、外来診療、検査、会計等の待ち時間の短縮を図る。	③コロナ患者受入れにかかる病室整備にあたり、患者のプライバシーに配慮しシートを貼付した。ドアガラスに目隠しシートを貼付した。	
④患者のプライバシーの確保に配慮するなど、患者及びその家族の快適性に配慮した院内環境の整備を行った。	④患者のプライバシーの確保に配慮するなど、患者及びその家族の快適性を計画的に実施する。	④室内板の設置や表示の変更を行い、患者の利便性の向上を図った。	

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容		年度計画の記載内容	
業務実績	年次計画の実績	年次計画の記載内容	年次計画の実績
エ 女性フロアの開設等、女性に配慮した病院運営を図る。	婦人科、乳腺外科及び形成外科を中心とした女性外来や女性の医療スタッフの充実など、女性に配慮した病院運営を図る。	<p>⑤ 女性外来は診療履日により混雑が予測されるため、毎日により女性外来スベーテーションの変更や椅子の位置を変更した。</p> <p>⑥ 患者向けの案内やパンフレットの整備等、清潔な待合環境が維持できるよう配慮した。</p> <p>⑦ コロナ禍の来院患者への理解促進として、ポスター掲示、環境整備を行った。</p>	<p>⑤ 女性外来は診療履日により混雑が予測されるため、毎日により女性外来スベーテーションの変更や椅子の位置を変更した。</p> <p>⑥ 患者向けの案内やパンフレットの整備等、清潔な待合環境が維持できるよう配慮した。</p> <p>⑦ コロナ禍の来院患者への理解促進として、ポスター掲示、環境整備を行った。</p>
オ 病院利用者の利便性の向上を図るため、病院利用者から寄せられた意見や要望に対する改善策を講じるとともに、意見等に対する回答をセンター内の掲示やホームページに回答をセンターに意見を回る。	病院利用者の利便性の向上を図るため、病院利用者から寄せられた意見や要望に対する改善策を講じるとともに、意見等に対する回答をセンター内の掲示やホームページに回答をセンターに意見を回る。	<p>③ 病院利用者から寄せられた意見や要望については、改善策を講じるとともに、よくある質問Q&Aとしてホームページに回答を掲載した。</p> <p>④ 用語満足度アンケートの結果、評価項目の当センターを全般的に評価したときの満足度（とても満足している）と「や満足している」どちらも満足度が得られた。（新型コロナウイルス感染症の影響のため、外患患者についての調査は実施しなかった。）</p>	<p>③ 病院利用者から寄せられた意見や要望については、改善策を講じるとともに、よくある質問Q&Aとしてホームページに回答を掲載した。</p> <p>④ 用語満足度アンケートの結果、評価項目の当センターを全般的に評価したときの満足度（とても満足している）と「や満足している」どちらも満足度が得られた。（新型コロナウイルス感染症の影響のため、外患患者についての調査は実施しなかった。）</p>
（4）県民へのがんに関する情報の提供（小項目）	県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、以下の取組を実施する。	<p>① 新設した事業系センターや外堺等の紹介を掲載した広報紙「がんセンターだより」を年4回発行し、宇都宮市内及び関係医療機関等に配布した。</p> <p>② ホームページのトップページ及び「骨幹部腫瘍・整形外科」のページをリニューアルすると共に、「頭頸科」、「ロボット支援手術センター」、「がんロコモ外来・骨盤外来」、「希少がんセンター」のページを新設した。</p> <p>③ 当センターの治療情報等について、プレスリースを8回、県政記者クラブへ提供し、新聞に掲載された。</p> <p>④ 「どちらがん教育」は、隣がんに囲む講演や隣がん患者及び家族間での意見交換を行う場であるが、新型コロナウイルス感染症の感染防止を考慮し開催を見合わせた。</p>	<p>① 新設した事業系センターや外堺等の紹介を掲載した広報紙「がんセンターだより」を年4回発行し、宇都宮市内及び関係医療機関等に配布した。</p> <p>② ホームページのトップページ及び「骨幹部腫瘍・整形外科」のページをリニューアルすると共に、「頭頸科」、「ロボット支援手術センター」、「がんロコモ外来・骨盤外来」、「希少がんセンター」のページを新設した。</p> <p>③ 当センターの治療情報等について、プレスリースを8回、県政記者クラブへ提供し、新聞に掲載された。</p> <p>④ 「どちらがん教育」は、隣がんに囲む講演や隣がん患者及び家族間での意見交換を行う場であるが、新型コロナウイルス感染症の感染防止を考慮し開催を見合わせた。</p>
（5）ボランティア等民間団体との協働（小項目）	教育機関等での「がん教育」の取組に協力し、子どもの頃から「がん予防」や「がんを通じた命の大切さ」等の健康教育を促進する。	<p>イ 当センターの医師が、県内の小学校を訪問し、慢性疾患教室やがん予防教育講話を実施する。また、がん予防教育の講話を小学校で行った。(1)</p> <p>ア 開業医会等と連携、協働し、がん患者等と同じ立場の人同士の交流の場である「患者サロン」の利用促進を図る。</p>	<p>イ 当センターの医師が、県内の小学校を訪問し、慢性疾患教室やがん予防教育講話を実施する。また、がん予防教育の講話を小学校で行った。(1)</p> <p>ア 開業医会等と連携、協働し、がん患者等と同じ立場の人同士の交流の場である「患者サロン」の利用促進を図る。</p>
ア 開業医会等と連携、協働し、がん患者等と同じ立場の人同士の交流の場である「患者サロン」の利用促進を図る。	ア 開業医会等と連携、協働し、がん患者等と同じ立場の人同士の交流の場である「患者サロン」の利用促進を図る。	<p>⑤ 当センターの医師が、県内の小学校を訪問し、慢性疾患教室やがん予防教育講話を実施する。また、がん予防教育の講話を小学校で行った。(1)</p> <p>⑥ コロナウイルス感染症の感染拡大防止しながら、モデル校「おける講話や教職員等への研修会での講演、普及啓発のための協木県がん教育ガイドラインの作成等、がん教育の活動に協力することができた。</p>	<p>⑤ 当センターの医師が、県内の小学校を訪問し、慢性疾患教室やがん予防教育講話を実施する。また、がん予防教育の講話を小学校で行った。(1)</p> <p>⑥ コロナウイルス感染症の感染拡大防止しながら、モデル校「おける講話や教職員等への研修会での講演、普及啓発のための協木県がん教育ガイドラインの作成等、がん教育の活動に協力することができた。</p>
イ ボランティアと連携、協働し、院内の業務や季節ごとの行事の開催等、収容環境の向上を図る。	イ ボランティアと連携、協働し、院内の業務や季節ごとの行事の開催等、収容環境の向上を図る。	<p>① 患者サロンにおける「患者サロン」の利用促進を図る。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月末よりボランティアの活動を休止している。</p>	<p>① 患者サロンにおける「患者サロン」の利用促進を図る。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月末よりボランティアの活動を休止している。</p>

令和元(2019)年度業務実績の評価における指標事
件数は、目標を大きく下回っているため、引き続き、件数増加に
向けた一層の取組を期待したい。

業務運営への反映状況

- セカンドオピニオン件数36件(うち土曜日6件)
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、セカンドオピニオン外来を休止する期間が生じたことから受診者数は目標を下回つた。今年度からセカンドオピニオン外来を開始した新たな診療科(泌尿器科、頭頸科など)の受診者数が多くなった。
【再掲、(1)
-工】

指標の達成状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により休止期間が生じたため、「セカンドオピニオン件数」のみ目標値を下回ったが、他の指標については目標を達成した。

年度計画の業務実績については、「患者及びその家族への医療サービスの充実」では、就業支援を目的に平日早朝の放射線治療を継続したほか、院内クリティカルバスについては、泌尿器科、頭頸科などを中心に新規手術バスを作成するとともに、患者用バスシートの購入等に関する相談支援体制の充実では、ハローワーク宇都宮と連携して就業支援相談会を開催して両立支援センターと連携して両立支援相談会を開催した。また、「患者及びその家族の利便性・快適性の向上」では、コロナ患者受け入れにかかる病室整備にあたり、患者のプライバシーに配慮し、ドアガラスに目標シートを貼付した。さらに、「県民へのがんに関する情報の提供」では、当センターの診療情報等についてプレスリースを行い、新聞掲載がされ、県民への情報発信を実施したなど、いずれの小項目においても紙面どおりに実施した。

以上を総合的に勘案した結果、当該中項目に關しては、紙面計画どおり実施することができたため、「A」評価とした。

知事の評価	A	評価理由等
		当該中項目に關しては、紙面計画どおり実施していることが認められため、「A」評価とした。

4 人材の確保と育成(中項目)

◆年度計画指標

		中期計画(平成28(2016)～平成32(2020))の記載内容			
		年次計画の記載内容			
No	指標名	R2/2020 年度 目標値	R2/2020 年度 達成率	R2/2020 年度 目標値	R2/2020 年度 達成率
1	医師数(人)	62	63	102%	IV
2	認定看護師数(人)	14	14	100%	IV
3	職員満足度割合(%)	90以上	74	82%	ii
4	医療倫理研修実施回数	年1回	0	0%	i

* 中期計画指標のみ記載

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績

No	指標名	H28(2016) 年度		H29(2017) 年度		H30(2018) 年度		R1(2019) 年度		R2(2020) 年度	
		実績率	実績額	実績率	実績額	実績率	実績額	実績率	実績額	実績率	実績額
1	医師数(人)					55	55	56	57	63	
2	認定看護師数(人)					14	13	12	13	14	
3	職員満足度割合(%)					66	77	80	78	74	
4	医療倫理研修実施回数			年1回		年1回		年1回		0	

(1)医療従事者の確保と育成(小項目)

中期計画(平成28(2016)～平成32(2020))の記載内容		年次計画の記載内容		業務実績	
ア 医師の確保と質質向上	ア 医師の確保と質質向上	① 全国のがん診療連携拠点病院、医学部を有する大学等にて経験案内、「がんセントラーダイリーリポート」などを送付し、各関係機関との連携強化に努めた。	② 当センターが日本内張器外科学会技術認定医や日本肝胆総合外科学会高度技能専門医などの資格、育成に努めた。(日本内視鏡外科学会技術認定医6名在籍、日本肝胆胰外科学会高度技能専門医2名在籍、日本産科婦人内科学会技術認定医4名在籍)		
・全国のがん専門病院との連携や大学との協力関係の構築により、人材交流を図る。	・全国のがん専門病院との連携や大学との協力関係の構築により、人材交流を図る。	・専門医資格取得の要件を満たした研修病院としての役割を果たすことにより、若手医師の確保、育成に努める。	・専門医資格取得の要件を満たした研修病院としての役割を果たすことにより、若手医師の確保、育成に努める。		

イ 看護師の確保と質質向上

・養成機関との連携強化や業務量の変化に応じた柔軟な看護師の確保、配置に努める。	ア 看護師の確保と質質向上	① 新型コロナウイルス感染症の影響により、看護師確保事業として実施してきた看護師養成校の防衛や企業主導の就職がイダンスが中止されなど、從来の慣用活動を展開することができなかつた。2021年度採用者は18名、うち1名が10月に前倒し採用としました。ガ年半に向けた対応策としてホームページの更新のほか、Webによる病院見学会を開始した。
・全国の看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励、支援するなどとともに、新規採用者集合研修や各クリニックレベルに合わせた実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的にダーレベルに合わせた研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。	・看護師の確保と質質向上	② 当センターが日本内視鏡外科学会技術認定看護師や学会等の資格取得や学会等の参加を奨励、支援するなどとともに、新規採用者集合研修や各クリニックレベルに合わせた実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的にダーレベルに合わせた研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。
・専門医資格取得の要件を満たした研修病院や各クリニックレベルに合わせた実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的にダーレベルに合わせた研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。	・看護師の確保と質質向上	③ 看護師の確保と質質向上
・専門医資格取得の要件を満たした研修病院や各クリニックレベルに合わせた実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的にダーレベルに合わせた研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。	・看護師の確保と質質向上	④ 看護師の確保と質質向上
・専門医資格取得の要件を満たした研修病院や各クリニックレベルに合わせた実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的にダーレベルに合わせた研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。	・看護師の確保と質質向上	⑤ 看護師の確保と質質向上
・専門医資格取得の要件を満たした研修病院や各クリニックレベルに合わせた実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的にダーレベルに合わせた研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。	・看護師の確保と質質向上	⑥ 看護師の確保と質質向上

・専門医資格取得の要件を満たした研修病院や各クリニックレベルに合わせた実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的にダーレベルに合わせた研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。	・看護師の確保と質質向上	⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響により、予定の長期研修が中止となり、院内の研修も中止や延滞が続いた。集合研修からWeb開催に変更するなど形を変え、研修を開催した。院外研修については、看護師の質向上を図るために、認定看護師の取得・維持のための講習会、学会等の内容を吟味し参加を支援した。(認定看護師取扱1名)
---	--------------	--

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容		年度計画の記載内容	
<p>④ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保と質質向上</p> <p>・大学及び差成機関との連携強化や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保、配属に努める。</p> <p>・各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。</p>	<p>④ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保と質質向上</p> <p>・見学会の実施や随時募集により、医療環境や業務量の変化に応じた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療従事者の確保、配属に努める。</p> <p>・各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。</p>	<p>④ 薬剤師1名を採用、病棟専任薬剤師として配置した。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響により、病院薬剤部見学者は無しであった。</p> <p>⑥ 放射線技師では、昨年同様に放射線治療専門技師（県がん診療拠点病院指定）の取扱を目的とする教育プログラムを実施した。（Web開催）</p> <p>⑦ 2020年度、放射線技師の採用は無し。</p> <p>⑧ 4月に臨床検査技師3名、5月に2名、計4名の採用があつた。</p> <p>⑨ がんゲノム医療コーディネーター研修をWebにより2名が受講した。</p> <p>⑩ 各種認定医師は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどが中止となつた。</p>	<p>④ 11月に薬剤師1名を採用、病棟専任薬剤師として配置した。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響により、病院薬剤部見学者は無しであった。</p> <p>⑥ 放射線技師では、昨年同様に放射線治療専門技師（県がん診療拠点病院指定）の取扱を目的とする教育プログラムを実施した。（Web開催）</p> <p>⑦ 2020年度、放射線技師の採用は無し。</p> <p>⑧ 4月に臨床検査技師3名、5月に2名、計4名の採用があつた。</p> <p>⑨ がんゲノム医療コーディネーター研修をWebにより2名が受講した。</p> <p>⑩ 各種認定医師は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどが中止となつた。</p>
<p>⑤ 事務職員の確保と質質向上</p> <p>・医療制度や経営環境の変化に迅速に対応できるよう、病院経営や医療事務等に精通した職員の計画的な確保、配置に努める。</p> <p>・各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励、支援するとともに、研修プログラムの充実を図るなど、事務部門の事務部門の専門性の向上と体制の強化に努める。</p>	<p>⑤ 事務職員の確保と質質向上</p> <p>・医療制度や病院経営に關する、より専門的な知識及び資格を持つた職員の計画的な確保と育成に努める。</p> <p>・各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励、支援するとともに、研修プログラムの充実を図るなど、事務部門の専門性の向上と体制の強化に努める。</p>	<p>⑤ 事務職員の確保と質質向上</p> <p>・医療制度や病院経営に關する、より専門的な知識及び資格を持つた職員の計画的な確保と育成に努めた。</p> <p>⑥ 事務職員の質質向上を図るために、地方独立行政法人職員向けの研修等の参加を支授した。</p> <p>⑦ 4月に在宅で勤務する圖像診断医師1名を採用した。</p>	<p>⑤ 事務職員の確保と質質向上</p> <p>・医療制度や病院経営に關する、より専門的な知識及び資格を持つた職員の計画的な確保と育成に努めた。</p> <p>⑥ 事務職員の質質向上を図るために、地方独立行政法人職員向けの研修等の参加を支授した。</p> <p>⑦ 4月に在宅で勤務する圖像診断医師1名を採用した。</p>

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容	年度計画の記載内容
イ 研修センターにおいて、新規採用職員を対象とする基本研修や、医療安全研修等の全職員共通のテーマ別研修を実施するなどともに、各部門が行う専門性を有する研修の実施を支援する。	イ 研修センターにおいて、新規採用職員を対象とする基本研修を開催する。 また、後遇研修及びハラスマント研修を実施する。 ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響により、全職員を対象とする基本研修は、停戻開催として5日で開催した。 ⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響により、全職員を対象とする検査研修及びハラスマント防止研修は未開催。 ⑦ 中途採用者研修会は3回開催し、非常勤職員にも参加を義務付けた。 ⑧ グランドカンファレンスでは、院外講師による特別公演を1回開催した。また、新たに講演内容をDVDに収録し、希望者に販売したり組みを開始した。 ⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響により、院外医療従事者研修会は未開催。
(3)人事管理制度の構築(小項目) 職員の勤務成績等を考慮し、職員の人材育成やモチベーションの向上に資する、がんセンターに適した人材管理制度を構築する。	① 人事評価シートや評価者の役割について、梓組みを作ることができる。 ② 新たな人材評価制度が職員に定着するには時間を要することから、当面の間、試行評価を継続していくこととした。
(4) 安全で安心な職場環境づくり(小項目) 職員が安全かつ安心して働くことができるよう、ハラスマントの防除やワーカー・ライフ・バランスを推進するための研修や意識啓発活動に取り組むとともに、土曜保育の実施等、院内保育の充実を図るなど、職員が心身ともに健康を維持できるよう職場環境を整備する。	職員満足度調査の実施等により状況を確認し、ハラスマントの防除やワーカー・ライフ・バランスを推進するための研修や意識啓発活動に取り組む。また、院内保育所の充実の方策について検討する。 ① 職員満足度調査の結果、多くの項目で前回の満足度を下回る結果などだった。他の「勤務意欲」で5P、“學習や成長”で8P、満足度を下げた。 ② ハラスマント防止研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止した。 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校、幼稚園等における臨時休校、休園に伴い、通常、長期休校時にのみ行っている院内保育所における学童保育、一時保育を実施した。また、新型コロナウイルス感染症対策として、空気清浄機、アルコールディスペンサー等の設置を行った。
(5)医療従事者の臨床倫理観の向上(小項目) 医療従事者の臨床倫理観の向上を図るために、以下の取組を実施する。	ア 専門家による講演形式の研修会や院内事例を基にした多職種による倫理食会を開催する。 イ 病院臨床倫理委員会を定期開催するどもに、病院臨床倫理委員会による研修会を開催する。 ア 医療倫理の教育や研修を定期的に実施する。
イ 医療従事者が、日常の臨床を通じて、臨床倫理に関する事例について経験できるよう、院内ご医師、看護師等のチームで構成するコンサルテーション(相談支援)体制の構築を図る。	イ 病院臨床倫理委員会を定期開催するどもに、病院臨床倫理委員会による研修会を開催する。 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、外部委員(委員長ならびに生命倫理事務官)の招集が行えず、委員会は年間を通して未開催だったが、現場で生じている倫理的問題について多職種カンファレンスを行った。 ② 医師からの臨床倫理アドバイザーが対応した。 ③ 医師が開催する会議に上級倫理アドバイザーが相談の相談の相談に支えられた。 ④ 次年度は外部委員に200名で参加してもらい専門研修会ができるよう計画中。 ⑤ 倫理担当者がセンターの取り組みを学会で発表するなど、担当者のコンサルテーションスキル維持・向上に努めた。

令和元（2019）年度業務実績の評価における指摘等

- ・職員満足度の向上について、一層の取組を期待したい。

業務運営への反映状況

- ・職員満足度調査の結果、多くの項目で前回の結果を下回る結果となつた。指標としている“仕事のやりがい”については前回の78%を下回り74%のHP率の結果となつた。他、“勤務意欲”で5P、“学習や成長”で8P、満足度を下げた。(1)・経営会議及び経営戦略会議を開催し、毎月の収支状況(予算、実績、収益料ごとの患者数・収益、収支改善の状況等)、決定事項等を周知し、経営に関する情報の共有化と一体化の醸成に努めた。【再掲、2-1】
- ・医療環境の変化に伴って発生する病院運営上の課題については、タスクフォースやワーキンググループを設置し、対応策を検討した。決定事項については、速やかに院内へ周知して実施した。【再掲、2-1】
- ・「業務改善提案」の制度を活用し、職員からのアイデアを收集し、医療サービスの向上や収益改善に資する取組につながった。(業務改善提案件数2件、うち1件採用)【再掲、2-2】

指標の達成状況に関しては、「医師数」及び「認定看護師数」が目標を達成したが、「職員満足度割合」及び新型コロナウィルス感染症の影響により未開催であったため「医療倫理研修実施回数」が目標値を下回った。

年度計画の業務実績に関しては、「医療従事者の確保と育成」では、当センターが日本内視鏡外科学会高度技能専門医などの資格取得に必要な技術指導が受けられる病院であることを情報発信し、若手医師の確保、育成に努めたほか、在宅で勤務する画像診断医師1名を採用した。また、「研修体制の強化」では、Web開催の研修を取り入れ、がん専門病院に必要な人材育成に向けた研修会の企画、運営に取り組んだ。

- ・以上を総合的に勘案した結果、当該中項目に関しては、計画をやや下回って実施したため、「B」評価とした。

知事の評価	B	評価理由等	当該中項目に関しては、計画をやや下回っていると判断したため、「B」評価とした。引き続き、職員の資質向上に努めるとともに、職員満足度について、より一層の取組を期待したい。
-------	---	-------	--

5 地域連携の推進(中項目)

◆年度計画指標

No	指標名	R2/2020 年度 実績値	R2/2020 年度 達成率	R2/2020 年度 目標値	指標の達成 状況
1.	院外への口腔ケア依頼件数(件)	313	253	81%	II
2.	医療連携研修実施回数	年2回	2	100%	IV
3.	受託検査件数(件)	45	158	351%	V
4.	退院調整件数(件)	540	1,164	216%	V
5.	紹介率(%)	95.0	96.6	102%	IV
6.	連絡介率(%)	40.0	45.3	113%	V

* 中期計画指標のみ記載

中期計画(H28/2016～R2/2020)の記載内容

年度計画の記載内容

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績					
	H2(2016) 年度 実績値	H2(2017) 年度 実績値	H3(2018) 年度 実績値	R2(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 実績値(予算)
1. 年1回	39	201	322	306	253
2. 年2回					
3. 年1回				年1回	2
4. 年1回	43	42	44	123	158
5. 年1回	805	791	593	1,199	1,164
6. 年1回	93.5	94.0	94.6	95.7	96.6
7. 年1回	38.0	42.8	45.3	44.2	45.3

業務実績

- (1) 医療機関との連携強化(小項目)
 ■ 者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、以下のとおり、病診・病床連携を強化する。
 ア 他の医療機関では治療が困難な症例について、当センターで対応可能な患者は原則として全例を受け入れるとともに、治療後の診療に際して医療機関と連携診療を行う。また、遠方の患者は、近隣施設と連携を図りながら、切れ目のない医療を受けられるよう配慮する。
- (2) 法められた範囲の中ではあるが、継続して当日受診や緊急対応の受け入れを開始した。
- (3) 転医または転院の希望がある場合には、栃木県内外を問わずに調整を実施し、切れ目のない医療を受けられるよう配慮した。

- (4) 港外業務専門員と医師との地域医療機関への訪問については、新型コロナウイルス感染症流行下での訪問の手順書を作成のうえ、院内規程を遵守し、大腸骨盤外科、食道胃外科、泌尿器科で7月～12月まで31カ所を訪問した。
- (5) 1月に栃木県に緊急事態宣言が発令されたことや、当院での新型コロナウイルス感染者の受け入れが開始となったことを受け、1月からは港外業務が無期限中止となつた。
- (6) どちらもネット(地域医療連携ネットワーク)の活用では、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、どちらもネットにかかる緊急IDの発行対応についての通知が栃木県医師会からあり、発行のための調整を実施し、院内勉強会も開催した。

- イ 地域連携センターを設置し、日常的に積極的な对外活動を実践し、地域の医療機関と密な協力体制を構築するなど、地域連携機能を充実させる。具体的には、がん癌の地域連携クリティカルパスを有効に活用できるよう、連用を見直すとともに、地域医療連携ネットワークシステムを積極的に活用し、連携医療機関と「頭が見える」関係を構築する。

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容		年度計画の記載内容	実績
(1) 地域の医療機関との連携強化（小項目） ① 手術、放射線治療、化学療法等、あらゆる診療段階における医療機関連携を推進する。	外来化学療法及び在宅経和医療の推進を図るために、がん患者に特有な薬剤情報を調剤薬局と共有するなど、医療連携を推進する。	① 口腔がんなど歯科診療所における治療が困難な症例を当センターで受け入れるとともに、当センターでがん治療を行っている患者の歯科診療については、歯科診療所に逆紹介し、医科歯科連携を推進する。	① 地域歯科診療所において治療が困難な口腔がんや口腔外科処置が必要な患者を当センターで受け入れた。 ② 当センターでがん治療を行っている患者の歯科診療については、地域歯科診療所に逆紹介し、医科歯科連携を推進した。
(2) 動向監視と早期発見による早期治療（小項目） ① 近隣の医療機関からの受託検査(CT、MRI、超音波検査、内視鏡等)を積極的に受け入れる。	当センターと門前保険薬局との連絡金を開催し、地域医療連携ネットワーキングシステムを利用して患者情報の共有について協議・検討を行う。 また、医療連携を推進するため、保険薬局薬剤師、病院薬剤師等を対象に研修会を実施する。	① 受託検査について、情報交換会開催時や地域医療機関訪問時等の機会を利用して医療機関へ案内する。	① 栃木県がん診療連携協議会地元連携・研修部会にこの研修会は、連携充実加算の施設基準である研修会を兼ねている)において、がん医療における医療連携に関する研修会を保険薬局の薬剤師、病院薬剤師を対象に2回開催した。 ② 当センターと門前保険薬局との連絡会については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催されなかつた。
(3) 健康管理（小項目） ① 患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化（小項目） 患者が安心して在宅での療養生活ができるよう、ケアマネジャーや訪問看護師など地域の医療関係者と退院前カンファレンスを積極的に実施するなど、退院調整を充実するとともに、在宅療養中の患者の緊急時の受入れ等、状態変化に合わせて迅速に対応するなど、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化する。	患者が安心して在宅での療養生活ができるよう、ケアマネジャーや訪問看護師等、地域の医療関係者と退院前カンファレンスを積極的に実施するなど、退院調整を充実するとともに、在宅療養中の患者の緊急時の受入れ等、状態変化に合わせて迅速に対応するなど、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化する。	① 新型コロナウイルス感染症の影響により、情報交換会の開催や訪問の機会がほとんどなかつたことから、新たに受託検査の案内を作成し、8月下旬のがんセンターにより発送時に同封し、医療機関への案内を行つた。また、宇都宮市医師会との合同勉強会開催案内附録にも受託検査の案内を行つた。 ② 乳がん診断のための造影MRI受託検査の案内を作成し、11月下旬のがんセンターにより発送時に同封し、医療機関への案内を行つた。 ③ 年間件数としては158件と前年度比1.28%の増加となつた。	① 新型コロナウイルス感染症の影響により、情報交換会の開催や訪問の機会がほとんどなかつたことから、新たに受託検査の案内を作成し、8月下旬のがんセンターにより発送時に同封し、医療機関への案内を行つた。また、宇都宮市医師会との合同勉強会開催案内附録にも受託検査の案内を行つた。 ② 乳がん診断のための造影MRI受託検査の案内を作成し、11月下旬のがんセンターにより発送時に同封し、医療機関への案内を行つた。 ③ 年間件数としては158件と前年度比1.28%の増加となつた。

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容		年度計画の記載内容	
(3)在宅緩和ケアの推進(小項目)		業務実績	
<p>がんになつても住み慣れた地域で医療サービスを受け、安心して暮らすことができるよう、以下のとおり、在宅における緩和ケアを推進する。</p> <p>ア 地域全体の緩和ケアの質の向上を図るため、地域連携力 ア 地域全体の緩和ケアの質の向上を図るために、地域の医療機関と連携して地域連携カンファレンスを実施する。また、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションとの連携強化、訪問診療の受診を行うなど、ショパンとの連携を強化する。</p>		<p>① 例年、宇都宮医療團體和ケア地域連携カンファレンスを済生会宇都宮病院と共に開催していたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため11月まで開催はなかつた。12月からは、Web開催により訪問看護師や訪問看護師、当センター医師・看護師・MSWなどが参加し計4回実施し、地域連携と緩和ケアの質の向上を図つた。</p> <p>② 次年度も済生会宇都宮病院と連携しながらWeb開催を中心に行なう予定である。</p> <p>③ 現在の体制を活用しながら、他施設などからの受入れ39件、緩和ケア病棟から自宅退院18件は昨年度より增加了。地域連携センターと連携を図りながら緩和ケア患者の受入れと看取りを含めた在宅緩和ケアの進捗を図つた。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症の影響により、2月から他施設からの受入れを中止した。</p>	
<p>在宅緩和ケアの地域連携クリティカルバスを整備するとともに、地域医療連携ネットワークシステムや医介連携ネットワークシステムを活用し、県内の緩和ケアの模範となるように地域と密着した在宅緩和ケアを推進する。</p>		<p>イ 様々なツールを活用し、県内の緩和ケアの模範となるように地域と密着した在宅緩和ケアを推進する。</p>	

令和元(2019)年度業務実績の評価における指標等		業務運営への反映状況	
該当なし。		<ul style="list-style-type: none"> 指標の達成状況に関しては、「院外への口腔ケア依頼件数」のみ目標値を下回つたが、他の指標については目標を達成した。 	
法人の自己評価	A	評価理由	<p>年度計画の業務実績に関しては、「地域の医療機関との連携強化」では、当センターでの新型コロナウイルス感染症患者受け入れが開始されてからは、受け入れる患者を限定することとなつたが、継続して当日受診や緊急対応の受け入れを調整したほか、転医または転院の希望がある場合には、朽木県内外を問わず調整を実施し、切れ目のない医療を受けるよう配慮した。また、「患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化」では、新型コロナウイルス感染症の影響による面会禁止の状況で、在宅緩和ケアの選択をされる患者・家族が増えたが、感染対策を講じたうえで面談やカンファレンスを実施し、受け入れる家族や地域関係者が喫食生活をイメージできるよう、丁寧な対応を心掛けたなど、いずれの小項目においても総ね計画どおりに実施した。</p> <p>以上を総合的に勘案した結果、当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施することができたため、「A」評価とした。</p>
知事の評価	A	評価理由	<p>当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施していることが認められるため、「A」評価とした。</p>

6 地域医療への貢献(中項目)

◆ 年度計画指標

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績						
No	指標名	R2(2020)年度 目標値	R2(2020)年度 達成率	R2(2020)年度 目標達成状況	R3(2021)年度 目標値	R3(2021)年度 達成率
1	地域の医療従事者向け研修実施回数	年14回	6	43%	1	1
2	都市医師金向け出張講座実施回数	年11回	1	9%	1	1

* 中期計画指標のみ記載

中期計画(R2(2016)～R2(2020))の記載内容	年度計画の記載内容	実績実績
(1) 地域のがん医療の向上・均一化のための支援(小項目) 地域のがん医療の向上・均一化を推進するため、以下の取組を実施する。	ア 都道府県がん診療連携拠点病院として、都道府県がん診療連携協会及び各部会を開催し、情報の共有化や診療の質の向上に寄与する。	① 都道府県がん診療連携協会にかかる報酬や部会、研修会などの開催が年度後半に流れ込むと同時に、予定していた開催を中止したり内閣を変更したりするなどの対応を行った。新型コロナウイルス感染症の影響により、研修は全てWeb開催に変更して実施した。 ② 研修センター担当分のグランドカンファレンス(公研カンファレンス)、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送った。
	イ 都市医師会向け出張講座、医療従事者の実習受け入れ等、地域医療機関向けの研修会を実施し、がん医療のがん医療に携わる医療従事者の育成に対して積極的に支授する。	③ 都市医師会向け出張講座は新しい試みとしてWeb(サテライト会場あり)を活用し、平野市医師会との講座を1回開催した。
	ウ 放射線治療専門医が常勤していない放射線治療施設に対する技術的支援を行う。	④ 新型コロナウイルス感染症の影響により、技術指導および研修会の開催はメールやWebを用いて実施した。慣れ計算どおり実施した。
(2)がん对策事業への貢献(小項目) がん患者の性格の整理、分析等を行うとともに、県のがんに関する計画の企画立案等に参画するなど、がん对策事業に対して積極的に貢献する。	がん对策事業の構造の整理、分析等を行うとともに、県のがんに関する施策の企画立案等に参画するなど、がん对策事業に対して積極的に貢献する。	① 前と連携し、「がん登録からがん対策への期待」をテーマに日本がん登録監修会を開催し、新木界だけでなく全国へ向けて「データに基づくがん対策」を発信した。 ② 新木界のがん登録業務者が研修会として「全国がん登録の届出」についてWebで実施した。さらに、がん診療連携拠点病院を中心としたがん登録の研修会もWebで実施した。

令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等
・該当なし

業務運営への反映状況

令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等		
法人の自己評価	評価	評価理由
	B	<p>指標の達成状況に關しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、「地域の医療機関向け研修実施回数」、「都市医師会向け出張講座実施回数」ともに目標を下回った。</p> <p>年度計画の業務実績に關しては、「地域のがん医療の向上・均てん化のための支援」では、新潟県がん診療連携基金にかかる研修を全てWeb開催に変更して実施したほか、都市医師会向け出張講座は新しい試みとしてWeb(サテライ全員あり)を活用して実施するなど、新型コロナウイルス感染症の影響のなか、実施方法を工夫した。また、「がん対策事業への貢献」では、県と連携し、「がん登録からがん対策への期待」をテーマに日本がん登録協議会学術年会をWeb開催し、全国へ向けてデータに基づくがん対策」を発信した。</p> <p>以上を総合的に勘案した結果、当該中項目に關しては、計画をやや下回って実施したため、「B」評価とした。</p>
知事の評価	B	評価理由等



指標の達成状況に關しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、「地域の医療機関向け研修実施回数」、「都市医師会向け出張講座実施回数」ともに目標を下回った。
・当該中項目に關しては、計画をやや下回っていると判断したため、「B」評価とした。引き続き、実施方法の工夫による研修等の開催に期待したい。

7 災害への対応(中項目)

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容		年度計画の記載内容	
該当なし		業務実績	
災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などにおいては、急救医療体制の整備のための医薬品の備蓄や被災地の支援等、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応する。 また、災害発生時に患者の安全を確保できるよう、防災訓練等、災害対策を実施する。	災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などにおいては、急救医療体制の整備のための医薬品の備蓄や被災地の支援等、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応する。 また、災害発生時に患者の安全を確保できるよう、防災訓練等、災害対策を実施する。	① 当センターの防災対応、防火設備の役割等について新規採用職員研修を行ない、防災に対する認識を高めた。 ② 医療機関として火災等発生時の患者の人命救助を確実に行うため、病棟で火災が発生したことを想定して、消火から避難までの総合訓練及び実操ににおける消防訓練を実施するなどもとに、大地震を想定した防災訓練を実施した。 ③ 災害時そのための医薬品や患者用・職員用の非常食及び水を計画的に更新した。 ④ BCP(本事業統計画)については、最終策定までに至らなかつた。	① 当センターの防災対応、防火設備の役割等について新規採用職員研修を行ない、防災に対する認識を高めた。 ② 医療機関として火災等発生時の患者の人命救助を確実に行うため、病棟で火災が発生したことを想定して、消火から避難までの総合訓練及び実操ににおける消防訓練を実施するなどもとに、大地震を想定した防災訓練を実施した。 ③ 災害時そのための医薬品や患者用・職員用の非常食及び水を計画的に更新した。 ④ BCP(本事業統計画)については、最終策定までに至らなかつた。
令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等		業務運営への反映状況	
法人の 自己評価 A	評価 理由	・病棟で火災が発生したことを見越して、消火から避難までの総合訓練及び実操ににおける消防訓練と、大地震を想定した防災訓練を実施したほか、災害時のための医薬品や患者用・職員用の非常食及び水を計画的に更新したなど、幅広く実施することができたため、「A」評価とした。	・当該中項目に関しては、緊ね計画どおり実施していることが認められたため、「A」評価とした。

第2 総務運営の改善及び効率化に関する事項(大項目)
1 総務運営体制の確立(中項目)

中期計画(H28/2016)～R2(2020)の記載内容		年度計画の記載内容		業務実績
安定的な経営基盤を確立するため、ガバナンスを強化するとともに、経営戦略部門を設置し、医療環境の変化に応じた戦略的かつ迅速な業務運営を行つ。また、各部署の権限や責任の所在を明確化し、実効性のある総務体制を構築するとともに、会員・連絡会等を見直し、効率的な体制を構築する。		安定的な経営基盤を確立するため、ガバナンスを強化するとともに、医療環境の変化に応じた戦略的かつ迅速な業務運営を行う。また、業務プロセスや想定されるリスクを可視化した業務フローを活用し、各部署の権限や責任の所在を明確化し、効率的な組織運営体制を構築する。		① 経営全般及び経営取引金額を調査し、毎月の取引状況(予算、実績、经费、修繕料などの収支状況等)、決定事項等を周知し、経営に関する情報の共有化と一貫性の確保に努めた。 ② 医療環境の変化に伴つて発生する病院運営上の課題については、タスクフォースやワーキンググループを設置し、対応策を検討した。決定事項については、速やかに院内へ周知して実施した。 ③ 監査室において内部監査を実施し、業務フローの点検、見直しを実施した。
令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘				業務運営への反映状況
・該当なし				
法人の自己評価	A	評価理由	・医療環境の変化に伴つて発生する病院運営上の課題については、タスクフォースやワーキンググループを設置し、対応策を検討したほか、監査室において内部監査を実施し、業務フローの見直しを実施することができたため、「A」評価とした。	
知事の評価	A	評価理由等	・当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施していることが認められるため、「A」評価とした。	

2 経営参画意識の向上(中項目)

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容			年度計画の記載内容	業務実績
■全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持つことで組織に参画するよう、経営に関する情報を取りやすく職員へ周知するなどとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。	職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持つことで組織に参画するよう、経営に関する情報を取りやすく職員へ周知するなどとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。	職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持つことで組織に参画するよう、経営に関する情報を取りやすく職員へ周知するなどとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。	① 職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持つことで組織に参画するよう、経営に関する情報を取りやすく職員へ周知するなどとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。	① 職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持つことで組織に参画するよう、経営に関する情報を取りやすく職員へ周知するなどとともに、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努める。 ② 「業務改善提案」の制度を活用し、職員からのアイデアを収集し、医療サービスの向上や収益改善に資する取組につながった。(業務改善提案件数2件、うち1件採用) ③ 医療・パンスト・スコアカードの手法を用いて「財務の視点」、「顧客の視点」、「業務プロセスの視点」及び「学習・成長の視点」から、各部署で策定した階層ごとにマップを可視化したうえで、具体的な目標を設定してアクションプランを作成し実現した。
令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等	・該当なし		業務運営への反映状況	
法人の自己評価	A	評価理由	・職員全員の経営参画意識の向上を図るために、経営会議や経営戦略会議を開催したほか、業務改善提案制度を活用して職員からアイデアを収集し、医療サービスの向上や業務負担の軽減に資する取組につながったなど、幅広く取り組んだため、「A」評価とした。	
知事の評価	A	評価理由等	・当該中項目に関しては、板井町どおり実施していることが認められたため、「A」評価とした。	

3 収入の確保及び費用の削減への取組(中項目)

◆年度計画指標

No	指標名	R2(2020) 年度実績	R2(2020) 年度目標	R2(2020) 年度実績	R2(2020) 年度目標	年度の実績状況
		年度実績	年度目標	年度実績	年度目標	目標達成率
1	対床利用率(%)	65.9	85%	55.9	85%	II
2	新入院患者数(人)	4,809	4,875	101%	N	
3	新外来患者数(人)	7,145	5,869	82%	I	
4	1日当たり入院患者数(人)	179.0	150.0	84%	I	
5	1日当たり外来患者数(人)	507.0	486.3	92%	III	
6	診療料料費対医療収益比率(%)	8.1	8.9	90%	II	
7	ジェネリック医薬品使用比率(%)	63.0	63.6	101%	N	
8	委託料対医療収益比率(%)	11.3	12.4	90%	II	
9	減価償却費対医療収益比率(%)	7.8	8.7	88%	II	
	※ 中期計画指標のみ記載					

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容

(1) 収入の確保への取組(小項目)

(2) 収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。

ア より多く患者を紹介してもらえるよう、地域医療機関へのア 情報交換会や都市医師会向け出張講座を開催し、医師間の交流を図るとともに、済外業務専門員と修業科医師が地域 医療機関へ積極的に訪問することで薬剤医療機関との連携、会員数の増加を目指す。
イ ホームページやメディア等を通じ、がんセンターの特長を周知するとともに、地域のイベントでのPR活動、「がんセンター」の実施等、積極的な情報発信、広報活動を行う。

年度計画の記載内容

(1) 収入の確保への取組(小項目)

(2) 収入の確保を図るため、以下の取組を実施する。

ア より多くの患者を紹介してもらえるよう、地域医療機関へのア 情報交換会や都市医師会向け出張講座を開催し、医師間の交流を図るとともに、済外業務専門員と修業科医師が地域 医療機関へ積極的に訪問することで薬剤医療機関との連携、会員数の増加を目指す。
イ ホームページやメディア等を通じ、がんセンターの特長を周知するとともに、地域のイベントでのPR活動、「がんセンター」の実施等、積極的な情報発信、広報活動を行う。

H28(2016) 年度実績	H28(2016) 年度目標	H30(2018) 年度実績	H30(2018) 年度目標	R2(2020) 年度実績	R2(2020) 年度目標	年度実績率
96.8%	60.9%	57.0	56.7	55.9	55.9	
4,412	4,093	3,884	4,276	4,675		
6,261	6,773	6,958	6,814	5,889		
182.2	185.9	154.8	153.4	150.0		
481.0	471.2	488.7	484.2	466.3		
8.0	7.8	8.1	7.9	8.9		
78.4	82.4	79.6	82.7	83.8		
12.4	12.7	12.9	12.8	12.4		
17.2	17.2	13.5	12.5	8.7		

業務実績
① 新型コロナウイルス感染症の影響により、医療被服機器を供給は見送った。都市医師会向け出張講座を開催し、医師間の連携強化等を図ることで、新しい試みとしてWeb(テラピーハウス)による医療被服金との募集中止を回顧した。
② 渋谷区立病院と医師との協議会への出席についても、新型コロナウイルス感染症流行下での防衛のうえ、院内規則を遵守し、大規模骨盤骨折手術等には、当センターの医師が手術をPDRする旨を周知した。また、定期検査等では、当センターにて行なわれる定期検査等が参合されることは、当院での新型コロナウイルス感染症の受け入れが開始などなことを要付け、1月からは渋谷区立病院が休診中止となつた。
③ 1月に阪本様に緊急車両運送が参合されたことや、当院での新型コロナウイルス感染症が発生したこと等を要付け、1月からは渋谷区立病院が休診中止となつた。
④ ホームページのトップページ及び「骨軟部腫瘍・整形外科」のページをリニューアルすると共に、「四眼鏡」「ロボット支援手術センター」「がんコモ外来・骨盆外瘻瘍センター」「がんセンター」のページを新設した。
⑤ 新設した事業系や、ターゲット外患者等の紹介を掲載した広報紙「がんセンター」を年4回発行し、宇都宮市内及び関係医療機関等に配布した。
⑥ 当センターの診療情報をについて、プレスリースを8回、県政記者クラブへ提供し、新聞に掲載された。
⑦ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域のイベントでのPR活動、「がんセンター」の出前講座については実施ができなかつた。

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容		年次計画の記載内容	実績実績
<p>「効率的かつ柔軟な病棟管理を行い、病床利用率を向上させる。」</p> <p>① 病床利用率が低下する原因として、専門的知識を有する職員の確保と育成に努め、診療情報管理士等、専門的知識を有する職員の確保と育成に努め、診療情報改定等に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。</p> <p>② 入院時の丁寧な説明等により未収金の発生防止に努めるとともに、発生した未収金については回収の徹底を図る。</p> <p>③ 薬事的かつ柔軟な病棟管理を行い、病床利用率を向上させる。</p> <p>④ 新型コロナウイルス感染症による診療負担などの影響により、計画を下回った。</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、患者の状況に応じ、入院もしくは外来での治療を推奨した。</p> <p>⑥ 薬事検査が予定されている患者の生活環境等により、入院による治療に対する柔軟な対応ができるようにすることができた。</p>	<p>① 病床利用率を向上させることで、病床利用率を向上させる。</p> <p>② ①の実現のうえ、特別食加算の算定率向上を図るために、計画を下回った。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、患者の状況に応じ、入院もしくは外来での治療を推奨した。</p> <p>④ 薬事検査が予定されている患者の生活環境等により、入院による治療に対する柔軟な対応ができるようになることができた。</p>	<p>① ベンチマークシステムを活用し、特別食加算の算定率向上を図るため、関係部署との調整のうえ運用の見直しを行った。</p> <p>② 入院会計担当職員を2名採用した。</p> <p>③ メタモルホポットの導入に際して関係部署と連携して、施設基準の提出を通過なく行い、診療報酬の請求においても適應の無いよう担当者間で十分な対策を事前にとることができた。</p> <p>④ 未収金発生の恐れのある患者に対する相談等を関係部署と連携して実施し、早期から積極的に介入するよう努めた。</p> <p>⑤ 未収金回収業務を委託している弁護士法人と連携し、回収が困難と判断される債権について整理した(3人分 1241,430円)。</p> <p>⑥ 入院時ににおける限度額適用認定証の説明等により未収金の発生防止に努める。</p> <p>⑦ 発生した未収金については、早急な督促、催告及び窓戸訪問を実施するとともに、回収困難債権については、弁護士法人へ回収業務を委託し、回収の徹底を図る。</p>	<p>① 病院の収支状況を月次で管理するとともに、経営会議や経営幹部会議において収支状況等を議員に周知し、コスト意識の徹底に努めた。</p> <p>② 医薬品の價格交渉において、ベンチマークシステムを活用した交渉を行い、加工平均順位で昨年度を上回ることができるまでに(2019年度 13.8%、2020年度 14.5%)。</p> <p>③ 手術支援ロボットによる手術で使用する材料をベンチマークシステムを参考に価格交渉し、29品目中25品目がSA判定と全国のベンチマーク導入施設より下回る価格で輸入することができた。</p>
<p>(2)費用の削減への取組(小項目)</p> <p>費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図る。</p>	<p>費用の削減を図るため、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 病院の収支状況を月次で管理するとともに、予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図る。</p>	<p>イ 適正な在庫管理の徹底、入れ方法の検討、ジェネリック医薬品の選択的な導入等、医薬品や診療材料の購入コストを削減する。</p>	<p>イ 適正な在庫管理により過剰在庫を抑制し、関係する部署との連携やベンチマークシステムの活用、他病院との情報交換を通して、医薬品や診療材料の適正価格での納入を図る。</p>

中期計画(H28(2016)～H30(2020))の記載内容	年度計画の記載内容
<p>ウ 委託料、光熱水費等、費用全般にわたる支出内容を実施する。</p> <p>エ 適切なコスト管理等を行ったため、診療行為別原価計算を実施する。</p>	<p>④ 委託料、光熱水費等、費用全般にわたる支出内容を実施する。</p> <p>⑤ リネン総合業務における院外医療物品の一部単価を見直し、半年で約80万円の手数料の削減となった。</p> <p>⑥ 経営分析システムにより診療科別に収支の年度別推移をまとめ、診療科長ヒアリング時の資料として提示し、適切なコスト管理等を行う。</p> <p>⑦ 薬局運営への反映状況</p> <p>・院外業務専門員と医師との地域医療連携への防護については、新型コロナウイルス感染症流行下での訪問の手配書を作成のうえ、院内規程を遵守し、大腸鏡室外科、食道胃外科、泌尿器科で7月～12月まで計31カ所を訪問した。【再掲、(1)～ア】</p> <p>・新設した事業系センターや外来等の紹介を掲載した広報紙「がんセンタードより」を年4回発行し、宇都宮市内及び関係医療機関等に配布した。【再掲、(1)～イ】</p> <p>・当センターの診療情報等について、プレスリリースを8回、県政記者クラブへ提供し、新聞に掲載された。【再掲、(1)～イ】</p> <p>・病床利用率等については、新型コロナウイルス感染症による診療体制限などの影響により、計画を下回った。【再掲、(1)～ウ】</p> <p>・ベンチマークシステムを活用し、特別金加算の算定率向上を図るため、関係部署との連携を図った。【再掲、(1)～エ】</p> <p>・未収金発生の恐れのある患者に対する相談等を関係部署と連携して実施し、早期から積極的に介入するよう努めた。【再掲、(1)～オ】</p> <p>・医薬品の価格交渉において、ベンチマークシステムを活用した交渉を行い、加重平均値引率で作年度を上回ることができた。(2018年度 13.8%、2020年度 14.6%)。【再掲、(2)～イ】</p> <p>・手術支援ロボットによる手術で使用する材料をベンチマークシステムを参考に価格交渉し、29品目中25品目がSA判定と全国のベンチマーク導入施設より下回る価格で納入することができた。【再掲、(2)～イ】</p> <p>・リネン総合業務における院外医療物品の一部単価を見直し、半年で約80万円の手数料の削減となった。【再掲、(2)～ウ】</p> <p>・経営業務委託の内容の見直しにより、12月から業者1名減とし、1月から栄養士1名減となり、前回業務委託料より5,540万円の削減となった。【再掲、(2)～ウ】</p>

法人の自己評価	B	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> 指標の達成状況に関しては、「新入院患者数」「ジェネリック医薬品採用比率」が目標値を上回ったが、「病床利用率」、「診療材料費対医業収益比率」など、多くの指標が目標値を下回った。
---------	---	------	---

➡

知事の評価	B	評価理由等	<ul style="list-style-type: none"> 当該中項目に関しては、計画をやや下回っていると判断したため、「B」評価とした。引き続き、病床利用率の向上等により更なる収入の確保を図るとともに、安全面にも留意しながら費用の削減にも積極的に取り組むなど、より一層の経営改善に努めたい。
-------	---	-------	--

第3 予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善に関する事項)(大項目)

◆年度計画指標

No	指標名	R2/2020 年度 実績量	R2/2020 年度 達成率	R2/2020 年度 目標値	指標の達成 状況
1 経常収支比率(%)	100以上	101.2	101%	100以上	iv
2 医業収支比率(%)	85以上	83.9	99%	85以上	iii

※ 中期計画指標のみ記載

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容

県民が求める高品質で専門的なかかり医療を充実的に提供していくため、中期目標期間を累計した経常収支比率を100%以上とする。また、各年度において経常収支の黒字化を目指す。

年度計画の記載内容

月次で収支状況を管理し、経常収支の黒字化を目指す。

- ① 経常収支は113,043,025円を計上し、毎月の収支比率は101.2%となった。
- ② 経営会議及び経営戦略会議等(予算、実績、診療科ごとの患者数・収益、収支改善の状況等)を周知し、経常収支の黒字化を目指した。
- ③ 診療科及び事業系センターごとに、幹部職員によるヒアリングを実施した。診療科のヒアリングでは、近年の入院患者や収益費用の推移などをもとに、課題と今後の方針、当センターの強みとなる度で専門的な医療の具体例などについて意見交換した。

令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等

経常収支の黒字化に向けて、より一層の経営改善に努められたい。

- ・経営会議及び経営戦略会議を原則毎月開催し、毎月の収支状況等(予算、実績、診療科ごとの患者数・収益、収支改善の状況等)を周知し、経常収支の黒字化を目指した。【再掲】
- ・診療科及び事業系センターごとに、幹部職員によるヒアリングでは、診療科のヒアリングでは、近年の入院患者や収益費用の推移、経営分析システムによる収支分析結果などについて意見交換した。【再掲】

法人の自己評価	A	評価理由	A	評価理由等
---------	---	------	---	-------

- ・指標の達成状況に関しては、「経常収支比率」が目標値を上回ったが、「医業収支比率」は目標値を下回った。

- ・年度計画の業務実績に関しては、経営会議や経営戦略会議を通じて月次で収支状況等を管理したほか、経常収支の黒字化を目指し、課題と今後の方針、当センターの強みとなる高度で専門的な医療の具体例などについて意見交換した。【再掲】
- ・以上を総合的に勘案した結果、当該項目に関しては、概ね計画どおり実施することができたため、「A」評価とした。

知事の評価	A	評価理由等
-------	---	-------

- ・当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施していることが認められたため、「A」評価とした。

第8 その他運営に関する重要事項(大項目)

中期計画(H28(2016)～R2(2020))の記載内容			年度計画の記載内容		
病院施設の老朽化の状況や求められる機能を踏まえ、院内にプロジェクトチームを設置して、長期的な視点からがん専門病院として今後担うべき診療機能にふさわしい施設整備の方針を検討する。また、医療機器については、県民の医療ニーズ、医療技術の進展に応えるため、費用対効果等を総合的に勘案し、計画的な更新・整備に努める。			策定した将来構想を基に、具体的な整備に向けた今後の取組について、県とともに検討していく。 また、医療機器について、計画的に更新・整備する。		
令和元(2019)年度業務実績の評価における指標等			業務運営への反映状況		
・該当なし					
法人の 自己評価 B	評価 B	評理由 について、具体的な整備に向けた今後の取組についての検討が実施できなかつた。	・医療機器については、計画的に更新・整備したものとの、施設整備のあり方についての取組により、病院の将来のあり方		
知事の 評価 B	評価 B	具体的な検討を進められたい。	当該中項目に関しては、計画をやや下回っていると判断したため、「B」評価とした。引き続き、今後担うべき診療機能にふさわしい施設整備のあり方の		

令和2（2020）年度業務実績に関する全体評価書（がんセンター）

栃木県知事は、地方独立行政法人法第28条第1項の規定により、地方独立行政法人栃木県立がんセンターの令和2（2020）年度の業務実績について、以下のとおり評価を行った。

1 全体評価（案）

（1）評価結果

令和2（2020）年度の業務実績については、中期計画の達成に向けた進捗にやや遅れが見られる。

（2）判断理由等

- 12の中項目のうち、概ね計画どおり実施している項目は、「質の高い医療の提供」等7項目であったほか、経常収支が4年ぶりに黒字に転じた。
- 一方で、「安全で安心な医療の提供」、「人材の確保と育成」、「地域医療への貢献」、「収入の確保及び費用の削減への取組」が、計画をやや下回った。
- 引き続き、経営環境の変化に柔軟に対応しながら、サービスや業務の質の向上と財務の改善に取り組む必要がある。

2 栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会の意見・指摘等

中期目標期間における

業務実績報告書兼中項目別評価書

(第1期中期目標期間：平成28(2016)年4月1日～令和3(2021)年3月31日)

地方独立行政法人栃木県立がんセンター

目 次

業務実績報告書兼中項目別評価報告書 総括表

第 2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項（大項目）	1
1 質の高い医療の提供（中項目）	2
2 安全で安心な医療の提供（中項目）	5
3 患者・県民の視点に立った医療の提供（中項目）	7
4 人材の確保と育成（中項目）	11
5 地域連携の推進（中項目）	14
6 地域医療への貢献（中項目）	16
7 災害等への対応（中項目）	18
第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項（大項目）	19
1 業務運営体制の確立（中項目）	19
2 経営参画意識の向上（中項目）	20
3 収入の確保及び費用の削減への取組（中項目）	21
第 4 予算、収支計画及び資金計画（財務内容の改善に関する事項）（大項目）	23
第 10 その他業務運営に関する重要事項（大項目）	24

【評価基準について】

法人による自己評価及び知事による評価（中項目別評価）については、以下の基準により判断する。

- S：計画を上回って実施している。
- A：概ね計画どおり実施している。
- B：計画をやや下回って実施している。
- C：計画を下回っている、又は実施していない。

【指標について】

各指標の達成状況の判断目安は以下のとおりとする。

- ✓：目標達成率 110%以上
- IV：目標達成率 100%以上 110%未満
- 前：目標達成率 90%以上 100%未満
- II：目標達成率 80%以上 90%未満
- ー：目標達成率 80%未満

業務実績報告書兼中項目別評価報告書 総括表

◆ 各事業年度及び中期目標期間における項目別評価

項目	各事業年度における項目別評価					中期目標期間の評価
	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	
第1 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項						
質の高い医療の提供	A	A	A	A	A	A
安全で安心な医療の提供	A	A	A	A	B	A
患者・県民の視点に立った医療の提供	A	A	A	A	A	A
人材の確保と育成	A	A	A	A	B	A
地域連携の推進	A	A	B	A	A	A
地域医療への貢献	A	A	B	A	B	A
災害等への対応	A	A	A	A	A	A
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項						
業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A
経営参画意識の向上	A	A	A	A	A	A
収入の確保及び費用の削減への取組	A	B	B	B	B	B
第3 予算、収支計画及び資金計画						
財務内容の改善に関する事項	A	B	B	B	A	B
第8 その他業務運営に関する重要事項						
その他業務運営に関する重要事項	B	B	A	A	B	B

(参考) 中期目標の期間における業務に関する全体評価

評価結果

第一期中期目標期間の業務実績については、一部の項目において目標が達成できなかつたが、概ね目標を達成した。

第2 県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項(大項目)

音の高い医療の提供(申請目)

中期計劃指標(中期目標期數名次參考中標)

No	指標名	H28(2016) 年度 実績	H29(2017) 年度 実績	H30(2018) 年度 実績	R元(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 実績値	R2(2020) 年度 目標値	R2(2020) 年度 差成率	各事業年度の 中項目別評価		R元(2019) 年度	R2(2020) 年度 (自己評価)
									年度	A	年度	A
1	高難度手術延べ件数(件) べ件数(件)	IMRT SBRT	69 4	75 0	52 8	61 16	53 4	60 20	88% 20%	ii i	ii v	
2	高精度放射線治療延べ件数(件)											
3	外末化学療法延べ件数(件)		7,897	7,973	8,048	8,308	8,734	7,900			111% v	
4	臨床研究件数(件)		182	169	183	200	194	228			85% ii	
5	地域の看護とケア支援カンファレンス開催回数		年9回	年10回	年8回	年8回	年4回	月1回以上			33% i	
6	がん患者リハビリーション単位数 (単位)	2,285	5,438	5,374	5,668	6,967	17,040				41% i	

中期目標の記載内容	中期目標期間の業務実績
<p>(1) 高度で専門的な医療の推進(小項目)</p> <p>局所進行がんや転移がんの患者に対する医療提供など、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けるよう、高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p>ア 局所進行がんや転移がん、希少な疾患など、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けるよう、高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p>イ 必要な医療を受けるよう、手術、放射線治療及び化学療法を組み合わせた集学的治療の充実を図るなど、高度専門医療を提供する。</p> <p>ア 局所進行がんや転移がん、希少な疾患など、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、高度で専門的な医療を提供すること。</p> <p>イ 必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び化学療法を組み合わせた集学的治療の充実を図るなど、高度専門医療を提供する。</p>	<p>患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、がん専門病院として、以下のとおり、高度で専門的な医療を提供する。</p> <p>ア 局所進行がんや転移がん、希少な疾患など、患者がさまざまな病態に応じて必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び化学療法を組み合わせた集学的治療の充実を図るなど、高度専門医療を提供する。</p> <p>イ 必要な医療を受けられるよう、手術、放射線治療及び化学療法を組み合わせた集学的治療の充実を図るなど、高度専門医療を提供する。</p> <p>① 高度専門医療の一つとして肝胆膵領域の高難度手術を実施した。受診当初は切除不能であったが、化学療法を行い、ダクソンステージを得られた症例に対しては積極的に手術を試み、その結果切除できた症例も含まれており、集学的治療の成果を得られている。</p> <p>② 骨幹部腫瘍・整形外科の入院診療を平成30(2018)年7月から再開し、県内では実施が困難であった整形外科領域における骨幹部腫瘍の治療を積極的に行った。</p> <p>③ 脳器別や病機などで多職種によるキャンサーサポート(症例検討会)を開催し、がんの発生頻度や患者の状態に応じて手術療法、放射線療法、化学療法又はそれらを効果的に組み合わせた集学的治療を実施した。</p> <p>④ 平成30(2018)年10月に国立がん研究センター中央病院のがんゲンノム医療連携病院となつた。</p> <p>⑤ 希少がんの診療、研究を行つたため、令和2(2020)年4月に希少がんセンターを設立した。</p> <p>⑥ 令和元(2019)年度までに、婦人科常勤医4名全員が日本産科婦人科学会技術認定医の資格を取得し、婦人科領域の腹腔鏡手術件数が著しく増加した。消化器・呼吸器領域における腹腔鏡下手術はすでに標準術式になっているが、当センターでは日本内視鏡外科学会技術認定医による質の高い経皮穿刺手術を施行しており、術後合併症が少なく、入院期間にもつながつた。</p> <p>⑦ 早期の胃・大腸がんに対する低侵襲な治療を推進するため、ESD・内視鏡的粘膜下層剥離術を積極的に施行し、その治療成績も良好であった。また、大腸ポリープについては、外来検査の際にその様でポリープを切除することを推進し、患者に身体的にも経済的にも負担の少ない治療を提供した。</p> <p>⑧ 令和2(2020)9月から手術支援ロボットによる手術を開始した。</p>

中期目標の記載内容	中期計画の記載内容	中期目標期間の業務実績
ウ IMRT(強度調節放射治療)やSBRT(体幹部定位置放射治療)等、患者の状態等に応じた高度な放射線治療を提供する。	抗がん剤の作用、副作用に熟知した専門医や看護師による高度ながん化学療法を引き続き提供するとともに、他の医療機関では実施困難な最新の化学療法を提供する。	<p>① リニアックを臨床稼働しながら特殊治療(VMAT・SBRT)の実績に向けて準備を進め、平成28(2016)年11月にVMAT(強度変調回転照射)を、12月にSBR(体幹部定位置放射治療)を開始した。</p> <p>② IMRTは主に泌尿器、婦人科、頭頸科領域に実施した。SBRTは呼吸器の新しい症例数増加に付随し実施件数が増加した。</p> <p>③ 医師、看護師、薬剤師を含めた多職種によるカンファレンスを定期的に実施し、情報の交換や共有に努めることで、適切な化学療法を実施した。</p> <p>④ 抗がん剤によるアレルギー症状の早期対応や副作用対応に対するケアなど、外来患者、家族に対し安全で安心できる治療と看護を提供した。</p> <p>⑤ 高度で専門的な対応を要する希少がんの治療、最新的化学会議などを実施した。</p> <p>⑥ 手術前後の医療品の治療、薬剤師、看護師による手術説明会や新たな標準治療法の確立のため、国内外の多施設共同研究に積極的に取り組み、当センターとSMO(治験施設支援機関)の臨床研究コーディネーターを活用し医師の業務を支援した。</p> <p>⑦ 当センターにおける治験実施体制、治験開発課程、IRB(臨床研究審査委員会)に関する最新情報を随時ホームページに掲載し、速やかに治験依頼者へ情報発信した。</p> <p>⑧ 臨床研究審査委員会メンバーへの臨床研究に関する研修を実施し、臨床研究審査体制の質を確保した。</p> <p>⑨ 手術前後の医療品の治療、薬剤師、看護師による手術説明会や新たな標準治療法の確立のため、国内外の多施設共同研究に積極的に取り組む。</p> <p>⑩ 平成28(2016)年2月に開始したチームSTEPPS(※)研修を、全職員に对象とする拡大して実施した。</p> <p>⑪ キャンサーボード(症例検討会)については、各診療科等で定期的に開催した。</p> <p>※ 医療の質及び患者安全の向上のためのチームワークシステム。</p>

中期目標の記載内容			中期計画の記載内容			中期目標期間の業務実績		
(4)がん患者のリハビリテーション提供体制の充実(小項目)								
<p>(4)がん患者のリハビリテーション提供体制の充実(小項目)</p> <p>患者の運動機能の改善及び生活機能の低下予防のため、がんと診断された時から患者の病態に応じたリハビリテーション提供体制を充実すること。</p>			<p>①がん患者リハビリテーション料の算定に向けて、リハビリテーション料に関する議論し、平成28(2016)年10月からがん患者リハビリテーション料の算定を開始した。</p> <p>②リハビリテーション室の西第3病棟への移転に伴い訓練スペースが拡張され、これまでよりも数多くの器材が配備されたことから、階段の昇降、日常生活訓練などのプログラムの充実が図られた。</p> <p>③入院患者全員に、リハビリテーション総合実施計画書を作成し交付した。</p> <p>④入院患者全員に、医師や看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士等によるカンファレンスを行った。</p>			<p>①がん患者リハビリテーション料の算定に向けて、リハビリテーション料が、がんのリハビリテーション料の算定を開始した。</p> <p>②リハビリテーション室の西第3病棟への移転に伴い訓練スペースが拡張され、これまでよりも数多くの器材が配備されたことから、階段の昇降、日常生活訓練などのプログラムの充実が図られた。</p> <p>③入院患者全員に、リハビリテーション総合実施計画書を作成し交付した。</p> <p>④入院患者全員に、医師や看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士等によるカンファレンスを行った。</p>		
次期に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・がん専門病院の使命として、引き続き、希少がん、難治性がんを含め、高度で専門的な医療を提供していくとともに、がんノム医療を推進していく必要がある。 							
法人の自己評価面	A	評価理由	「高度で専門的な医療の推進」では、肝胆脾領域での高難度手術を実施したほか、平成30(2018)年7月から骨軟部腫瘍・整形外科の診療を再開し、県内では施設が困難であった整形外科領域における骨軟部腫瘍の治療を実施した。がんの種類や患者の状態に応じて手術療法、放射線療法、化学療法又はそれらを効果的に組み合わせた集学的治療を実施した。また、令和2(2020)年4月に希少がんセンターを設立するとともに、令和2(2020)9月から手術支援ロボットによる手術を開始した。	・「緩和ケアセンターの体制強化を図るため、毎週、緩和ケアチーム、緩和ケア外来及び緩和ケア病棟のスタッフを構成員とした緩和ケアセンター運営カンファレンスを開催した。	・「がん患者のリハビリテーション提供体制の充実」では、リハビリテーション室の移転により訓練スペースが拡張され、日常生活訓練などのプログラムの充実が図られた。	以上の結果、標準計画どおり実施することができたため、「A」評価とした。		
知事の評価面	A	評価理由等	<p>・当該中項目に関しては、標準計画どおり実施したと認められたため、「A」評価とした。</p>					

2 安全で安心な医療の提供(中項目)

◆中期計画指標(中期目標期間の各事業年度の実績)

No	指標名	H28(2016) 年度 実績値	H29(2017) 年度 実績値	H30(2018) 年度 実績値	R元(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 目標値	R2(2020) 年度 達成率	指標の達成状況
1	感染管理認定看護師数(人)	2	2	1	1	2	3人以上	67% i

中期目標の記載内容		中期目標期間の業務実績						
(1) 医療安全対策等の推進(小項目)		<p>患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、医療安全対策等を推進する。</p> <p>患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全の発生原因に関する情報や医療事故の発生原因の共有化や医療事故の発生原因の分析等を行うとともに、安全管理に関する研修等をアリスクマネジャーや医療安全に関する院内組織を中心ヒヤリ・ハットも含めた医療事故の発生原因の分析等を行った。また、医療事故防止のための分析等を行った。さらに、感染対策を強化するために、感染管理体制を充実するなど、院内感染対策を強化することとした。</p> <p>感染対策委員会を中心となり、院内感染の予防、監視、指導、教育等を強化する。</p>						
(2) 医療機器、医薬品等の安全管理の徹底(小項目)		<p>患者に対して安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底や服薬指導等、医療機器や医薬品等の管理を徹底すること。</p> <p>安全な医療を提供するため、放射線治療機器の品質管理の徹底や服薬指導等、医療機器や医薬品等の管理を徹底すること。</p>						

中期目標の記載内容		中期計画の記載内容		中期目標期間の業務実績
(3)法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理(小項目) 県民に信頼され、県内医療機関の基幹的役割を果たしていくよう、法令等に基づく手順に基づいた実施を図る。 県民に信頼され、県内医療機関の基幹的役割を果たしていくよう、法令や社会規範を遵守する。 とどまるとともに、適切な情報管理を行うこと。また、情報セキュリティ対策を徹底すること。		① 県民の遂行に必要な法令上の手順については、緊急が生じる部局、宇都宮市消防署など関係法令を所管する機関へ協議や確認を行い、適正な業務執行に努めた。		
イ 栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、適切な情報管理を行う。		② 栃木県情報公開条例、栃木県個人情報保護条例に基づく開示請求等に対応した。		
ウ 個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。		③ 新規採用職員を対象に個人情報の保護や情報セキュリティに係る研修を実施した。 ④ 個人情報の漏えい防止や情報セキュリティ対策の徹底を図るため、全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施した。 ⑤ 退職者の登録情報を削除するとともに、職種ごとにアクセス権限を再設定した。		
次期に向けた課題	A	評価理由 ・引き継ぎ、患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全対策に取り組んでいく必要がある。	A	評価理由 ・「医療安全対策等の推進」では、リスクマネジメント部会において、インシデントや事故報告の原因分析や事故防止の具体策などについて調査や検討を実施した。 ・「医療機器等の安全管理の徹底」では、ME(メディカルエンジニア)室において医療機器の中央一括管理を行い、医療機器の安全性を維持するため保守点検を実施した。 ・以上の結果、概ね計画どおり実施することができたため、「A」評価とした。
知事の評価	A	評価理由 ・当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施したと認められたため、「A」評価とした。		

3 患者・県民の視点に立った医療の提供(中項目)

◆中期計画目標(中期目標期間の各事業年度の実績)

No	指標名	H28(2016)年度		H29(2017)年度		H30(2018)年度		R元(2019)年度		R2(2020)年度		指標の達成状況
		実績値	基準値	実績値	基準値	実績値	基準値	実績値	基準値	実績値	基準値	
1 セカンドオピニオン件数(件)		148	194	153	107	36	230	16%	i			
2 患者満足度割合(%)		82	83	87	88	94	90以上	104%	m			

中期目標の記載内容

中期計画の記載内容

(1)患者及びその家族への医療サービスの充実(小項目)

患者及びその家族に必要な情報をお聞きするよう、以下の取組を実施する。
 説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントを徹底する。
 ア 患者及びその家族に必要な情報を分かりやすく説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントを徹底すること。
 その家族への医療サービスを充実すること。
 イ 患者が自身の生活のスタイルに応じて手術以外の治療法も選択できるよう、医療相談等を充実する。

ウ 治療や処置等に関して、この部屋、患者及びその家族に対する分かりやすい説明を行います。
 看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等による分かりやすい説明を徹底する。

① インフォームド・コンセントの徹底を図るため、カルテ監査による実施状況の検証を行った。
 ② インフォームド・コンセントに関する教育講演を行った。
 ③ 患者及びその家族が診断結果、治療方法等について十分に理解し、納得した上で治療方針の選択ができるよう、認定看護師による面接を積極的に行つた。
 ④ 平成30(2018)年2月から2分野(乳がん看護、がん性疼痛)の認定看護師による看護外来を開設した。疼痛を伴ながら地域で療養・社会生活を営む患者や、その家族等に対し、専門的な知識や技術をもつた看護師(認定看護師)が療養・社会生活についてタイムリーに支援することができるようにになった。
 ⑤ 臨床検査技師による検査説明は、東2病棟入院患者を対象に平成28(2016)年度から試行した。
 ⑥ 臨床検査技師による放射線検査及び放射線治療に関する説明は、入院及び外来患者を対象として、施設装置及びペレーシヨン(説明用資料及び機材)を使用して実施した。また、治療前説明については治療バスを使用した対応も開始した。
 ⑦ 平成30(2018)年4月から病理外来を開設し、病理専門医から直接病理診断結果を患者に説明した。手術検体の肉眼所見や組織所見を実際に見てもらいたいながら説明することで、患者の病気に対する理解を深めることができた。

⑧ 平成28(2016)年6月に消化器外科、乳腺外科、呼吸器内科及び呼吸器外科において、土曜日の午前中のセカンドオピニオン外来を開始したほか、平成30(2018)年4月から、病理セカンドオピニオン外来を開始した。
 ⑨ 令和2(2020)年12月から、泌尿器科において、土曜日の午前中のセカンドオピニオン外来を開始した。
 ⑩ 外来化学療法センターにおいて長時間にわたり化学療法の治療を受ける患者が早く帰宅できるよう、平成28(2016)年11月から、土曜日の午前8時から午前8時半まで拡大する。
 ⑪ 平成29(2017)年11月から平日タマンモグラフィの運用を開始した。
 ⑫ 平成30(2018)年4月から平日タマンモグラフィの運用を開始した。

中期目標の記載内容	中期計画の記載内容	中期目標期間の業務実績
	<p>才 現在の手術マネジメントセンターの機能を変化した入退院センターを新たに設置し、入院前の患者への検査、入退院、持参薬管理の説明等、医療サービスの総合的なマネジメントを実施する。</p> <p>力 院内クリティカルバス(良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するために手段としての検査計画表)の適用症例車の向上を図る。</p> <p>キ がんの治療に伴う口腔合併症を予防し、療養生活の質の向上のために術前の口腔ケアを実施する。</p> <p>ク 病棟薬剤師を病棟に配置し、病棟薬剤業務や服薬指導等を充実する。</p>	<p>① 平成28(2016)年4月に入退院センターを設置し、医師・看護師等の多職種のスタッフが、手術や化学療法、内科的治療などを受ける入院予定の患者に対して入院治療前に幾合的なマネジメント(呼吸訓練、患者バスの説明・指導・相談、口腔ケア・禁煙バスのサポート、内服薬の休業案内、入院前の検査予約など)を実施した。</p> <p>② 令和元(2019)年度からは入院前の基礎データを確実により、患者の安心と安全を守り、病棟と連携し、治療(退院)後も踏まえた対応により、患者の活動につなげることができた。</p> <p>③ 気管支鏡検査やERCP(内視鏡的逆行性胆管造影)などの検査用バス、CVFポート留置及び抜去などの処置用バス、薬物治療のクリティカルバスを新規作成した。</p> <p>④ 患者用バスシートについて、両面バスシートへの変更を行った。</p> <p>⑤ がん治療のすべてのステージにおいて、歯科医師及び歯科衛生士による専門口腔ケアを実施した。手術前の口腔ケアについては・口腔内子エックや応急的歯科処置、抜歯等を行うとともに、口腔ケアと呼吸訓練を組み合わせることにより術後合併症の予防に取り組んだ。</p> <p>⑥ 平成30(2018)年8月から全病棟に専任薬剤師を配置した。週20時間以上のがん治療剤業務を実施し、全病棟で病棟薬剤業務実績加算1を算定することができた。</p> <p>⑦ 全病棟に専任薬剤師を配置したこと等により服薬指導件数が増加した。</p> <p>⑧ がん予防・遠伝カウンセリング及び遺伝子検査の実施した。</p> <p>⑨ 27種類の遠伝性腫瘍の原因遺伝子検査の結果が得られる多遺伝子パネル検査を平成29(2017)年2月から開始した。</p> <p>⑩ ゴンバニオン診断として、平成30(2018)年6月にBRACAnalysis診断システム、12月にMSI検査が保険承認され、検査を開始した。</p> <p>⑪ 平成30(2018)年10月に国立がん研究センター中央病院のがんゲノム医療連携病院となつた。</p> <p>⑫ NCCオンライン検査、FoundationOne CDx検査が保険承認され、NCCオンライン検査は令和元(2019)年7月から、FoundationOne CDx検査は令和2(2020)年3月から検査を開始した。</p> <p>⑬ 令和3(2021)年3月からmyChoice診断システム検査を開始した。</p> <p>(2) 患者の就労等に関する相談支援体制の充実(小項目)</p> <p>患者の就労も含めに社会的支援をはじめ、介護や福祉制度等、社会的支援に関する情報を提供するため、ハローワーク等関係機関との連携を図るとともに、より一層きめ細かな相談に努めるなど、がん相談支援センターの体制の充実を図ること。</p> <p>重者の就労等に関する相談支援体制の充実をはじめ、介護や福祉制度等、社会的支援に関する情報を提供するため、ハローワーク等関係機関との連携を図るとともに、相談支援体制を充実すること。</p> <p>① ハローワーク宇宙館と連携し、平成28(2016)年6月から就職相談会を開催した。</p> <p>② 栃木産業保健総合支援センターと協働し、平成30(2018)年2月から両立支援相談を開始した。</p> <p>③ 平成30(2018)年8月から入退院センターにおいて、仕事に関するアンケートを開始し支援対象者への早期介入に取り組んだ。</p>

中期目標の記載内容	中期計画の記載内容	中期目標期間の業務実績
(3)患者及びその家族の利便性・快適性の向上(小項目) 職員の接遇マナーの向上を図るとともに、外来診療、検査、会計などの待ち時間の短縮やプライバシーへの配慮など、患者及びその家族の利便性・快適性の向上に努めること。	イ 外来診察室の構造や患者の動線に配慮した会計窓口の再整備等を行い、外 来診療、検査、会計等の待ち時間の短縮を図る。	① 患者の接遇マナーの向上を図るため、研修等を実施し、職員の接遇マナーの向上を図るため、研修等を実施し、職員及びその家族の立場に立った医療サービスを提供するため、研修等を実施し、職員の接遇マナーの向上を図るため、研修等を実施した接遇研修及び全職員を対象とした接遇研修を実施した。 ② 会計待ち時間については、平成28(2016)年5月から現金自動入出金機を導入し、会計窓口の閉鎖を外来診療が概ね終了する時間帯に変更することができたため、苦情の解消につながった。
	ウ 患者のプライバシーの確保に配慮するなど、患者及びその家族の快適性に配慮した院内環境の整備を計画的に実施する。	③ 超音波センター改修工事により各検査ブースが拡張され、生検時の安全性の確保及び患者の快適性の向上が図られた。また、2重カーテンに改修したことにより、患者のプライバシーの確保が大幅に改善された。 ④ 必尿器科検査室の一角で行われていた尿液量測定を、新たに導入された検査専用トイレでの検査に変更したことにより、患者のプライバシー及び快適性の確保が図られた。 ⑤ 内視鏡センターの検査室について、患者の安全性、利便性を考慮し、椅子子やストレッチャーが利用できる脚口の広い検査室へと改修した。 ⑥ 婦人科及び乳腺外科を中心とした女性患者の専用エリアにおいて、外来診療の効率化やプライバシーの確保を図るため、新たに女性専用の外来診察室や更衣室、授乳室、子どもスペースなどを整備し、平成29(2017)年11月から女性外来を開始した。
	エ 女性フロアの開設等、女性に配慮した病院運営を図る。	⑦ 病院利用者から寄せられた意見や要望については、改善策を講じるとともに、よくある質問Q&Aとしてホームページに回答を掲載した。
	オ 患者をはじめとする病院利用者の利便性の向上を図るため、病院施設内のサービスの充実を図る。	
(4)県民へのがんに関する情報の提供(小項目) 県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、以下の取組を実施する。	ア 市民公開講座等を通じて、がんに関する普及啓発の受講を促進するため、以下取組を実施する。 県民のがんに対する理解やがん検診の受診を促進するため、市民公開講座等を行って、がんに該するため、県民に対し、市民公開講座等を行って、がんに該する普及啓発に努めるとともに、ホームページを充実するなど、適切な情報提供を行うこと。	① 広報紙「がんセンターだより」の発行、ホームページへの掲載やプレスリリースなどにより、当センターの診療内容や施設・組織の概要などを情報発信した。 ② 市民公開講座及びがんセンター公開Day「メディカルフェスタ」を開催し、がんに関する情報や当センターの診療内容を広く県民に情報発信した。 ③ 平成31(2019)年3月に県内初となる「どちぎ隣がん教室」を開催し、隣がんに関する講演や隣がん患者からの体験談の発表を行い、隣がんに対する正しい理解の促進を図った。 ④ 埼玉県教育委員会が取り組んでいる文部科学省委託事業の「埼玉県がんの教育総合支援事業」に協力し、埼玉県がんの教育連絡協議会の委員に医師が参画した。また、がんの専門医としてモデル校などなった中学校において新学習指導要領を見据えた講話を行うとともに、埼玉県がん教育実践事例集の作成に協力した。 ⑤ 当センターの医師が、県内外の小学校、中学校、高校を訪問し、喫煙防止に関する講演を行った。

中期目標の記載内容		中期計画の記載内容		中期目標期間の業務実績
(5)ボランティア等民間団体との協働(小項目) ボランティアが運営するがん患者等と同じ立場の人との交流の事である「がん患者サロン」の利用促進すること。 人同士の交流の場の充実など、ボランティア等民間団体との協働による取組を推進すること。				①「患者サロン」では、講話(ミニレクチャー)及びワッグル・相談下着等の展示・相談会等を毎月定期で開催し、場の提供に努めた。 ②患者サロンの活動を下野新聞で紹介(掲載)してもらったり、患者サロンによりを発行したりするなど、積極的な周知活動に取り組んだ。
イボランティアと連携、協働し、院内の案内や手帳、ごとの行事の開催等、環境の向上を図る。		③医書ボランティア、外来ボランティア及び総合病棟ボランティアと連携、協働し、医書の整理・貸出し、院内の案内、ティルームの整理整頓など環境環境の向上を行った。		
次期に向けた課題		・患者や県民が当センターに求めるニーズの把握に努め、引き続き、県民の立場に立った医療サービスの提供をしていく必要がある。		
法人の自己評価 A	評価理由 A	「患者及びその家族への医療サービスの充実」では、平成28(2016)年6月から土曜日のセカンドオピニオン外来を、平成28(2016)年11月から外来の早期採血を、平成29(2017)年11月から平日早朝の放射線治療を開始したほか、平成28(2016)年4月に入院予定の患者にマネジメントを実施する入退院センターを設置した。また、ゲノム医療では、平成30(2018)年10月にがんゲノム医療連携病院となりNCC Oncコバルト検査等を実施した。 「患者の就労等に関する相談支援体制の充実」では、関係機関と連携し、平成30(2018)年2月から就職相談会を、平成28(2016)年6月から両立支援相談を開始した。 「患者及びその家族の利便性・快適性の向上」では、新たに女性専用の外来診察室や更衣室、授乳室などを整備し、平成29(2017)年11月から女性外来を開始した。 以上の結果、概ね計画どおり実施することができたため、「A」評価とした。	→	・当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施したと認められたため、「A」評価とした。
知事の評価 A	評価 A	評価理由等 A		

4 人材の確保と育成(中項目)

◆中期計画指標(中期目標期間の各事業年度の実績)

No	指標名	H28(2016)年度 実績値	H29(2017)年度 実績値	H30(2018)年度 実績値	R2(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 達成率	R2(2020) 指標の達成 状況	R2(2020) 年度 達成率	R3(2018) 年度	R3(2019) 年度	R3(2020) 年度 (自己評価)
1	職員満足度割合(%)	66	77	80	78	74	90以上	82%	ii	A	A

中期目標の記載内容

(1)医療從事者の確保と育成(小項目)

■民から求められる役割を十分に果たすため、専門性を有する医療從事者の確保と育成に努めること。

中期計画の記載内容		中期目標期間の業務実績										
(1)医療從事者の確保と育成(小項目)		<p>ア 医師の確保と育成向上</p> <p>・全国のがん専門病院との連携や大学との協力関係の構築により、人的交流を図る。</p> <p>・専門医資格取得のための研修病院としての役割を果たすことにより、若手医師の確保に努める。</p> <p>①センターだよりなどを利用して、各関係機関との連携強化に努めた。</p> <p>②県内・県外の病院や大学等を訪問し、医師の確保が必要な診療科への医師の派遣を要請し、骨軟部腫瘍・整形外科・頭頸科・泌尿器科・消化器科などの医師を採用した。</p> <p>③当センターが日本内視鏡外科学会技術認定医や日本肝胆脾外科学会高度技能専門医などの資格取得に必要な技術指導を受けられた病院であることを情報発信し、若手医師の確保、育成に努めた。</p> <p>④看護師・薬剤師・技師の訪問や衛生福祉・大学校就職ガイダンスへの参加、病院見学会の開催、インカーンシップを実施した。</p> <p>⑤衛生福祉大学校の臨地実習における丁寧な指導、講義等により看護師養成機関との連携強化を図った。</p> <p>⑥随時募集により看護師の採用を行った。</p> <p>⑦看護師として就労が可能な人材の確保に努めた。</p> <p>⑧看護師の参考書を図るために、販賣プログラム研修受講者を募集し、看護師の資質向上を図るために、研修受講や認定資格の取得・維持のための講習会、学会等の参考書を提供した。</p> <p>⑨看護管理者を育成するため看護師長を対象に勉強会を開催した。</p> <p>⑩薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師を確保するため、当センターの見学会の開催や大学訪問などを実施するとともに、随時募集を実施した。</p> <p>⑪新たな職種として臨床工学技士や循環器科衛生士、医療映像技師を採用した。</p> <p>⑫薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療從事者の資質向上を図るため、研修の受講や認定資格の取得・維持のための講習会、学会等の参加を支援した。</p> <p>⑬薬剤部では、新卒薬剤師を対象に専門的な知識を習得するため、「薬剤部入科育成プログラム」を実施した。</p> <p>⑭放射線技術科では、放射線治療専門技師(県がん診療拠点病院指定要件)の取得を目的とする教育プログラムを実施した。</p> <p>⑮医療制度や病院経営に関する、より専門的な知識及び資格を持つ職員を確保するため、経営、財務及び医事の分野における業務経験を有する職員を採用した。</p> <p>⑯事務職員の資質向上を図るため、地方独立行政法人職員向けの研修や日本医療バランス・スコアカード研究学会が主催する研修等の参加を支援した。</p>										
工 事務職員の確保と資質向上		<p>・大学及び看護師の連携強化や臨時募集により、医療環境や業務の変化に応じた業務負担の確保、配置に努める。</p> <p>・県内トッパレベルのがん医療を提供できるよう、認定看護師、専門看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、新規採用者集合研修や各クリニックラーニングプログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。</p> <p>ウ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の確保と資質向上</p> <p>・大学及び看護師の連携強化や臨時募集により、医療環境や業務の変化に応じた薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療從事者の確保、配位に努める。</p> <p>・各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励、支援するとともに、実効性のある研修プログラムの充実を図り、計画的に研修を実施する。</p>										

中期目標の記載内容		中期目標期間の業務実績
(2)研修体制の強化(小項目) 高度で専門的な医療を提供するため、体系的に部門別研修やテーマ別研修を行うなど、研修体制を強化すること。	才 多様な職務形態の導入 ・優れた人材を確保するため、短時間勤務や在宅勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。	<p>① 医師事務作業補助や診療報酬請求事務などの特定の業務を担う常勤職員制度を創設した。 ① 看護師の有期雇用短時間勤務職員について、無期雇用転換制度を創設した。 ① 育児休業から復帰した医師に配達し、短時間勤務の制度を取り入れた。 ① 國際診断医師を対象とした在宅勤務制度を導入し、令和2(2020)年4月に国際診断医師1名を採用した。</p>
(3)人事管理制度の構築(小項目) 職員の勤務成績などを考慮し、職員の人材育成やモチベーションの向上に資する、がんセンターに適した人材管理制度の構築に努めること。	才 高度で専門的な医療を提供するため、以下のとおり、研修体制を強化する。 ア 職員一人一人が高い目標意識、倫理觀及び熟練を持ち、最新の技術による医療を提供できるよう、医療人を育成する体系的な研修を一元的に管理する研修センターを新たに設置する。 イ 研修センターにおいて、新規採用職員を対象とする基本研修や、医療安全研修等の全職員共通のテーマ別研修を実施するとともに、各部門が行う専門性を有する研修の実施を支援する。	<p>① 平成28(2016)年4月に研修センターを設置した。 ② 当センターの研修プログラムを作成し、研修をカテゴリー化した。プログラムは製本化するとともに、院内ネットワークに掲示し職員への周知を行った。 ③ 新規採用職員を対象とする基本研修、全職員を対象とする接遇研修及びラスマント防止研修を実施した。 ④ 業者主催のWebセミナー、院内研修会を積極的に開催し、職員が最新情報を獲得し知識の向上を図る機会を提供した。 ⑤ 各種開催の向上を図るために、職種別部署別に研修会を開催した。 ⑥ 各種開催した研修ごとに、職種別部署別に参加状況をデータ化し実施評価を行い、研修開催部署にフィードバックした。</p>
(4)安全で安心な就業環境づくり(小項目) 医療従事者の勤務環境の改善やワーケーライフバランスの推進など、職員が安全かつ安心して働くことができる、心身ともに健康を維持できるよう職場環境の整備に努めること。	才 職員の勤務成績などを考慮し、職員の人材育成やモチベーションの向上に資する、がんセンターに適した人材管理制度の構築に努めること。	<p>① 平成30(2018)年度に医師の人事評価を試行した。 ② 令和元(2019)年度には、医師の上半期の行動評価の検証と医師の業務評価の項目検討を実施した。また、医師に動き、コメディカル、看護師の人事評価を行った。</p>
(5)医療従事者の就床倫理観の向上(小項目) 患者の尊厳などを守るために、医療倫理の教育や研修を定期的に実施すること。	才 医療従事者の就床倫理観の向上を図るため、以下の取組を実施する。 ア 医療倫理の教育や研修を定期的に実施する。	<p>① 医療従事者の就床倫理の改善やワーケーライフバランスの推進など、職員が安全かつ安心して働くことができる、心身ともに健康を維持できるよう職場環境の整備に努めること。</p> <p>① 平成29(2017)年7月から院内ハラスメント相談窓口を設置した。また、廊下を持つ者及び全職員を対象にハラスメント防止研修を実施するとともに、ワーク・ラボ・バランスの推進に向けた研修を実施した。 ② 外部委託による職員のメンタルヘルスに係るカウンセリング窓口を平成29(2017)年6月に設置した。 ③ 院内保管所の充実に向け、保育対象を長期休暇者(産育休・傷病休)の子にも拡大した。また、体調不良の園児の発生時、他園児への感染防止を図るため健室を整備した。</p> <p>① 全職員を対象に専門家による教育講演会を開催し、組織的に臨床倫理に取り組む意義等について学んだ。 ② 医師と病院臨床倫理委員会のメンバーによる意見交換会を開催し、職種による考え方の相違などを確認することができた。</p> <p>③ 病院臨床倫理委員会を開催し、その中でケースコンサルテーション(相談支援)を実施し、院内の倫理課の向上及びスキルの習得に努めた。 ④ 病院臨床倫理委員会規程で各部門にリンクスツaffを置き、委員会と現場の連携を密にするためのチーム体制を構築した。多職種チームが現場のスタッフを交えて倫理的問題を議論できるようになった。 ⑤ 学会発表や討論会へのハナリリストとしての参加を通して、倫理担当者のコンサルテーションスキル維持・向上に努めた。</p>

次期に向けた課題	・医療環境や業務量の変化に応じた適正な人員配置を考慮しつつ、引き継ぎ医療従事者の確保に取り組んでいく必要がある。		
法人の自己評価	A	評価理由	・「医療従事者の確保と育成」では、県内・県外の病院や大学等を訪問し、医師の派遣を要請し、骨軟部腫瘍・整形外科、頭頸科、泌尿器科などで医師を採用したほか、新たな講演として、臨床工学技士や歯科衛生士を採用した。 ・「研修体制の強化」では、平成28(2016)年4月に研修センターを設置し、新規採用職員研修や接遇研修などを実施した。 以上の結果、概ね計画どおり実施することができたため、「A」評価とした。
知事の評価	A	評価理由等	・当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施したと認められたため、「A」評価とした。



5 地域連携の推進(中項目)

◆中期計画指標(中期目標期間の各事業年度の実績)

No	指標名	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R2(2019)年度	R2(2020)年度	R2(2020)年度 実績値	R2(2020)年度 目標値	指標の達成状況
		実績率	実績率	実績率	実績率	実績率	実績率	実績率	
1	紹介率(%)	93.5	94.0	94.6	95.7	96.6	95.0	102%	N
2	連紹介率(%)	38.0	42.8	45.3	44.2	45.3	40.0	113%	V

中期目標の記載内容		中期計画の記載内容		中期目標期間の業務実績	
(1)地域の医療機関との連携強化(小項目)					
患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、以下のとおり、病診・病病連携を強化する。					
① 地域の医療機関との的確な役割分担を意識し、あらゆる進行度のがん患者は全例受け入れを原則として対応し、他病院での治療が困難な症例についても積極的に受け入れて病理連携を強化した。					
② 平成28(2016)年4月に地域連携センターを設置し、地域医療機関との密な協力体制を構築するなど、地域連携機能を専門的に運営を行うよう、運用を見直すとともに、他の医療機関では治療が困難な高齢者に対するがん診療(高齢者手術、放射線治療、緩和医療等)を積極的に実施する。					
③ 胃がんの地域連携クリティカルパスを有効に活用し、連携医療機関と「頭が見える」関係を構築する。					
④ どままるネット(地域医療連携ネットワークシステム)の登録は、初診患者対象に行つた。					
⑤ 地域歯科診療所において治療が困難な口腔がんや口腔外科処置が必要な患者を当センターで受け入れた。					
⑥ 当センターでがん治療を行っている患者の歯科診療については、地域歯科診療所に紹介し、医科歯科連携を推進した。					
⑦ がん治療に伴う口腔合併症の予防を目的とした、がん周術期口腔機能管理研修を開催し、医科歯科連携を強化した。					
⑧ 埼玉県がん診療連携協議会地域連携・研修部会において、がん医療における医療連携に関する研修会を保険薬局の薬剤師、病院薬剤師を対象に開催した。					
⑨ 外来化学療法トレーシングレポート活用プロトコールに基づく経口抗がん薬治療(経口抗がん薬治療を受けている患者に対して、保険事業局が電話で服薬状況や症状を聞き取る事業)について、平成31(2019)年4月から県内全ての薬局を対象に実施した。					
⑩ 外来化学療法及び在宅緩和医療の推進を図るために、がん疾患に特有な薬剤情報を調剤薬局と共有するなど、医薬連携を推進する。					

中期目標の記載内容		中期目標期間の業務実績	
法人の評価	A	評価理由等	当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施したと認められたため、「A」評価とした。
オ 近隣の医療機関からの受託検査（CT、MRI、超音波検査、内視鏡等）を積極的に受け入れる。		<p>① ホームページには最新情報を掲載するとともに、「シフレットを作成し、導市医師会向け出張講座、情報交換会、合同勉強会などの機会を活用し、医療機関に配布した。</p> <p>② 予約取扱時間を短縮し、迅速に対応できるように受託検査の運用等を見直した。</p>	
(2)患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化（小項目）		<p>① 動者が安心して在宅での日常生活ができるよう、ケアマネジャーーや訪問看護師等、地域の医療関係者と退院前カンファレンスを積極的に実施するなど、退院調整を充実するとともに、在宅療養中の患者の緊急時の受入れ等、状態変化に合わせて迅速に対応するなど、患者の在宅療養を支援するための病診連携を強化する。</p> <p>② 在宅療養中の患者についても緊急時の受け入れなど、迅速に対応した。</p>	
(3)在宅緩和ケアの推進（小項目）		<p>① 動がんになつても住み慣れた地域で医療サービスを受け、安心して暮らすことができるよう、以下のとおり、在宅における緩和ケアを推進する。</p> <p>ア 地域全体の緩和ケアの質の向上を図るために、地域連携カンファレンスの実施、在宅療養支援機能を担う診療所や訪問看護ステーションとの連携強化、訪問診療の検討を行うなど、地域と連携して在宅緩和ケアを推進する。</p> <p>イ 在宅緩和ケアの地域連携クリティカルパスを整備するとともに、地域医療連携ネットワーキングシステムや医介連携ネットワークシステムを活用し、県内の緩和ケアの構築となるように地域と密着した在宅緩和ケアを推進する。</p>	
・ 地域の医療機関との的確な役割分担を意識しつつ、引き継ぎ地域の医療機関との協力体制を構築していく必要がある。			
次期に向けた課題			
法人の評価	A	評価理由	「地域の医療機関との連携強化」では、平成28(2016)年4月に地域連携センターを設置し、地域の医療機関との的確な役割分担を意識しながら、治療の可否照会のあつた患者は全例受入れを原則として対応した。 ・「患者の在宅療養を支援するための病診連携の強化」では、地域の関係者とカンファレンスを通して情報を共有し、退院してからも療養を継続できるように調整を行った。 ・「在宅緩和ケアの推進」では、宇都宮医療圏緩和ケア地域連携カンファレンスを済生会宇都宮病院と協働で開催した。

6 地域医療への貢献(中項目)

中項目別評価 各事業年度の 中項目別評価	H28(2016) 年度 A	H29(2017) 年度 A	H30(2018) 年度 B	R3(2019) 年度 A	R2(2020) 年度 (自己評価) B	中期目標期間の業務実績
						中期計画の記載内容
(1)地域のがん医療の向上・均てん化のための支援(小項目) 地域のがん医療の向上・均てん化を推進するため、がん医療に対する医療従事者の育成に対する積極的な支援等を行うこと。	ア 都道府県がん診療連携拠点病院として、県内のがん診療に関する情報の共有化や診療の質の向上につながる取組を推進する。 イ 放射線治療専門看護師の実習受入れ等、地域医療機関向けの研修会を実施する。 ウ 放射線治療専門医が常勤していない放射線治療施設に対して、放射線治療品質保証室による技術的な支援を行う。	① 都道府県がん診療連携拠点病院として、折木県がん診療連携協議会・各部会を開催し、情報共有や意見交換等を行った。 ② 令和元(2019)年度にPDCAサイクル部会と折木県がん診療連携拠点病院の役割(指定要件)として県内の診療の質の均てん化や地域連携体制の強化に取り組んだ。 ③ 都市医師会向け出張講座、地域医療機関向けの研修会を実施するとともに、医療機関から医療従事者の実習受け入れ等を行った。	④ 県内における放射線治療技術の均てん化を支援するため、県内の診療放射線技師及び医学物理士を対象にセミナーを開催した。 ⑤ 那須赤十字病院を訪問し、電離錐の相互校正を実施した。	① 県内のすべての病院及び指定診療所から届出を受け、全国がん登録情報の収集・整理事務を行ない、全国がん登録(国)に提出し、公表に貢献した。 ② 県が全国がん登録の実務に携わる者を対象として実施した、全国がん登録業務研修会の開催に協力し、円滑な届出事務が行えるようにしました。 ③ 市町のがん検診の精度管理を支援する、がん検診事業に取り組んだ。 ④ 県と連携し、「がん登録からがん登録」をテーマに日本がん登録協議会学術集会をWeb開催し、全国へ向けて「データに基づくがん対策」を発信した。		
(2)がん対策事業への貢献(小項目) がん登録のデータ収集や分析を行うなど、国や県などが効果的ながん対策事業を実施できること。	がん登録等に参画するなど、がん対策事業に貢献すること。	がん登録等に参画するなど、がん対策事業に貢献すること。	がん登録等に参画するなど、がん対策事業に貢献すること。	がん登録等に参画するなど、がん対策事業に貢献すること。	がん登録等に参画するなど、がん対策事業に貢献すること。	・ 都道府県がん診療連携拠点病院として、引き続き、県内のがん診療に係る情報の共有化や診療の質の向上につながる取組を推進していく必要がある。
						次期に 向けた 課題

法人の自己評価	A	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> 「地域のがん医療の向上・均てん化のための支援」では、都道府県がん診療連携拠点病院として、栃木県がん診療連携協議会及び各部会を開催したほか、令和元(2019)年度には、新たにPDCAサイクル部会と病大県がん・生殖医療ネットワークを設立した。 「がん政策事業への貢献」では、県内のすべての病院及び指定診療所から届出のあった全国がん登録情報の審査・整理を行った。以上の結果、概ね計画どおり実施することができたため、「A」評価とした。
---------	---	------	--



知事の評価	A	評価理由等	<ul style="list-style-type: none"> 当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施したと認められたため、「A」評価とした。
-------	---	-------	--

7 災害への対応(中項目)

各事業年度の 中項目別評価	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	R元(2019) 年度	R2(2020) 年度 (自己評価)
中期目標の記載内容					
災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合などにおいては、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応すること。 また、災害発生時に患者の安全を確保できること。	災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合は、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応すること。 また、災害発生時に患者の安全を確保できること。	災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合は、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応すること。 また、災害発生時に患者の安全を確保できること。	災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合は、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応すること。 また、災害発生時に患者の安全を確保できること。	災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合は、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応すること。 また、災害発生時に患者の安全を確保できること。	災害の発生や公衆衛生上重大な危機が生じた場合は、県からの要請又は自らの判断に基づき、迅速に対応すること。 また、災害発生時に患者の安全を確保できること。
次期に 向けた 課題	A	A	A	A	A
法人の 自己評価	A	評価 理由	A	A	・当該中項目に関しては、根ね計画どおり実施したと認められたため、「A」評価とした。
知事の 評価	A	評価 理由等			

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項(大項目)

1 業務運営体制の確立(中項目)

各事業年度の中項目別評価	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	R元(2019) 年度	R2(2020) 年度 (自己評価)
	A	A	A	A	A

中期目標の記載内容	中期計画の記載内容				
経営責任の所在の明確化を図り、医療環境の変化に応じて迅速な意思決定を行うこと。また、医療資源を最大限有効活用できるよう、各部署の権限や責任を明確化した実効性のある組織を整備すること。	<p>安定的な経営基盤を確立するため、ガバナンスを強化するとともに、経営戦略部門を設置し、医療環境の変化に応じた戦略的かつ迅速な業務運営を行ふ。</p> <p>また、医療資源を最大限有効活用できるよう、各部署の権限や責任を明確化した実効性のある組織を整備すること。</p> <p>◎ 医療環境の変化に応じた戦略的かつ迅速な業務運営を行つ部門として、平成28(2016)年4月に経営企画室を設置した。</p> <p>◎ 毎月の収支状況(予算、実績、診療会員数及び経営戦略会議を原則毎月開催し、収支改善の状況等)、決定事項等を周知し、経営、診療科ごとの患者数・収益、組織体制を構築する。</p> <p>◎ 医療環境の変化に伴って発生する病院運営上の課題について、タスクフォースやワーキンググループを設置し、対応策を検討した。</p> <p>◎ 医療環境の共有化と一体感の醸成に努めた。</p> <p>◎ これまで各部署の役割分担では不明確な部分や重複する部分があつたことから、各部署の権限や責任の所在の明確化を図るために、横断的な組織として事業系組織を設置し、より実効性のある組織体制を整備した。</p> <p>◎ 刻々と変化する医療環境に対応するため、委員会の開催回数、構成員の見直しを行つた。</p> <p>◎ 平成31(2019)年4月に監査室を新たに設置し、医療職の職員を配置したことにより、これまで専務分野が中心だった業務フローについて、医療分野においても作成が進んだ。</p>				
次期に向けた課題	<p>・引き継ぎ、医療環境の変化に応じた戦略的かつ迅速な業務運営に努めるとともに、業務の適正を確保するため、内部統制の着実な推進を図っていく必要がある。</p>				
法人の自己評価	A	評価理由	医療環境の変化に応じた戦略的かつ迅速な業務運営を行つ部門として、平成28(2016)年4月に経営企画室を設置したほか、医療環境の変化に伴つて発生する病院運営上の課題については、タスクフォースやワーキンググループを設置し、対応策を検討した。	・以上の結果、概ね計画どおり実施することができたため、「A」評価とした。	→
知事の評価	A	評価理由	・当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施したと認められたため、「A」評価とした。		

2 経営参画意識の向上(中項目)

中期目標の記載内容		中期目標期間の業務実績					
次期に向けた課題	法人の自己評価	A	A	A	A	A	R2/2020 年度 (自己評価)
職員全員が経営における価値観や中長期の事業の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持つて積極的に経営に参画する組織文化の醸成すること。	職員全員が経営における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持つて積極的に経営に参画する組織文化の醸成すること。	<p>① 職員全員が経営会議及び経営戦略会議を原則毎月開催し、毎月の収支状況(予算・実績、診療科ごとの患者数・収益、収支改善の状況等)、決定事項等を周知し、経営に関する情報の共有化と一体感の醸成に努めた。</p> <p>② 「業務改善提案」の制度を活用し、職員からのアイデアを収集し、医療サービスの向上や収益改善などに資する取組につながった。</p> <p>③ 医療バランス・スコアカードの手法を用いて「財務の視点」、「顧客の視点」、「業務プロセスの視点」及び「学習・成長の視点」から、各部署で策定した戦略テーマを可視化したうえで、具体的な目標を設定してアクションプランを作成し実践した。</p> <p>④ 新規採用職員を対象に、新人同士の交流を深めることと、中途採用者が多いことから他の病院の良い文化を取り入れることを目的に新人ワールドカフェを開催した。</p>					
・引き続き、職員からの業務改善に関する提案の積極的な採用に努めるなど、職員の経営参画意識の向上を図っていく必要がある。	法人の評価理由	A	A	A	A	A	A
・当該中項目に関しては、板塚ね計画どおり実施したと認められたため、「A」評価とした。	知事の評価	A	A	A	A	A	A

3 収入の確保及び費用の削減への取組(中項目)

中期目標の記載内容		中期計画の記載内容						中期目標期間の業務実績			
各事業年度の中項目別評価	年度	H28(2016) A	H29(2017) B	H30(2018) B	R元(2018) B	年度 R2(2020) B	年度 (自己評価)				
(1)収入の確保への取組(小項目)											
①診療・看護業務の委託や委嘱などにより、患者を確保すること。 また、病床利用率の向上策や診療報酬の総度管理の充実、未収金の発生防止と回収の徹底などにより、収入を確保すること。								① 収入の確保を図るために、以下の取組を実施する。 より多く患者を紹介してもらえるよう、地域医療機関への積極的な訪問や情報交換会の開催等を通じ、病診・病病連携の強化に努める。			
(2)費用の削減への取組(小項目)								② 地方独立行政法人への移行に伴い、あらためて県内2,255の医療機関に係る案内を郵送し、678施設から連携の申込みがあった。 ③ 地域医療機関との連携を強化するため、医師と専門員が県内の医療機関や歯科診療所を訪問した。 ④ 医療連携情報交換会や都市医師会向けの出張講座を開催した。			
(3)業務効率化への取組(小項目)								⑤ 広報紙「がんセンターだより」やホームページ、メディア等により、当センターの診療内容や施設・組織の概要などを周知した。 ⑥ 開院30周年記念式典・記念講演、「市民公開講座」とびがんセンター公開Day「メイカルフェスタ」を開催し、がんに関する情報や当センターの診療内容を広く県民に情報発信した。 ⑦ 「がんセンター出前講座」は多様な対象から申し込みがあり、対象に応じた効果的ながん教育を実施するとともに、あらゆる世代の県民や地域との交流を図った。 ⑧ 入院病棟に関しては看護部や医事課の病床運営担当者が病床運営状況を見て、入院病棟を決定した。 ⑨ 脳卒中等の緊急入院の患者の受け入れについて、該当診療科の病棟における対応が困難などときは、他病棟の空床を利用して、病床利用率の向上を図った。 ⑩ 初回の化学療法について検討し、患者の安全に配慮し、外来ではなく入院で対応した。 ⑪ 令和2(2020)年4月に常勤医師14名を採用し、全ての診療科において診療体制が整った。			
(4)業務改善への取組(小項目)								⑪ 他の医療機関で診療情報管理業務の経験を有する診療情報管理士を採用し、若手診療情報管理士の育成に努めた。 ⑫ 診療情報管理士を医事課に配置し、診療情報管理士が保険診療委員会及びDPCコードティング委員会の事務局を担い、DPC分析ペルマージンシステム(VE)を活用して出来高請求額とDPC請求額を比較し、マイナスの差額が発生する理由を分析し、対応について検討を行った。 ⑬ 診療報酬改定内容を関係部署に周知し、施設基準の届出に向けて院内調整を行った。			

中期目標の記載内容		中期計画の記載内容	
中期目標期間の業務実績		中期目標期間の業務実績	
(2)費用の削減への取組(小項目) 改正在庫管理の徹底、医薬品や診療材料の調達コストの削減、職員全員のコスト意識改革及び原価計算の確立などにより、費用を削減すること。	① 入院時の丁寧な説明により未収金の発生防止に努めることもに、発生した未収金については回収の徹底を図る。 ② 費用の削減を図るために、以下の取組を実施する。 ア 予算と実績の管理を通じ、職員全員に対してコスト意識の徹底を図る。 イ 適正な在庫管理の徹底、入札方法の検討、ジェネリック医薬品の積極的な導入等、医薬品や診療材料の調達コストを削減する。	① 国民健康保険法による患者を中心的に、入院時ににおける顧客満足度調査を実施する。未収金は、適宜、督促を実施した。また、回収困難債権について発生した未収金は、適宜、督促を行った。② 未収金の一部を回収することができた。 ③ 未収金発生のある患者に対しては、関係部署と連携し、早期から積極的に介入するよう努めた。	① 病院の収支状況を月次で管理するとともに、経営会議や経営戦略会議において貯金状況等を周知し、コスト意識の徹底を図った。 ② 医薬品、診療材料において、ベンチマークシステムを利用し、適正価格での購入となるよう、価格交渉を行った。 ③ 医薬品については、先発品から後発品への切替えを行ったほか、在庫管理をSPD(物品の供給・管理業務)事業者に委託し、薬剤師の業務軽減及び調剤の誤少外に努めた。 ④ 診療材料料についても、各部署に定期アーリングを実施し院内在庫の見直しを行った。 ⑤ 診療材料の調査の結果を踏まえ、各部署の在庫管理办法を、物品管理委員会や物品ワーキンググループで検討、情報共有した。 ⑥ CT、MRIの保守点検業務委託契約については、フルメンテナンスから定期点検のみとする見直しを行い、費用を削減した。 ⑦ 国際標準化規格の見直しを行った。 ⑧ 診療用機器の購入方法を指名競争入札から一般競争入札に変更する。 ⑨ 電話交換業務委託の内容の見直しにより、料金を削減することができた。 ⑩ 光熱水費については、毎月の電気使用量、ガス使用量を前年度と対比させて職員へ周知し、節約を呼びかけた。 ⑪ 院内各会議におけるペーパーレス化を推進し、コピー用紙代の削減に努めた。
(3)費用の削減への取組(小項目) 医療の確保等により更なる収入の確保を図ることもに、安全面にも留意しながら費用の削減にも積極的に取り組んでいく必要がある。	工 適切なコスト管理等を行うため、診療行為別原価計算を実施する。	① 適切なコスト管理等を行うため、診療行為別原価計算を実施するための経営分析システムの精度向上に努めた。	① 「收入の確保への取組」では、紹介患者増を目指して、医師と涉外業務専門員が院内の医療機関や歯科診療所を訪問したほか、診療情報システムを医事課に配置し、DPC分析ベンチマークシステムを利用して出来高請求額とDPC請求額を比較し、マイナスの差額が発生する理由を分析し、対応について検討を行った。また、令和2(2020)年4月に常勤医師14名を採用し、全ての診療科において診療体制が整った。 ② 「費用の削減への取組」では、医薬品、診療材料において、ベンチマークシステムを利用し、適正価格での購入となるよう価格交渉を行ったほか、委託料についても、入札方法の変更や委託内容の見直しにより、費用の削減に努めた。 ③ 以上の結果、計画をやや下回ったと判断したため、「B」評価とした。引き続き、病床利用率の向上等により更なる収入の確保を図るとともに、安全面にも留意しながら費用の削減にも積極的に取り組むなど、より一層の経営改善に努めたい。
次期に向けた課題	法人の自己評価 B	評価理由 B	知事の評価 B

第4 予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善に関する事項)(大項目)

◆中期計画指標(中期目標期間の各事業年度の実績)

No	指標名	H2(2016) 年度 実績	H29(2017) 年度 実績	H30(2018) 年度 実績	R元(2019) 年度 実績	R2(2020) 年度 実績	R2(2020) 年度 目標値	R2(2020) 年度 実現率	指標の達成 状況
1	経常収支比率(%)	101.1	98.9	98.0	97.0	101.2	100以上	101%	IV
2	医業収支比率(%)	79.1	77.8	79.4	80.5	83.9	85以上	99%	III

中期目標期間の業務実績	
No	中項目別評価 等事業年次〇

中期計画の記載内容	
嘱託が求める高品質で専門的な医療を安定的に提供していくため、中期目標期間を累計した経常収支比率を100%以上とする。また、各年度において経常収支の黒字化を目指す。	<p>① 平成28(2016)年度の経常収支は111.514,400円を計上し、経常収支比率は101.1%となつたが、平成29(2017)年度から令和元(2019)年度は3年連続で経常収支比率は100%に達しなかつた。</p> <p>② 令和2(2020)年度の経常収支は113.043,025円を計上し、経常収支比率は101.2%となつた。</p> <p>③ 経営会議及び経営戦略会議を原則毎月開催し、毎月の収支状況等(予算、実績、診療科ごとの患者数・収益、収支改善の状況等)を周知し、経常収支の黒字化を目指した。</p> <p>④ 診療科及び事業系センターごとに、幹部職員によるヒアリングを実施した。診療科のヒアリングでは、近年の入院患者や収益・費用の推移、経営分析システムによる収支分析結果などをもとに、課題と今後の方針、当センターの強みとなる高度で専門的な医療の具体例などについて意見交換した。</p>

- ・経常収支において、令和2(2020年度)は黒字となつたものの、平成29(2017)年度から3年連続赤字という事態を踏まえ、経営状況の改善に取り組んでいく必要がある。

次期に
向けた
課題

法人の 自己評価	B	評価 理由	評価 理由等
			・当該中項目に関しては、計画をやや下回ったと判断したため、「B」評価とした。経常収支の黒字化の維持に向けて、より一層の経営改善に努められたい。

第10 その他業務運営に関する重要事項(大項目)

中期目標の記載内容	中期目標期間の業績実績	中期目標の評価
病院施設の老朽化の状況や求められる機能を踏まえ、院内にプロジェクトチームによる検討会、ワーキンググループによる検討会、地域医療連携整会議による会議を開催した結果、施設の老朽化の状況から「建替」による再整備が必要であり、また、整備のあり方として、今後の医療技術の進歩を考慮して、施設への整備を方向性とした、「地方独立行政法人栃木県立がんセンター将来構想」を平成30(2018)年度に策定し、県に提出した。	<p>① ワーキンググループによる検討会、プロジェクトチームによる会議を開催した結果、施設の老朽化の状況から「建替」による再整備が必要であり、また、整備のあり方として、今後の医療技術の進歩を考慮して、施設への整備を方向性とした、「地方独立行政法人栃木県立がんセンター将来構想」を平成30(2018)年度に策定し、県に提出した。</p> <p>② 県に提出した「TCGみらいISOZQ委員会」を令和元(2019)年度に立ち上げた。</p> <p>③ 医療機器については、毎年度計画的に更新・整備した。</p>	B
次期に向けた課題	次期に向けた課題	次期に向けた課題
病院施設の老朽化が進んでいることから、地域医療連携整会議での協議内容も踏まえ、今後担うべき診療機能にふさわしい施設整備のあり方を県とともに具体的に検討していく。	<p>ワーキンググループによる検討会、プロジェクトチームによる会議を開催した結果、「地方独立行政法人栃木県立がんセンター将来構想」を平成30(2018)年度に策定し、県に提出した。</p> <p>医療機器については、毎年度計画的に更新・整備した。</p> <p>以上の結果、計画をやや下回って実施したため、「B」評価とした。</p>	B
知事の評価	個人の自己評価	評価理由
当該中項目に関しては、計画をやや下回ったと判断したため、「B」評価とした。引き続き、今後担うべき診療機能にふさわしい施設整備のあり方の具体的な検討を進めたい。	B	B

中期目標期間における業務の実績に関する全体評価書（がんセンター）

栃木県知事は、地方独立行政法人法第 28 条第 1 項の規定により、地方独立行政法人栃木県立がんセンターの中期目標期間における業務実績について、以下のとおり評価を行った。

1 全体評価（案）

（1）評価結果

第一期中期目標期間の業務実績については、一部の項目において目標が達成できなかったが、概ね目標を達成した。

（2）判断理由等

- 「県民に対して提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項」について、概ね計画どおり実施できた。
- 一方で、「収入の確保及び費用の削減への取組」と「財務内容の改善に関する事項」について、計画をやや下回ったこと、平成 29 年度から令和元年度までの経常収支が赤字となったことが、第 2 期中期目標期間に向けての課題となっている。
- 引き続き、経営環境の変化に柔軟に対応しながら、サービスや業務の質の向上や財務の改善に取り組む必要がある。

2 栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会の意見・指摘等

令和2(2020)年度 (地独)栃木県立リハビリテーションセンター決算の概要(速報)
〔平成30(2018)年4月 地方独立行政法人化〕

区分		R元(2019)年度 決算額 A	R2(2020)年度 決算額 B	(単位:百万円) 比較 B-A
許可病床数(床)		153	153	0
病院	入院患者数(人)	37,641	33,439	△ 4,202
	年間延べ患者数(人)	102.8	91.6	△ 11.2
	外来患者数(人)	20,020	18,547	△ 1,473
	1日平均(人)	83.4	76.3	△ 7.1
	病床利用率※(%)	85.7	76.3	△ 9.4
	単価	36,106	40,151	4,045
施設	一人一日当入院(円)	8,432	8,922	490
	医業収支比率(%)	68.9	67.9	△ 1.0
	施設利用者数(人)	22,249	18,675	△ 3,574
経常収支比率(%)	施設利用率(%)	50.5	43.5	△ 7.0
	収益	104.1	104.9	0.8
	支出	3,497	3,449	△ 48
営業等収支	営業収益	3,428	3,387	△ 41
	うち医業収益	1,540	1,521	△ 19
	うち入院収益	1,359	1,343	△ 16
	うち外來収益	169	165	△ 4
	うち施設収益	373	350	△ 23
	うち運営費負担金	713	725	12
	うち運當費交付金	513	498	△ 15
	うち運営費外収益	69	63	△ 6
	うち運営費負担金	55	51	△ 4
	臨時利益	0	0	0
支業等費用	費用	3,360	3,288	△ 72
	うち医業費用	3,271	3,206	△ 65
	うち給与費	2,234	2,241	7
	うち材料費	1,350	1,405	55
	うち経費	125	117	△ 8
	うち減価償却費	434	420	△ 14
	うち施設費用	315	297	△ 18
	うち給与費	780	723	△ 57
	うち経費	558	516	△ 42
	うち一般管理費	220	205	△ 15
経常損益	うち給与費	158	139	△ 19
	うち外費用	127	108	△ 19
	臨時損失	89	82	△ 7
	常損益	0	0	0
純利	経常損益(医業)	137	162	25
	経常損益(施設)	134	131	△ 3
	利益	3	31	28
資本収支差	入債	137	162	25
	うち企業業債	389	404	15
	うち資本取支負担金	73	78	5
	うち資本取支交付金	310	316	6
	出資	6	9	3
	うち建設改良費	596	612	16
	うち企業債償還金	71	52	△ 19
	引当	524	560	36
	△ 206	△ 208	△ 2	
	県負担金(営業等+資本)	1,078	1,091	13
貸借対照表	資産	7,130	6,943	△ 187
	負債	6,007	5,699	△ 308
	資本	1,122	1,244	122

*延べ入院患者数(退院日を除く年間入院患者数)を年間延べ病床数で除した割合。 *四捨五入により合計等が合わないものがある。

【各数値の増減要因等】

(患者数)

- 入院患者数は減少
〔要因〕紹介元である急性期病院からの新規入院患者数の減少
- 外来患者数は減少
〔要因〕初診患者数の減による再診患者数の減少

(収支関係)

- 営業収益は減少
〔要因〕入院・外来患者数や施設利用者数の減による医業収益及び施設収益の減少
- 営業費用は減少
〔要因〕職員の減による施設費用及び一般管理費の減少
⇒ 費用の減少が収益の減少を上回ったことから、経常収支が向上し、黒字を計上した。

業務実績報告書兼中項目別評価書

令和 2 (2020) 年 度
(第 3 期事業年度)

自 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日
至 令和 3 (2021) 年 3 月 31 日

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター

業務実績報告書兼中項目別評価報告書 総括表

目 次

1

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（大項目）	2
1 質の高い医療の提供（中項目）	2
2 安全で安心な医療の提供（中項目）	7
3 患者・県民等の視点に立った医療の提供（中項目）	9
4 障害児・障害者の福祉の充実（中項目）	12
5 人材の確保と育成（中項目）	15
6 地域連携の推進（中項目）	17
7 地域医療・福祉への貢献（中項目）	19
8 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理（中項目）	22
9 災害等への対応（中項目）	23
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項（大項目）	24
1 業務運営体制の確立（中項目）	24
2 経営参画意識の向上（中項目）	25
3 収入の確保及び費用の削減への取組（中項目）	26
第3 予算、収支計画及び資金計画（財務内容の改善に関する事項）（大項目）	29
第8 その他業務運営に関する重要事項（大項目）	30

【評価基準について】

法人による自己評価及び知事による評価（中項目別評価）については、以下の基準により判断する。

- S：計画を上回って実施している。
- A：概ね計画どおり実施している。
- B：計画をやや下回って実施している。
- C：計画を下回っている、又は実施していない。

【指標について】

各指標の達成状況の判断目安は以下のとおりとする。

- V：目標達成率 110%以上
- IV：目標達成率 100%以上 110%未満
- III：目標達成率 90%以上 100%未満
- II：目標達成率 80%以上 90%未満
- I：目標達成率 80%未満

業務実績報告書兼中項目別評価報告書 総括表

◆ 中期目標期間における各事業年度の項目別評価

	項目	平成30(2018) 年度	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度
第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
1 質の高い医療の提供	B	B	B	B		
2 安全で安心な医療の提供	A	S	S			
3 患者・県民等の視点に立った医療の提供	A	A	A			
4 障害児・障害者の福祉の充実	B	B	B			
5 人材の確保と育成	B	B	B			
6 地域連携の推進	B	A	B			
7 地域医療・福祉への貢献	B	B	B			
8 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理	A	A	A			
9 災害等への対応	A	A	A			
第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項						
1 業務運営体制の確立	A	A	A			
2 経営参画意識の向上	A	A	A			
3 収入の確保及び費用の削減への取組	B	A	A			
第3 予算、收支計画及び資金計画						
財務内容の改善に関する事項	A	A	A			
8 その他業務運営に関する重要事項						
その他業務運営に関する重要事項	A	A	A			
(参考) 中期目標期間における各事業年度の全体評価						
年度						評価結果
平成30(2018)年度	中期計画の達成に向けた進捗にやや遅れが見られる。					
令和元(2019)年度	中期計画の達成に向けた進捗にやや遅れが見られる。					
令和2(2020)年度	中期計画の達成に向けた進捗にやや遅れが見られる。(案)					
令和3(2021)年度						
令和4(2022)年度						

第1 帳民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項(大項目)

1 質の高い医療の提供(中項目)

◆年度計画指標

No	指標名	R2(2020) 年度実績	R2(2020) 年度目標	R2(2020) 年度実績	R4(2022) 年度目標	指標の達成状況
1	リハビリテーション実施単位数(単位)	301,000	268,466	89%	303,000	II
2	重症患者の受け割合(%)	30.0	49.5	105%	30.0	V
3	発達障害外来受診者数(人)	5,500	4,670	85%	7,400	II
4	整形外科手術実施人数(人)	17	4	24%	45	I
5	「レイス(佐賀)クリニック支店件数」	1,100	1,069	97%	1,069	III
6	休日におけるリハビリーション実績	70,000	83,058	119%	83,058	V
7	施設介護・訪問介護の学会発表件数	6	3	50%		i

※ 中期計画指標のみ記載

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績

	H30(2018) 年度実績	R元(2019) 年度実績	R2(2020) 年度実績	R3(2021) 年度実績	R4(2022) 年度実績
1	210,482	258,102	268,466	298,466	
2	29.0	36.8	49.5		
3	5,739	4,956	4,670		
4	11	5	4		
5	1,080	947	1,069		
6	47,462	65,274	83,058		
7	9	7	3		

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容

年度計画の記載内容

業務実績

(1)専門的な医療の提供(小項目)

心身に障害のある乳幼児から高齢者までのあらゆる年齢層の患者が必要なりハビリテーション医療を受けられるよう、リハビリテーションの専門病院として、以下のとおり、専門的な医療を提供する。

ア 専門的な回復期リハビリテーション医療の提供

・脳卒中、脳外傷、骨折等による運動障害、高次脳機能障害、失語症等のある回復期の患者に対し、医師、看護師、療育士、理学療法士、言語聴覚士、心理療法士の多職種のチームによる医学的・社会的・心理的アプローチを通じて、専門的かつ柔軟的なリハビリテーション医療を提供する。

①回復期の患者に対し、医師を中心とした診療、専門性を有する療法士による理学療法等、専門的かつ集中的なリハビリテーション医療を提供した。②半・作業・言語の各療法等、専門的かつ集中的なリハビリテーション医療が低下し、退院後の日常生活が困難となるならば、退院困難な要因については、入院時に多職種による評議で状況を把握し、医療ソーシャルワーカー(以下MSW)による面談を行った。また、98.3% (543人中534人) の入院患者について、入院後一週間以内にカンファレンスを実施した。

FIM(機能的自立度評価表)の点数の低い重症患者を積極的に受け入れ、専門的なリハビリテーション医療を提供する。

② FIM(機能的自立度評価表)の点数の低い重症患者を積極的に受け入れた結果、入院患者に占める重症患者の割合は目標(30.0%)を上回り45.5%となつた。また、回復期リハビリテーション認定看護師4名による研修会を1回実施した。

年次計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容	業務実績
<p>社会、教育、職業といった各分野と連携したリハビリーションが必要な障害者（高次脳機能障害者や脳外傷患者等）が受け入れられ、専門的なリハビリーション医療を提供する。</p> <p>・VF/VIE（喉下造影検査・嚥下内視鏡検査）等を活用して、経管栄養や胃管留置の患者に経口授取を目指したリハビリーション医療を提供する。</p> <p>・中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容</p>	<p>① 社会、教育、職業といった各分野と連携したリハビリーション目的での受け入れが24.5%（543人中133人）であった。特に5%（133人中10人）が必要な骨髄移植患者や高次脳機能障害者を伴った脳外傷患者等に対するリハビリーションが終過渡してもリハビリ施設や特別支援学校に加え、退院後も外来でのリハビリーションや併設する障害者自立訓練センター、高次脳機能障害支援拠点機関の機能を活用しながら、復学、就労、社会参加を目的とした関係機関への円滑な移行を行った。</p> <p>④ 医師を始め多職種が共同して各種検査を実施し、経口授取を目指して患者の状態に合わせたリハビリーション計画を立案、提供した。</p>
<p>・障害児・障害者に対する専門医療の提供</p> <p>・肢体不自由児や発達障害児に対するリハビリセシター、肢体不自由者や特別支援学校と連携して相談から診療、教育、相談から診療、教育に至る一貫した総合的なリハビリーション医療を提供する。</p>	<p>⑤ 肢体不自由児や発達障害児の早期検査に資するため、こども発育センターなども発達支援センターでの直接的な療育支援に加え、わがくさ特別支援学校や地域の相談支援事業所と連携して、通院、療育、教育等総合的なリハビリーションを提供した。</p> <p>⑥ 幼児期の発達障害児に対し、定期的に各類検査を実施し、個々の発達課題に応じた専門的なアプローチを実施するとともに、保護者へ関わり方の指導やアドバイスも行った。さらに、家庭面で情報共有等を行い、より多角的な理解と支援を促進した。</p>
<p>・幼児期の発達障害児に対し、個々の発達状態を定期的に評価し、それぞれの発達状態に応じて感覚統合療法、骨筋筋膜教育法、心理療法を実施するなど、専門的なリハビリーション医療を集中的に提供する。</p> <p>・幼児期の発達障害児に対し、個々の発達状態を定期的に評価し、それぞれの発達状態に対応する感覚統合療法、骨筋筋膜教育法、心理療法を実施するなど、専門的なリハビリーション医療を集中的に提供する。</p>	<p>⑦ こども発達支援センターでの親子通園や、病院での外来リハビリーションの活用のほか、高次脳機能障害児等就学前グループ指導6回、親グループ5回り、障害児本人の発達を促すとともに、家族への支援を行った。</p>
<p>・病院部門と施設部門（こども発育センター・こども発達支援センター）が連携・協力し、自閉スペクトラム症、注意欠如多動性障害（ADHD）、脳性麻痺等の障害児に對し、専門的かつ総合的なリハビリーションを集中的に提供する。</p> <p>・病院部門と施設部門（こども発育センター・こども発達支援センター）が連携・協力し、保護者が、障害のあら子及びその兄弟への適切な関わり方や日常生活の中での施できる訓練等を学ぶことができるよう、家庭や地域における施設を支援する。</p>	<p>・早期発見・早期療育の理念のもと、地域における療育二ステップを実用し、病院部門と施設部門における人間的・物的資源を最大限に活用しながら、自閉スペクトラム症の未就学児に対する高機能自閉症児等就学前グループ指導を実施するほか、注意欠如多動性障害（ADHD）や脳性麻痺等の障害児に対する専門的かつ総合的なリハビリーション医療を提供する。</p> <p>・病院部門と施設部門が連携・協力し、保護者が、障害のある子及びその兄弟への適切な関わり方や日常生活の中での施できる訓練等を学ぶことができるよう、家庭や地域における施設を支援する。</p>
<p>・小児整形外科手術を実施する。</p> <p>・脳性麻痺、小児運動器疾患等の障害児・障害者に対し、整形外科手術を実施する。</p>	<p>⑧ 医療センターに通院している障害児に対して医学的リハビリーションを提供するなども、その家族に対し個別的な評価をコード化し、家庭や学校等の生活場面で実際に活かせるように指導・援助した。さらに、義手・車椅子・座位保持装置などを作製する際は、必ず応じて、現在の能力により高い次元のADL（日常生活活動）が達成できるよう、アドバイスを行った。</p> <p>⑨ また、施設部門に通園している障害児の家族に対しては、各担当からの個別的でリアルタイムな評価結果をフィードバックし、施設部門に通園している障害児の家族に対しては、保護者向けの学習会を開催するなど、専門職による情報提供を行う機会を充実を図る。</p> <p>⑩ 小児整形外科との連携により紹介件数を増やすことにより、脳性麻痺、小児運動器疾患等の整形外科手術を行った。（年間手術件数4件）</p> <p>⑪ 自治医科大学小児整形外科との連携により紹介件数を増やすことにより、脳性麻痺、小児運動器疾患等の整形外科手術を行った。</p> <p>⑫ 介護保険制度の適用外となる脳性麻痺、脳外傷、骨筋筋膜の患者に対し、リハビリーション医療を提供した（外来リハビリテーション医療上肢・下肢の切断等の患者に対する手術の切離の効果を高められるよう、継続的に外来リハビリテーション医療を提供する）。</p>

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容	
<p>小児に対する医療・福祉サービスのあり方検討結果を踏まえ、こども発育センターの難病などの難民配分数を見直し、医療的ケア児等の受け入れ体制の充実を図った。</p> <p>⑦ 新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、紹介患者8名中7名が受診し(1名は自己都合により辞退)外来リハを開始した。</p>	<p>① 小児に対する医療・福祉サービスのあり方検討結果を踏まえ、こども発育センターの難病などの難民配分数を見直し、医療的ケア児等の受け入れ体制の充実を図った。</p> <p>⑦ 新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、紹介患者8名中7名が受診し(1名は自己都合により辞退)外来リハを開始した。</p>
<p>(2)医療機能の充実(小項目)</p> <p>リハセンターに求められる質の高い医療を提供して提供できるよう、以下のとおり、医療機能の充実を図る。</p> <p>ア 回復期リハビリテーション医療の充実</p> <p>・急性期病院との連携を強化し、回復期リハビリテーション医療の対象となる患者を受け入れる。</p>	<p>リハセンターに求められる質の高い医療を提供できるよう、以下のとおり、医療機能の充実を図る。</p> <p>① 地域医療連携室が急性期病院からの訪問相談窓口となり、684件の入院相談を受け、急性期病院からの入院患者全体の99.2% (525人中521人)が直接入院と面接に努める。</p> <p>② 回復期病棟では365日リハを実施し、患者一人あたり1日平均8.37単位(平日8.41単位、休日8.31単位)を提供した。</p> <p>③ 令和2(2020)年10月から部分的に再開していた日曜日の休日リハ、一般病棟では、令和元(2019)年10月から完全実施とし、休日におけるリハビリーションを拡充した。</p> <p>④ 令和2(2020)年5月から完全実施とし、休日におけるリハビリーションを拡充した。</p> <p>⑤ 重症度の高い患者の受け入れを積極的に行い、令和2(2020)年1月から軽症を開始した回復期リハビリテーション病棟入院料1(5階及び6階病棟)を、令和2(2020)年の診療報酬改定(実績指數40以上、重症者率3割以上)以上の施設基準(後)後も維持した。</p> <p>⑥ 病院内の回復期リハビリテーション病棟を中心には、365日間、一人ひとりの患者に対し、質の高いリハビリテーション医療を集中的に提供することとし、休日ににおけるリハビリテーションの拡充に努める。</p> <p>イ 多職種の連携による医療の提供</p> <p>・多職種による入院早期のカンファレンスや患者ごとの定期的なカンファレンスを実施するなどとともに、電子カルテを有効に活用し、カンファレンスにおける情報や治療目標の共有化を図り医療者間の連携を図る。</p> <p>④ 多職種による入院当日の会員評議や一週間以内のカンファレンスを実施するなどとともに、電子カルテを有効に活用し、定期的なカンファレンス(1.135件)を行い、情報交換とともに、治療目標や今後の方向性などの共有化を図り医療者間の連携を行った。</p> <p>⑤ 管理栄養士や医師、看護師、臨床検査技師等を構成員とする標準対策委員会を定期的に開催するなどにより、患者一人ひとりの視点に立った医療を実施する。</p> <p>⑥ 標准対策委員会による定期的な回診カンファレンスを定期的に実施し、患者一人ひとりの評議の共有化や治療目標の評議や改善状態の評議、皮膚や栄養状態の評議や改善状態の評議などを積極的に受け入れる。</p> <p>イ 多職種による医療の提供</p> <p>・多職種による定期的な回診カンファレンスを定期的に実施し、患者一人ひとりの評議の共有化や治療目標の評議や改善状態の評議、皮膚や栄養状態の評議や改善状態の評議などを積極的に受け入れる。</p> <p>・標準対策委員会を開催するとともに、標準対策チームによる定期的な回診カンファレンスを実施するなどにより、患者一人ひとりの視点に立った医療を実施する。</p> <p>・標準対策委員会の運営等を通じて、患者の皮膚や栄養の状況の評議、難病の防止や改善等を推進するなどとともに、NST(栄養サポートチーム)の設置について検討を進めることとし、NST(栄養サポートチーム)の設置について検討を進めめる。</p> <p>・職員会による定期的な回診カンファレンスを実施するなどにより、患者一人ひとりの視点に立った医療を実施する。</p> <p>・職員会においては委員、看護師を対象に「標準ケア」をテーマとした研修を1回実施した。</p> <p>・NSTの設置に向け、多職種による栄養サポートの取組の試行として各種アンケートによる評議を実施した。</p> <p>⑥ 基下困難患者や経管栄養患者に対する粉体を粉体したり多種の粉体を混合し一包化するなど、個々の患者の状態に応じた調剤を行つ。また、特参業からリハセンターのニーズに合わせたオーダーメード調剤を実施した。</p> <p>⑦ 新型コロナウイルス感染症対策を実施する。特に薬剤師が病棟の看護師と連携して患者の理解度に合わせたきめ細やかな指導を実施した。</p>
<p>ア 回復期リハビリテーション病棟を中心には、365日間、一人ひとりの患者に対し、質の高いリハビリテーション医療を集中的に提供することとし、休日ににおけるリハビリテーションの拡充に努める。</p> <p>イ 多職種の連携による医療の提供</p> <p>・多職種による定期的な回診カンファレンスを実施するなどとともに、電子カルテを有効に活用し、定期的なカンファレンス(1.135件)を行い、情報交換とともに、治療目標や今後の方向性などの共有化を図り医療者間の連携を行った。</p> <p>④ 多職種による入院当日の会員評議や一週間以内のカンファレンスを実施するなどとともに、電子カルテを有効に活用し、定期的なカンファレンス(1.135件)を行い、情報交換とともに、治療目標や今後の方向性などの共有化を図り医療者間の連携を行った。</p> <p>⑤ 管理栄養士や医師、看護師、臨床検査技師等を構成員とする標準対策委員会を定期的に開催するなどにより、患者一人ひとりの評議の共有化や治療目標の評議や改善状態の評議、皮膚や栄養状態の評議や改善状態の評議などを積極的に受け入れる。</p> <p>⑥ 標準対策委員会による定期的な回診カンファレンスを定期的に実施し、患者一人ひとりの評議の共有化や治療目標の評議や改善状態の評議、皮膚や栄養状態の評議や改善状態の評議などを積極的に受け入れる。</p> <p>・職員会による定期的な回診カンファレンスを実施するなどにより、患者一人ひとりの視点に立った医療を実施する。</p> <p>・職員会においては委員、看護師を対象に「標準ケア」をテーマとした研修を1回実施した。</p> <p>・NSTの設置に向け、多職種による栄養サポートの取組の試行として各種アンケートによる評議を実施した。</p> <p>⑥ 基下困難患者や経管栄養患者に対する粉体を粉体したり多種の粉体を混合し一包化するなど、個々の患者の状態に応じた調剤を行つ。また、特参業からリハセンターのニーズに合わせたオーダーメード調剤を実施した。</p> <p>⑦ 新型コロナウイルス感染症対策を実施する。特に薬剤師が病棟の看護師と連携して患者の理解度に合わせたきめ細やかな指導を実施した。</p>	<p>・職員会による定期的な回診カンファレンスを実施するなどにより、患者一人ひとりの視点に立った医療を実施する。</p> <p>・職員会においては委員、看護師を対象に「標準ケア」をテーマとした研修を1回実施した。</p> <p>・NSTの設置に向け、多職種による栄養サポートの取組の試行として各種アンケートによる評議を実施した。</p> <p>⑥ 基下困難患者や経管栄養患者に対する粉体を粉体したり多種の粉体を混合し一包化するなど、個々の患者の状態に応じた調剤を行つ。また、特参業からリハセンターのニーズに合わせたオーダーメード調剤を実施した。</p> <p>⑦ 新型コロナウイルス感染症対策を実施する。特に薬剤師が病棟の看護師と連携して患者の理解度に合わせたきめ細やかな指導を実施した。</p>

中期計画(平成30(2018)～平成42(2022))の記載内容		年度計画の記載内容	
		業務実績	
・精神での口腔衛生指導等、歯科医師や歯科衛生士による指導実施し、入院患者等の口腔衛生の向上に努める。	・歯科衛生士が定期的に入院患者の口腔衛生状態をチェックし、その結果を看護師等と情報共有し、入院患者や入院人所者の口腔衛生状態をチェックし、その結果を看護師等と情報共有し、入院患者や入院内保育に努めた。	① 歯科衛生士が、毎3回定期的に口腔・歯科の巡回を実施し、その結果を看護師等と情報共有し、入院患者や入院人所者の口腔衛生状態をチェックし、その結果を看護師等と情報共有し、入院内保育に努めた。	
・認定看護師の専門性等を活用するなどして、質の高い看護ケアの提供に取り組む。	・認定看護師を講師とする院内研修会の開催や、認定看護師と講師が連携したり、ビデオレーションによる講義法等の新しい手法等、先進的なリハビリテーション医療技術の導入について検討的に研究を進めることにより、多職種の連携による質の高い看護ケアの提供に取り組む。	② 認定看護師委員会と認定看護師会が連携して院内研修会を開催して院内研修会を開催し、1回実施した。認定看護師会が病棟の特殊性に応じた研修会を開催し、13回実施し、看護師の質向上を図った。	
(3) 先進的なリハビリテーション医療の提供(小項目)	・オシリス新法等の新たに新法に取り組むとともに、ロボットスーツ(HONDA歩行アシスト)の活用と導入効果の検証を進める。	① オシリス新法に取り組み、189人に実施した。また、令和元年(2019年)に導入したロボットスーツ(HONDA歩行アシスト)については、入院外患者者に使用しながらデータを蓄積し、学会で症例報告を行なうとともに、先進的な医療技術に関する知識や情報を収集した。	
(4) リハビリテーションに関する研究開発等の推進(小項目)	・リハビリテーション医療として、質の高い医療等を提供して検討していく。 県立病院・施設として、質の高い医療等を提供していくよう、以下のとおり、リハビリテーション医療研究等を推進する。 アリハセンターが有するノウハウ及び医療現場のニーズを把握するため、患者や家族が望む新たな医療機器の製品開発等に情報提供するなど、患者や家族が望む新たな医療機器の製品開発等に貢献する。	① 新型コロナウイルス感染症の影響により、「どちらかヘルスケア関連ミニーティング」が中止となるとともに、リハセンターにおけるヘルスケア関連ミニーティングも開催を見送った。 ② リハ関係学会や自治体病院学会等での発表・参加を促し、3件の発表を行った。 また、院外の研修で得た知見((大脳骨骨折後の介入)「感染管理の知識と活動ボイント」「臨床中患者の上肢機能アプローチ」「医療安全の基準」「看護が見える看護記録の書き方」「検査時のノイジカルアセスメント」などを基に、院内の職員を対象に伝達研修を行い、職員の専門的知識及び技能の向上を図った。 さらに、看護師養成機関と連携を図りながら院内研究を充実させる。	
令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等	・医師の安定的な確保に努め、整形外科・手術の積極的な実績を図るとともに、医療・福祉ニーズの的確な把握に努め、障害児・障害者の施設利用件数の増加を図られた。	・医師の使用に努め、整形外科・手術の積極的な実績を図るとともに、医療・福祉ニーズの的確な把握に努め、整形外科・手術との連携により、整形外科手術の積極的な実施に努めた。【再掲、(1)-A】 ・自治医科大学小児整形外科のあり方検討会議を踏まえ、こども療育センターとの連携ごとの職員配置数を見直し、医療的ケア児等の受け入れ体制の充実を図るなど、利用件数の確保に努めた。【再掲、1-1】	5

送人の 自己評価	B	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> 指標の達成状況に関しては、「重症患者の受け入れ割合」、「休日におけるリハビリテーション実施単位数」、「発達障害外来受診者数」、「整形外科手術実施実施人數」、「ブレイス(器具)クリニック実施件数」及び「療法士及び看護師の学金発表件数」については目標値を下回った。 <p>年度計画の業務実績に関しては、「専門的な医療の提供」では、入院時の多職種による評価及びMSWによる評価とともに、「障害児・障害者に対する専門医療の提供」として、病院と施設で連携し障害児の発達を促すとともに、こども発育センターとの職種ごとの職員配置数の見直しにより、医療的ケア児等の受入れ体制の充実を図った。さらに「医療機能の充実」として、回復期リハビリテーション病棟入院料1を維持するとともに、365日リハの更なる充実など、新型コロナウィルス感染症の影響によりやむを得ないものを除いて、いずれの小項目においても既に計画どおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上を総合的に勘案した結果、当該中項目に関しては、計画をやや下回って実施したため、「B」評価とした。 	
			 <table border="1"> <tr> <td>知事の 評価</td> <td>B</td> <td>評価 理由等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 当該中項目に関しては、計画をやや下回っていると判断したため、「B」評価とした。引き続き、重症患者の横溝的な受入れに努めるとともに、リハビリテーション実施単位数の増加と障害児・障害者に対する医療機能の充実を図られたい。 </td> </tr> </table>	知事の 評価
知事の 評価	B	評価 理由等	<ul style="list-style-type: none"> 当該中項目に関しては、計画をやや下回っていると判断したため、「B」評価とした。引き続き、重症患者の横溝的な受入れに努めるとともに、リハビリテーション実施単位数の増加と障害児・障害者に対する医療機能の充実を図られたい。 	

2 安全で安心な医療の提供(中項目)

◆年度計画指標

No	指標名	R2(平成30)年度	R2(2020)年度	R4(平成32)年度	指標の達成状況
1	医療安全に関する研修会の実施回数(回)	6	9	150%	V
2	集中ラウンド実施回数(回)	2	3	150%	V
3	医薬品安全管理研究会の実施回数(回)	2	5	250%	V

* 中期計画指標のみ記載

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容

年度計画の記載内容

(1)医療安全対策の推進(小項目)

患者が安心して医療を受けられよう、以下のとおり、医療安全が確保されるよう、以下のように、医療安全が推進する。リスクマネジメント委員会やその下部組織である医師・転落検証ワーキンググループを中心として、インシデント・アグリーブートの収集・分析、再発防止策の立案・実施・評価等により、医療安全対策の推進を図る。

研修会や院内広報等により、医療安全に関する情報の共有化に努め、職員の医療安全に対する意識の向上と医療事故の発生防止を図る。

医療安全研修会や院内広報等により、職員の医療安全に関する意識の向上を図るとともに、事故防止等に関する情報を共有し、医療事故の発生防止を図る。

(2)院内感染防止対策の推進(小項目)

患者が安心して医療を受けられるよう、以下のとおり、院内感染防止対策を推進する。

感染対策委員会において、院内感染の監視、指導・教育等、防止対策を充実させるとともに、ICT(感染対策チーム)を中心とした未然防止及び発生時の院内感染対策を実践し、院内感染対策を実現し、院内感染の発生を防ぐ。また、感染対策が充実している外部の医療機関との連携体制を強化する。

全職員(委託業者を含む。)を対象とした感染対策研修会を開催するなど、職員の感染防止に関する理解の促進を図る。

(3)医療機器、医薬品等の安全管理の推進(小項目)

安全な医療を提供するため、以下のとおり、医療機器、医薬品等の安全管理を推進する。

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績					
		H30(2018)年度	R4(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度
No	指標名	年度実績	実績割合(%)	年度実績	実績割合(%)
1	医療安全に関する研修会の実施回数(回)	8	9	9	9
2	集中ラウンド実施回数(回)	2	3	3	3
3	医薬品安全管理研究会の実施回数(回)	2	8	5	

業務実績

(1)医療安全対策の推進(小項目)	①リスクマネジメント委員会を12回、転倒・転落検証ワーキンググループを10回開催し、医療安全に関する要因を調査、分析の上で、再発防止の具体的な実施方針・評価・評議を行うことにより、医療事務の防災・医療機器の定期点検等を行うことによる事例に対し、現場検証を行い、各部署の担当者が検証結果と注意喚起スターにより、自部署への周知を図った。
(2)院内感染防止対策の推進(小項目)	②医療安全研修会を9回開催し、医療安全に関する情報を共有した。また、緊急時の全員放送(コードホワイト・警報コール)について、新型コロナウイルス感染症対策として実施しているゾーニングに合わせてコードブルーの内容を変更し、イエローコールを追加した。さらに、アレルギー対応の院内感染防止のための対策について、次年度からの実施に向けて、給食部会、リスクマネジメント委員会での検討センター内周知を図った。
(3)医療機器、医薬品等の安全管理の推進(小項目)	③例の感染対策委員会及びICT会議をそれぞれ12回開催したほか、新型コロナウイルス感染症の発生防止のため臨時に委員会を2回招集した。さらには令和2年11月には新型コロナウイルス感染症対策本部部長会議を設置し、情報共有の徹底化、センター内における感染症対策の検討を十分に行い、最大限の取組を実施した結果、院内感染の発生を防いた。また、ICTが週1回病院等を巡回(うち年3回は集中ラウンドを実施)するとともに全職員が常に感染対策講習会を2回開催し、職員の感染防止への意識・知識の向上に努めた。

このほか、姫木県立がんセンターICTと共同カンファレンスを4回開催し、感染症発生状況の共有とともに、対策の報告や相談を行い、環境改善及び感染症の発生防止に努めた。

④感染対策研修会として全職員を対象に「コロナウイルス感染対策」「感染の基本と新型コロナウイルス」をテーマに研修を実施した。

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容			
年次計画の記載内容			
法人の自己評価	業務実績		
	ア 医療機器安全監査責任者の下、医療機器の保守管理計画を策定し、適切な保守点検や計画的な検査、職員に対する機器操作方法の教育を行うなど、医療機器の性能維持と安全性の確保に努める。	① 医療機器安全監査責任者の下、専門ごとに医療機器の保守点検計画を行った。また、心電図、除細動器などの適切な使用方法について、研修会を行った。	① 医療機器の保守点検を行った。また、心電図、除細動器などの適切な使用方法について、研修会を行った。
イ 医薬品の保管・使用に関する研修会の開催等を通して、医薬品の安全管理、適正使用の推進を図る。	イ 医薬品安全管理研修会を開催し、医薬品の安全管理、適正使用の推進を図る。また、リハセミナーで新たに取り扱うこととなった薬剤等についての研修会を開催し、講員の理解を深めることとした。	② 主に新規採用看護師を対象に、医薬品の処方から服薬までの流れや病棟での管関係部署の職員に対して薬用薬剤について講習会を1回開催した。また、新規科職員や医師、理学療法士等の知識及び理解を深めることとした。	② 主に新規採用看護師を対象に、医薬品の処方から服薬までの流れや病棟での管関係部署の職員に対して薬用薬剤について講習会を4回開催し、向物薬等の知識及び理解を深めることとした。
ウ 手術時における安全・安心な輸血を実施するため、手術・輸血検査委員会を開催し、輸血検査の適応や血液製剤の選択に関する検討等を実施することにより、輸血製剤の適正使用の推進を図る。	ウ 手術時における安全・安心な輸血を実施するため、手術・輸血検査委員会を開催し、輸血検査の適応や血液製剤の選択に関する検討等を実施することにより、輸血製剤の適正使用の推進を図る。	③ 手術・輸血検査委員会を開催し、手術や輸血の実施状況の確認・振り返り及び改善点の検討を行った。	③ 手術・輸血検査委員会を開催し、手術や輸血の実施状況の確認・振り返り及び改善点の検討を行った。
令和元（2019）年度業務実績の評価における指摘等	・引き続き、研修会等の充実や職員の意識向上に努め、医療事故等の発生防止を重視し、コロナウイルス感染症対策本部を設置の上で対策を進めることとした結果、感染の発生を防いだ。【再掲、(2)-ア】	業務運営への反映状況	業務運営への反映状況
S 評価理由			
知事の評価	S 評価等	評由等	・当該中項目に関しては、計画を上回って実施していることが認められたため、「S」評価とした。

3 患者・県民等の視点に立った医療の提供(中項目)

◆年度計画指標

No	指標名	R2(2020)年 度 目標	R2(2020)年 度 実績	R2(2020)年 度 指標の達成 状況
1	患者満足度割合(%)	90	81	90以上
2	退院前 在宅訪問指導(実施件数)件数	54	74	13% V

※ 中期計画指標のみ記載

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容		年度計画の記載内容	業務実績
(1) 患者や家族等への医療サービスの充実(小項目)	■患者や家族等への医療サービスの充実は、以下	■患者や家族等への医療サービスの充実は、以下の取組を実施する。	① 地域医療連携室のMSWが、多職種による合同評議会(469件)やカンファレンス(605件)に参加するなどに、電子カルテを用いるなど情報を共有した上で、患者家族との相談に応じた。
ア 患者や家族に対し、リハビリテーションの目標とその達成状況、併存疾患の治療状況等について、必要な情報等を分かりやすく書類で説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントの徹底を図る。	ア 患者や家族に対し、リハビリテーションの目標とその達成状況、併存疾患の治療状況等について、必要な情報等を分かりやすく書類で説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントの徹底を図る。	イ 患者や家族からの相談については、地域医療連携室を窓口として、主治医や多職種の医療従事者が連携して、丁寧で一貫性のある対応を図る。	② 病院利用者の利便性の向上を図るために、患者満足度調査(令和2(2020)年9月から11月にかけて患者満足度調査を実施した結果、全体的に満足度は入院・外来ともに前年までは「満足」や「満足以上」と回答した患者は81.3%であった(外来64.1%、入院79.4%)。
ウ 総務内容、食事、院内設備及び職員の対応等に関する病院利用者に対する満足度調査を実施し、リハセンターの運営改善や更なる職員の意識の向上を図る。	ウ 病院利用者の利便性の向上を図るために、患者満足度調査を実施し、利用者の満足度は「満足」、「満足以上」、「やや満足」と回答した割合が90%を超えた一方で、入院部門において、「満足」「やや満足」と回答した割合は80%台に止まった。	エ 入院患者の在宅生活や在宅療養を支援するため、家族に対する相談を実施するためのリハビリテーション見学を始め、介護指導等による退院前・在宅訪問指導(家庭調査)の実施し、住宅改修や家庭でのADL(日常生活活動)についての指導・助言を行う。	⑤ 理学療法士と作業療法士が退院予定の自宅に伺い、患者本人、家族、介護保険施設職員、介護支援専門員、住宅改修業者等と本人の動線を確認し住宅改修や日常生活上のアドバイスを行い、在宅復帰を支援する退院前訪問指導を7回実施した。また、新型コロナウィルス感染症発生時には、退院前訪問に代わり、タブレット端末で撮影した動画等を活用した家族指導を実施し、在宅復帰を支援した。
オ 患者や家族に対する相談を充実させるため、認定看護師等を活用した相談体制を構築する。	オ 患者や家族に対する相談を充実させるため、認定看護師等を活用した相談体制の構築について引き継ぎ検討する。	丙 看護師一人ひとりが、患者に対して再発予防教育が行えるよう「再発予防パンフレット」の作成を開始した。	⑥ 看護師一人ひとりが、患者に対して再発予防教育が行えるよう「再発予防パンフレット」の作成を開始した。

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容		年度計画の記載内容	業務実績
(2)リハビリテーション医療等に関する情報提供（小項目）	県民のリハビリテーション医療等に対する理解を促進するため、以下のとおり、リハビリテーション医療等に関する積極的な情報提供を行う。	県民のリハビリテーション医療等に対する理解を促進するため、以下のとおり、リハビリテーション医療等に関する積極的な情報提供を行う。	
ア ホームページや広報誌を活用し、リハセンターが提供する医療・福祉サービスの内容、調査研究の成果等について積極的に情報発信を行う。	① センター広報誌「どちらハ通信」に、医食連下障害認定看護師の活動、HONDA歩行アシストを活用したリハビリ、MRI等の医療機器の共同利用に関する取組を掲載し、また、新型コロナウイルス感染症対策のための取組についてもホームページや広報誌を通じて周知を図った。	ア ホームページや広報誌や、福祉サービス等について、県民や地域の医療機関等に対する情報発信を強化・充実する。	
イ 医療制度や障害者総合支援制度等、国及び地方の施策や民間団体の取組等に関する情報発信を行う。	② 国や自治体の医療制度の最新情報を外来や会計待合室等に掲示したほか、新型コロナウイルス感染症に関する資料等を配布するなど情報発信を行った。また、新型コロナウイルス感染症に関する情報についても、患者や利用者に分かりやすく掲示を行った。	イ 医療や福祉に関する各種制度、国や地方の施策等について、院内掲示や資料配布等により、利用者に対して適時適切に情報発信していく。	
(3)地域に開かれた病院運営（小項目）	県民サービスの向上を図るため、以下の取組を実施する。	ア 医療機関等を通過する外郭委員会の運営で構成する運営委員会において、リハセンターの運営に関する意見交換を行い、当該関係機関との連携を推進する。	① 新型コロナウイルス感染症対策として、令和2(2020)年度の運営委員会の開催を見送りつつ、書面により委員から意見を聴取し、回答を行うことで、関係機関との連携を図った。
県民サービスの向上を図るために、以下の取組を実施する。	イ 公開セミナーや講演会等、一般の方々や地域住民が気軽に参加できる行事を実施する。	ウ 地域住民等に開かれた病院を普及し、リハセンターの効果的かつ効率的な運営に反映させる。	② 例年開催している「どちらハまつり」、「とりハ病院研修会」、「高次脳機能障害セミナー」については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送った。
ア 運営協議会等を通じて、外郭委員会の意見を幅広く取り集め、リハセンターの運営効果的な運営に反映させる。	③ 園芸ボランティアを受け入れ、グリーンカーテン設置やアサガオの栽培など環境整備を行った。	④ 春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の期間中、職員からボランティア(延べ30人)を募り、小学生が安全に登校できるよう街頭活動を行った。	
イ 公開セミナー等地域住民が気軽に参加できる行事を開催し、地域住民等に開かれた病院を目指す。			
ア 患者や施設利用者に対する受付案内等のボランティアを受け入れるとともに、職員による社会貢献活動を推進することにより、地域との交流を図る。			
令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等		令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等	
・前回利用者の意見や要望に適切に応えられるよう努め、患者満足度割合の向上を図らたい。		・前回利用者の意見や要望に適切に応えられるよう努め、患者満足度割合の向上を図る。また、前年度から向上した。【両端、(1ーウ)】	

法人の 自己評価	A	<ul style="list-style-type: none"> 指標の達成状況に関しては、「退院前住宅訪問指導(家庭調査)件数」は目標値を上回った一方、「患者満足度調査」については目標値を下回った。 年度計画の業務実績に関しては、「患者や家族等への医療サービスの充実」では、地域医療連携室の職員が合同評価やカンファレンスに参加し他部署との情報共有を図った上で、患者や家族の相談に対応したほか、保健士等による退院前住宅訪問指導では、新型コロナウイルス感染拡大時にはデジタル活用などの工夫をこらしながら在宅復帰を支援するなど、医療サービスの充実を図った。さらに、「地域に開かれた病院運営」では、新型コロナウイルス感染症の影響により地域に開かれた意見聴取により連携を図るなど、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ないものを除いて、いずれの小項目においても概ね計画どおり実施した。 	
		A	評価理由

知事の 評価	A	評価 理由等	当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施していることが認められたため、「A」評価とした。
-----------	---	-----------	--



4 障害児・障害者の福祉の充実(中項目)

◆年度計画指標

No	指標名	R2(2020) 年度 実績 率	R2(2020) 年度 目標値	R4(2020) 年度 実績 率	指標の達成 状況
1	児童発達支援事業所等を対象とした 研修会開催回数(回)	20	13	65%	i.
2	ごども発達センター契約入所契約者 数(人)	36	22	61%	i.
3	家庭会の開催回数(回)	2	1	50%	i.
4	自立訓練終了時に一時就労等に移行 した利用者数(人)	5	3	60%	i.
※ 中期計画指標のみ記載					

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容

年度計画の記載内容

(1) 教育支援の充実(小項目)
肢体不自由児や発達障害児等が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、以下のとおり、こども発達支援センター及びごども発育センターにおける教育支援の充実を図る。個別支援計画の立案率、実践及び評価に当たっては、保護者の面接や懇談会を通して要望や意見を把握する。

多職種によるカンファレンス(評価会議)を実施し、訓練効果の向上を図る。

こども発達支援センターの退所児童に対し、外来診療を通じて発達状態に応じた適切なリハビリテーションを提供する。

こども発育センターにおいて、在宅障害児等の家族に対する支援(リスバイド)を強化するため、短期入所事業や日中一時支援事業において肢体不自由児や医療的ケア児を積極的に受け入れる。

(2) 自立訓練の充実(小項目)

肢体不自由者や高次脳機能障害者が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、以下のとおり、障害者自立訓練センターにおける自立訓練の充実を図る。

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績

H30(2018) 年度 実績	R元(2019) 年度 実績	R2(2020) 年度 実績	R4(2020) 年度 実績	R3(2020) 年度 実績		R4(2022) 年度 実績	
				年度	実績	年度	実績
				26	20	13	
				27	26	22	
				1	3	1	
				3	3	3	

業務実績

(1) 教育支援の充実(小項目)
肢体不自由児や発達障害児等が、地域社会で自立した生活を送ることができるように、以下とのとおり、こども発達支援センター及びごども発育センターにおける教育支援の充実を図る。
ア 個別支援計画の立案率、実践及び評価に当たっては、保護者の面接や懇談会を通して要望や意見を把握する。
他、児童相談所等も含めた関係職員のカンファレンスを17回実施した。
① こども発育センターを利用する児童の個別支援計画の立案、実践及び評価に当たっては、本人、家族との面談や相談支援機関との連絡調整等を通じて希望や意向を確認した。また、こども発達支援センターにおいては、保護者の面接や懇談会を5回実施し、要望や意見を把握した。
② こども発達支援センターを利用して年間評価会議の実施、見直し及び評価会議の実施に当たっては、本人、家族、医師、看護師、精神科医、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、保健師、看護師、精神科看護師、精神科看護師等多職種を交えたカンファレンスで案を作成した。
また、児童相談センターに入所する児童についても、ごども発育センターに入所する児童については、施設内の医師、看護師、精神科医、精神科看護師、精神科看護師等に当たっては、施設内相談室を交えたカンファレンスで案を作成した。この他、児童相談所等も含めた関係職員のカンファレンスを17回実施した。

(2) 自立訓練の充実(小項目)

肢体不自由者や高次脳機能障害者が、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、以下のとおり、障害者自立訓練センターにおける自立訓練の充実を図る。

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容		年度計画の記載内容	
		業務実績	
ア 個別支援計画の立案、実践及び評価に当たり、利用者の希望を踏まえるとともに、医療従事者の意見を反映させる。等、病院部門との連携を強化し、訓練効果の向上を図る。	イ 利用者の日常生活能力及び社会生活能力を向上させるため、医療従事者と生活支援員が連携し、施設内外の様々な場面を活用した訓練を行つ。	<p>ア 個別支援計画の立案、実践及び評価に当たり、利用者の希望を踏まえるとともに、病院部門の医師・看護師等によるカントンによるカンファレンス(支援会議)を開催する。</p> <p>イ 医師・看護師・看護師・管理栄養士・生活支援員等による保健指導、栄養指導、公共交通機関利用訓練、買い物・調理訓練等を実施する。</p> <p>ウ 利用者や家族が訓練目標を明確に持ち、訓練に対するモチベーションを維持・向上できるよう、心理面談の充実を図ることともに、新たに家族会を開催する。</p>	<p>① 傷害者自立訓練センター利用者の個別支援計画については、利用者や家族が希望を踏まえて立案し、利用者からの承認を得た上で実施した。個別支援計画は3ヶ月毎にサービス管理者・看護師・OT・PTなど多職種で構成する支援会議を開催し、評価・貢献しを行つた。また、支援会議にはケースにより心理職も参加し、看護師等を通して医師の意見も計画に反映させるとともに、必要に応じて外部機関である県障害者総合相談所等も参加した。</p> <p>② 傷害者自立訓練センターにおいて、自立訓練として公共交通機関利用訓練を行つて23人に実施した。また、看護師が必要に応じて保健指導を行うとともに、管理栄養士による栄養指導等を併せ実施した。</p> <p>③ 傷害者自立訓練センターの利用開始時及び訓練期間中、必要に応じて心理職が参加し、支援計画の評価・見直しに心事者や家族の障害者友の会の役員を講師として講演を行い、併せて、講演後に訓練を交えての家族会を開催した。</p> <p>④ 当事者家族の障害理解を促すとともに、令和2(2020)年9月に「どきぎ高次脳機能障害友の会」の役員を講師として講演を行い、併せて、モチベーションの維持・向上を図った。</p> <p>⑤ 新年会の出し物(ハンドベル)を訓練に取り入れたり、モチベーションの維持・向上を図った。</p> <p>⑥ 失語症や構音障害を有する者に対する言語聴覚療法による訓練や、高次脳機能障害を有する者に対する認知リハビリテーション等を実施する。</p> <p>エ 失語症や構音障害を有する者に対する言語聴覚療法による訓練や、高次脳機能障害を有する者に対する認知リハビリテーション等を実施する。</p> <p>オ 就労を目指す利用者のうち就労を希望する方について、支援会議等で多職種による評価を行うとともに、関係機関等連携を実施するなどもに、評価の結果を踏まえ外部の就労支援機関を積極的に活用する。</p> <p>⑦ 傷害者自立訓練センター利用者のうち就労を希望する方について、支援会議等で多職種による評価を行つた。また、高次脳機能障害を有する利用者に対しても、他職種と連携を取りながら認知リハビリテーションを実施した。</p>
イ 病院部門の医務従事者と連携して就労特性の評価を実施するところに、外部の就労支援機関の利用を促進するなど、利用者に対する就労支援を強化する。	イ 病院部門と施設部門が一体となつたサービスの提供(小項目)	<p>ア 医療従事者と連携して就労特性の評価を実施するところに、外部の就労支援機関の利用を促進するなど、利用者に対する就労支援を強化する。</p> <p>(3) 病院部門と施設部門が一体となつたサービスの提供(小項目)</p> <p>病院部門と施設部門が一とはとなつたサービスが提供できるよう、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 医療従事者の複合施設という特長を活かした総合的なリハビリテーションが提供できるよう、病院部門と施設部門の間で事例検討会を行い、連携強化を図る。</p> <p>イ 利用者のサービス需要に的確に対応するため、部門間の柔軟な人員配置が可能となる体制を確立させる。</p>	<p>① 医療センター入院患者のうち、機能訓練又は生活訓練の利用が適当と考えられる方(7名)について、病院から施設への円滑な移行や訓練の質の向上を図るため、入院中に病院部門と施設部門が共同で事例を検討する。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症対策として、療法士・看護師・保育士等が原則として施設基準を遵守した上で、業務の状況に応じて、随時、病院部門と施設部門との間で柔軟な人員配置を行う。</p>

令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等		
<p>・医師の安定期及び「利用促進」のための普及啓発に努め、障害児・障害者の施設利用件数の増加を図られた。</p>		

業務運営への反映状況		
<p>・医療の採用に努めた結果、目標である11人を確保できた。 ・小児に対する医療・福祉サービスのあり方検討結果を踏まえ、こども癡育センターの職種ごとの職員配置数を見直し、医療的ケア児等の受入れ体制の充実を図るなど、利用件数の確保に努めた。</p>		
法人の自己評価	C	評価理由
		<ul style="list-style-type: none"> ・指標の達成状況については、「児童発達支援事業所等を対象とした研修実施回数」、「こども癡育センター短期入所契約者数」、「家族会の開催回数」、「自立訓練終了後に一般就労等に移行した利用者数」とともに目標値を下回った。 ・年度計画の業務実績については、「癡育支援の充実」では、個別支援計画の立案、実践及び評価を通して療育支援の充実を図ったほか、「自立訓練の充実」では、利用開始時及び訓練期間中の心理離による面談を充実させたなど、いずれの小項目においても概ね計画どおり実施した。 ・以上を総合的に勘案した結果、当該中項目に関しては、計画を下回っているため、「C」評価とした。

知事の評価		
<p>・当該中項目に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設部門の受入れを一部停止するなどやむを得ない事情もあり、指標についてはいずれも計画を下回ったが、そのような状況下においても療育支援の充実に努めるとともに、病院部門と施設部門の連携により自立訓練の充実に取り組んでいること判断したため、「B」評価とした。引き続き、障害児・障害者の受け体制の充実を図り、施設利用件数の増加に努められたい。</p>		
法人の自己評価	B	評価理由等

5. 人材の確保と言成(中項目)

◆年度計画指標

No	指標名	R2(2020)年 年度 目標 実現率	R2(2020)年 年度 達成率	R4(2022) 年度 目標 実現率	指標の達成 状況
1	認定看護師数(人)	8	8	100%	IV
2	医師数(人)	11	11	100%	IV
3	療法士数(人)	81	93	115%	V
4	施設満足度割合(%)	90	61	68%	90以上 i.
※ 中期計画指標のみ記載					

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績

H30(2018) 年度 実績	R元(2019) 年度 実績			R2(2020) 年度 実績			R3(2021) 年度 実績			R4(2022) 年度 実績			
	年 度 実 績	年 度 達 成 率	年 度 目 標										
1 認定看護師数(人)	9	9	8	8	100%	IV	11	11	11	11	11	11	IV
2 医師数(人)	11	11	11	11	100%	IV	71	89	93	93	93	93	IV
3 療法士数(人)	81	93	93	93	115%	V	58	66	61	61	61	61	V
4 施設満足度割合(%)	58	66	61	61	68%	90以上 i.	58	66	61	61	61	61	90以上 i.

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容

(1) 職員の資質向上(小項目) リハセントーに求められる質の高いリハビリテーション医療等を継続的に提供できるよう、以下のとおり、職員の資質向上を図る。 ア 体系統かつ計画的に職員を育成するため、新たに研修委員会を設置し、研修計画の策定や個々の職員の能力段階の選定・評価等を行う。	(1) 職員が主体となり、新採用研修や年度の途中で採用された職員に対する新任研修等の各種研修を実施した。 ア ハラスマント研修では、バワーバラ防正等の法改正のポイント等の講義をリモートにより実施した。 ③ 職員全休研修では、リハビリテーションセンターの使命や今後のあり方について、理事長による講義を実施した。 ④ 中期計画において策定することとされている業務継続計画(BCP)の目的や策定手法を学ぶ研修を実施した。 ⑤ 看護部においては5段階のクリニカルラダーを活用し、各段階での臨床実験能力(看護実践、管理、教育、自己開発・研究)の開拓を支援した。 ⑥ 院内の研修会等の資料をインターネットで情報共有するとともに、看護部におけるデーターニング等web教育サービスの利用により、職員の自己学習の促進を図った。また、育児休暇中の職員に対し広報誌等を送付し情報支援を行った。	(2) 年間計画を立案し、認定看護師が認定を経験できるよう研修会への参加を図つた。また、看護研究に認定看護師が積極的に関わることにより、看護の質の向上を図った。
(2)医療従事者の安定的な確保(小項目) 看護院会の運営やインランシングの活用を積極的に推進するとともに、就職支援担当者の連携による継続的な情報交換等、医療従事者の受入施設や差別化などの連携に努めるなど、医療従事者の受入施設や差別化などの連携を図る。また、優れた人材を確保するため、短時間勤務等、多様な勤務形態の導入を検討する。	医師をはじめとした医療従事者について、目標11人との目標達成率91%となり、目標を達成した。 ① 看護師養成校や県内医療系専門学校を訪問し、就職担当者等と意見交換を行った。 ② 求人状況に応じた施設の採用試験の実施などにより、看護師、療法士の人員確保を図り、令和2(2020)年度中に看護師13人、療法士8人を採用した。	医師をはじめとした医療従事者について、目標11人との目標達成率91%となり、目標を達成した。 ① 看護師養成校や県内医療系専門学校を訪問し、就職担当者等と意見交換を行った。 ② 求人状況に応じた施設の採用試験の実施などにより、看護師、療法士の人員確保を図り、令和2(2020)年度中に看護師13人、療法士8人を採用した。

6 地域連携の推進(中項目)

◆ 年度計画指標

No	指標名	R2(2020)年度 実績率	R2(2020)年度 実績率	R4(2022)年度 目標実現率	R4(2022)年度 目標実現率	年度 実績率	年度 実績率
1	紹介率(%)	63.0	55.7	105%	55.0	N	55.5
2	出前講座の実施回数(回)	19	6	32%	20	1	10

※ 中期計画指標のみ記載

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容

(1)急性期病院や地域の医療機関等との連携の推進(小項目)

リハビリテーション医療を中心とする患者に対し、切れ目のない効果的なリハビリテーション医療が提供できるよう、以下のとおり、病院・病床・病室連携を強化する。

患者に対する切れ目のない効果的なリハビリテーション医療の提供とスマートな地域移行を支援するために、地域医療連携室を設置し、急性期病院や地域の医療機関等との連絡調整を強化する。また、地図のかかりつけ医等への紹介件数や介護支援専門員等との連携件数を増加させるとともに退院後の在宅生活の向上を図る。

特に、退院後、患者が住み慣れた地域において適切な医療を受けられるよう、かかりつけ医等との連携強化を図るとともに、患者や家族に対し、退院後のかかりつけ医受診等について丁寧な説明を行う。

地域医療連携ネットワークシステム(どちまるネット)を活用し、急性期病院や地域の医療機関等との連携を推進する。

(2)リハビリテーション医療及び福祉に係る地域支援ネットワークの強化(小項目)

患者や障害児・障害者が、住み慣れた地域において必要なリハビリテーション医療や福祉サービスを受けられるよう、以下のとおり、地域支援ネットワークを強化する。

アリハビリテーションを必要とする患者が、回復期を経て生활期(在宅復帰・在宅療養)へ至るまで、各段階に応じた効果的なリハビリテーションを受けられるよう、医療・介護従事者の連携強化のための会議や地域包括施設に関する研修等に積極的に参加することにより、地域支援ネットワークの強化を図る。

イ肢体不自由児や拳通障害児等の早期発見を図るために、医療・福祉・教育機関等への支援を強化する。

また、地域の関係機関と支援者会議等により情報交換を密にし、施設利用者やその家族のニーズに基づく連携を行つ。

年度計画の記載内容

業務実績							
(参考)中期目標期間における各事業年度の実績							
H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R4(2022)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	R4(2022)年度
実績率	実績率	実績率	実績率	実績率	実績率	実績率	実績率

(1)紹介元病院と連携を図ることにより、入院待機期間の短縮に努め、入院申込みから、平均待機期間は8.9日と前年から短縮できた。
① 紹介元病院と連携を図ることにより、入院待機期間の短縮に努め、入院申込みから、平均待機期間は8.9日と前年から短縮できた。
② 後方連携として、かかりつけ医への紹介(55.7%)は目標値を達成したほか、ケアマネジャー・地域包括支援センターなど介護事業所関係者や施設相談員との対面での連携件数は365件であった。
③ 院内医師全員がどちまるネットの研修を受講しており、1名の患者について、紹介元病院の検査結果等をネットワークを経由して取得し、診療の参考とした。

② 二ども地域支援センター一通函中及び退園後に、通園児が関係する保育所、幼稚園、相談支援事業所等に対し、児童の差違状況や障害特性になじむ保育・教育施設等による技術支援等を行うとともに、施設利用者やその家族のニーズに基づく連携に努めた(21件)。

イ保育園や幼稚園等、通園児の進路先等と適切に情報交換を行い、一貫した教育が維持されるように対応する。

また、地域の関係機関と支援者会議等により情報交換を実施させ、施設利用者やその家族のニーズに基づく円滑な連携を行う。

中期計画(H30/2018)～R4(2022))の記載内容		年度計画の記載内容		業務実績	
ウ 事業内の講習会等を対象にリハビリテーションに関する知識を地域に還元する。 出前講習等を開催し、リハセセンターの有する知識を地域に還元する。	リハセセンターの有する知識を地域に還元するため、ホームページに出前講習の募集案内サイトを開設し、利用件数の増加に努める。	リハセセンターの有する知識を地域に還元するため、ホームページに出前講習の募集案内サイトを開設し、6回(延べ101人参加)実施しました。適宣、講座内容の見直しを行い、県民のニーズに対応していく。		③ 新型コロナウイルス感染症の影響で出前講習等の開催が困難となる中、モートや感染防止対策を講じた上で開催を検討し、6回(延べ101人参加)実施した。	
令和元(2019)年度業務実績の評価における指標等	・該当なし	業務運営への反映状況			
法人の自己評価	B	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> 指標の達成状況に関しては、「逆紹介率」は目標値を上回った一方、「出前講習の実施回数」については目標値を下回った。 年度計画の業務実績に関しては、「急性期病院や地域の医療機関等との連携の推進」では、入院申込みから入院までの期間の短縮を図ったほか、地域医療連携ネットワークシステム(どちらもネット)を活用し、急性期病院との連携を図った。また、「リハビリテーション医療及び福祉に係る地域支援ネットワークの強化」では、こども発達支援センター巡回中及び巡回後にも、巡回児が関係する保育所、幼稚園、相談支援事業所等との情報交換や技術支援を行ななど、いすれの小項目においても概ね計画どおり実施した。 以上を総合的に勘案した結果、当該中項目に関しては、計画をやや下回って実施したため、「B」評価とした。 		
知事の評価	B	評価理由等	<ul style="list-style-type: none"> 当該中項目に関しては、計画をやや下回っていると判断したため、「B」評価とした。引き続き、急性期病院や地域の医療機関等との連携を推進するとともに、リハビリテーションセンターの有する知識の還元に努めたい。 		

7 地域医療・福祉への貢献(中項目)

◆年次計画指標

No	指標名	R2(2020) 年度 目標値	R2(2020) 年度 実績値	R2(2020) 年度 目標値	R4(2022) 年度 目標値	目標の達成 状況
1	療法士の実習生受入れ人数(人)	420	217	52%	440	1
2	看護師の実習生受入れ人数(人)	800	221	28%	—	—
3	児童発達支援事業所等に対する対応した研修実施回数(回)(再開) ※こども支援センター短期入所契約者数(人)(吉備)	20	13	65%	22	1
4	—	36	22	61%	44	1
※ 中期計画指標のみ記載						

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績

	H30(2018) 年度 実績値	R元(2019) 年度 実績値	R2(2020) 年度 実績値	R2(2020) 年度 目標値	R3(2021) 年度 実績値	R4(2022) 年度 実績値
	353	458	217	—	—	—

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容	年度計画の記載内容	業務実績
(1) 医療・福祉関係者の質質向上に係る支援(小項目) 地域のリハビリテーション医療及び福祉の向上を図るために、医療・福祉関係者の質質向上に係る支援を積極的に行なう。下記のとおり、医療・福祉関係者の質質向上に係る支援を行なう。	新専門医制度のための研修病院として、各診療科(整形外科、リハビリテーション科、小児科)の基幹病院と連携し、専門医取得のための研修病院としての届け出を行っている。	① 専門医取得のための研修病院として各診療科の基幹病院に連携し、研修開設としての届け出を行っている。
イ 看護師、療法士等の医療・福祉従事者について、医療系大学や養成校からの実習生や研修生を積極的に受け入れ、それそのレベルに対応した研修実施計画の下、リハセンターの特性を活かした効率的な研修を実施し、専門的な人材育成を支援する。	看護師、療法士等の医療・福祉従事者について、医療系大学や養成校からの実習生や研修生を積極的に受け入れ、それそのレベルに対応した効率的な研修を実施し、専門的な人材育成を支援する。	② 新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の看護師や療法士の差異施設等からの実習生及び研修生の受け入れは、看護師221人、療法士217人、保育士22人等に止まった。
ウ 児童相談所からのお話を踏まえ、小児神経領域を中心とした医学的な側面からのコンサルテーションを行なう。	児童相談所を6回訪問し、医学的な観点からのコンサルテーションを10例実施した。	③ 児童相談所を6回訪問し、医学的な観点からのコンサルテーションを行なった。
エ 障害者の就労を支援するため、障害児者の就労実習を積極的に受け入れる。	④ 特別支援学校生徒3人の就労実習を受け入れ、事務補助、リハビリ訓練機器の清拭などの実践を通じて、卒業後の就労に向けた支援を行った(うち1人は令和3(2021)年4月からパート職員として当センターに就労)。	④ 特別支援学校生徒3人の就労実習を受け入れ、事務補助、リハビリ訓練機器の清拭などの実践を通じて、卒業後の就労に向けた支援を行った(うち1人は令和3(2021)年4月からパート職員として当センターに就労)。
オ 乳幼児から高齢者に至る幅広いリハビリテーション医療や発達障害児等に係る療育指導等、地域の関係機関等に対する講座や「どちりハ病院研修会」、出前講座等を積極的に実施する。	⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響により、「どちりハ病院研修会」の開催を見送った。	⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響により、「どちりハ病院研修会」の開催を見送った。
カ 民生委員、児童委員等の地域福祉を担う団体等の視察・調査を積極的に受け入れる。	⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域福祉団体等の視察・調査の受け入れを見送った。	⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域福祉団体等の視察・調査の受け入れを見送った。

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容		年度計画の記載内容
(2)一次予防に係る地域の取組への支援(小項目)	市町や地域の団体が行う医療予防や介護予防等の一次予防に係る取組に対して、専門的な立場から積極的に支援する。	市町や地域の団体が行う医療予防や介護予防等の一次予防に係る取組に対して、専門的な立場から積極的に支援する。
アコモディティブドーム(以下「ロコモ」という。)に関するイベントに積極的に参加するとともに、ロコモ度テスト、ロコモトレーニング等について、インターネット等を通じて情報発信し、広く普及啓発を図る。	① ロコモティブジンドローム(以下「ロコモ」という。)に関するイベントに積極的に参加するとともに、ロコモ度テスト、ロコモトレーニング等について、インターネット等を通じて情報発信し、広く普及啓発を図る。	① ロコモに関係する情報発信及び啓発を図るために、「どちらがロコモプロジェクト」への参加、日本医学会「ロコモ・フレイル対策の推進」に向けたWGの会議への出席(4件)のほか、講演会の講師を行つた(4件)。また、当センターホームページにおいて関連情報の案内をするなど普及啓発を行つた。さらに、県内の小学校全校に「子どもの運動器の障害に関するパンフレット」を配布(4万5千部)し、ロコモの啓発を行つた。
講演会(講師)や市町の健康づくり事業、介護予防事業、地域の職員の派遣、ロコモ度テストに係る機材の貸出し等、地域の一次予防に係る機材(運動器(運動機能)及びローリング等の機能の維持及び向上)を図る。	イ 講演会(講師)や市町の健康づくり事業、介護予防事業、地域の職員の派遣、ロコモ度テストに係る機材の貸出し等、地域の一次予防に係る取組を支援し、高齢者等の運動器(運動機能)及びローリング等の機能の維持及び向上を図る。	② 高齢者等の運動器(運動機能)及びローリング等の機能の維持及び向上を図るために、外部機関に対し、ロコモ度テストを行う機材の貸出しを行つた(28件)。
(3)障害児の地域におけるリハビリテーションへの支援(小項目)	肢体不自由児や発達障害児等が、住み慣れた地域で必要な医療・福祉サービスを利用できるよう、地域医療支援事業者等により、障害児の医療支援事業の実施等による、障害児の地域におけるリハビリテーションへの積極的な支援を図る。	① 地域医療支援事業として、児童発達支援事業所等の養育施設や市町の職員を対象とした医師、療法士等による研修会を1回開催(参加者38人)するとともに、教育に携わる障害児に対するセミナーでの実習受入を3回(延べ22人)行つた。また、こども発達支援センターの児童について、必要な応じて適切な通院の進路の施設を訪問し、技術支援及び情報提供を行つた(7件)。
また、こども発達支援センターの児童について、必要な応じて、保健所、幼稚園、相談支援事業所等へ定期的に技術支援を行うとともに、必要な応じて、サービス担当者会議等への参加や医療・福祉サービスを提供する事業者への情報提供を行う。	さらには、退所後に利用する保育所等を訪問し、当該児童及び保育所等のスタッフに付し、専門的な支援・指導等を行う。	② さらに、保健所等の訪問支援事業の令和3(2021)年度からの実施に向けた体制整備を行つた。
令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等	・ 訓習生及び研修生の受け入れの上大率により医療・福祉関係者の重複向上に努めるとともに、施設利用の普及啓発に努め、療育支援の充実を図られたい。	令和元(2019)年度業務実績における指摘等
・ 訓習生及び研修生の受け入れの上大率により医療・福祉関係者の重複向上に努めるとともに、施設利用の普及啓発に努め、療育支援の充実を図られたい。	・ 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら、県内の看護師や療法士の養成施設等から、看護師221人、療法士217人、保健師22人等の実習生及び研修生を受け入れた。【再掲、(1)-(イ)】	・ 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら、県内の看護師や療法士の養成施設等から、看護師221人、療法士217人、保健師22人等の実習生及び研修生を受け入れた。【再掲、(1)-(イ)】
・ 地域医療支援事業として、児童発達支援事業所等の養育施設や市町の職員を対象とした医師、療法士等による研修会を1回開催(参加者38人)するとともに、保健所等の訪問支援事業の令和3(2021)年度による研修会を1回開催(参加者38人)するとともに、保健に携わる職員に対するセミナーでの実習受入を13回(延べ22人)行つた。	・ 地域医療支援事業として、児童発達支援事業所等の養育施設や市町の職員を対象とした医師、療法士等による研修会を1回開催(参加者38人)するとともに、保健に携わる職員に対するセミナーでの実習受入を13回(延べ22人)行つた。	・ 地域医療支援事業として、児童発達支援事業所等の養育施設や市町の職員を対象とした医師、療法士等による研修会を1回開催(参加者38人)するとともに、保健に携わる職員に対するセミナーでの実習受入を13回(延べ22人)行つた。

法人の 自己評価	C	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> 指標の達成状況に関しては、「療法士の実習生受入れ人数」、「看護師の実習生受入れ人数」、「児童発達支援事業所等を対象とした研修実施回数」、こども癡育センター短期入所契約者数とともに目標値を下回った。 年度計画の業務実績に関しては、「医療・福祉関係者の資質向上に係る支援」では、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら、看護師、療法士等の実習生及び研修生を受け入れたほか、「障害児の地域におけるリハビリテーションへの支援」では、地域保育支援事業として、地域の保育機関等を対象とした研修会を実施するとともに、管轄に携わる職員の実習を受け入れるなど、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ないものを除いて、いすゞの小項目においても概ね計画どおり実施した。
			<p>以上を総合的に勘案した結果、当該中項目に関しては、計画を下回っているため、「C」評価とした。</p> 

知事の 評価	B	評価理由等	<ul style="list-style-type: none"> 当該中項目に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実習生の受入れを一時停止するなどやむを得ない事情もあり、指標についてはずれても計画を下回ったが、そのような状況下においても感染防止対策を徹底しながら実習生等の受入れに努め、医療・福祉関係者の資質向上に取り組んでいるとの判断したため、「B」評価とした。引き続き、実習生等の積極的な受入れに努められたい。
-----------	---	-------	--

3 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理(中項目)

中期計画(平成30(2018)～R4(2022))の記載内容			年度計画の記載内容		
令和元(2019)年度業務実績の評価			令和元(2019)年度業務実績の評価等		
県民に信頼され、県内医療・福祉機関の県統一的機制を確立する。 していけるよう、法令や社会規範を遵守する。 また、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号) 及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3 号)に基づき、適切な情報管理を行う。 さらには、個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修 を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。	県民に信頼され、県内医療・福祉機関の県統一的機制を確立する。 していけるよう、法令や社会規範を遵守する。 また、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号) 及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3 号)に基づき、適切な情報管理を行う。 さらには、個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修 を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。	県民に信頼され、県内医療・福祉機関の県統一的機制を確立する。 していけるよう、法令や社会規範を遵守する。 また、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号) 及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3 号)に基づき、適切な情報管理を行う。 さらには、個人情報漏えいを防ぐため、情報セキュリティ研修 を実施するなど、職員の認識を高めるとともに、情報セキュリティ対策を徹底する。	① 業務の遂行に必要な法令上の手順については、職員が生じる事案、宇宙宮ガラス窓監査室、宇都宮公共職業安定所、宇都宮市消防署など関係法令を所管する機関へ申請や照会を行い、適正な業務執行に努めた。 また、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3 号)に基づき、個人情報の管理を行った。新規採用職員研修において情報管理について周知し、職員の意識を高めた。 ② さらに、県内外で発生した情報セキュリティに関するインシデント事例をその都度職員に周知し、個人情報の漏えい等の防止を図った。	① 業務の遂行に必要な法令上の手順については、職員が生じる事案、宇宙宮ガラス窓監査室、宇都宮公共職業安定所、宇都宮市消防署など関係法令を所管する機関へ申請や照会を行い、適正な業務執行に努めた。 また、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3 号)に基づき、個人情報の管理を行った。新規採用職員研修において情報管理について周知し、職員の意識を高めた。 ② さらに、県内外で発生した情報セキュリティに関するインシデント事例をその都度職員に周知し、個人情報の漏えい等の防止を図った。	① 業務の遂行に必要な法令上の手順については、職員が生じる事案、宇宙宮ガラス窓監査室、宇都宮公共職業安定所、宇都宮市消防署など関係法令を所管する機関へ申請や照会を行い、適正な業務執行に努めた。 また、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)及び栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3 号)に基づき、個人情報の管理を行った。新規採用職員研修において情報管理について周知し、職員の意識を高めた。 ② さらに、県内外で発生した情報セキュリティに関するインシデント事例をその都度職員に周知し、個人情報の漏えい等の防止を図った。
・該当なし	A	評価理由	・ 栃木県情報公開条例、栃木県個人情報保護条例に基づき、公文書及び個人情報を適切に管理し、職員に対し情報管理について注意喚起を図るなど、概ね計画どおり実施することができたため、「A」評価とした。	→	・ 当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施していることが認められたため、「A」評価とした。
法人の自己評価	A	評価理由			
知事の評価	A	評価理由			

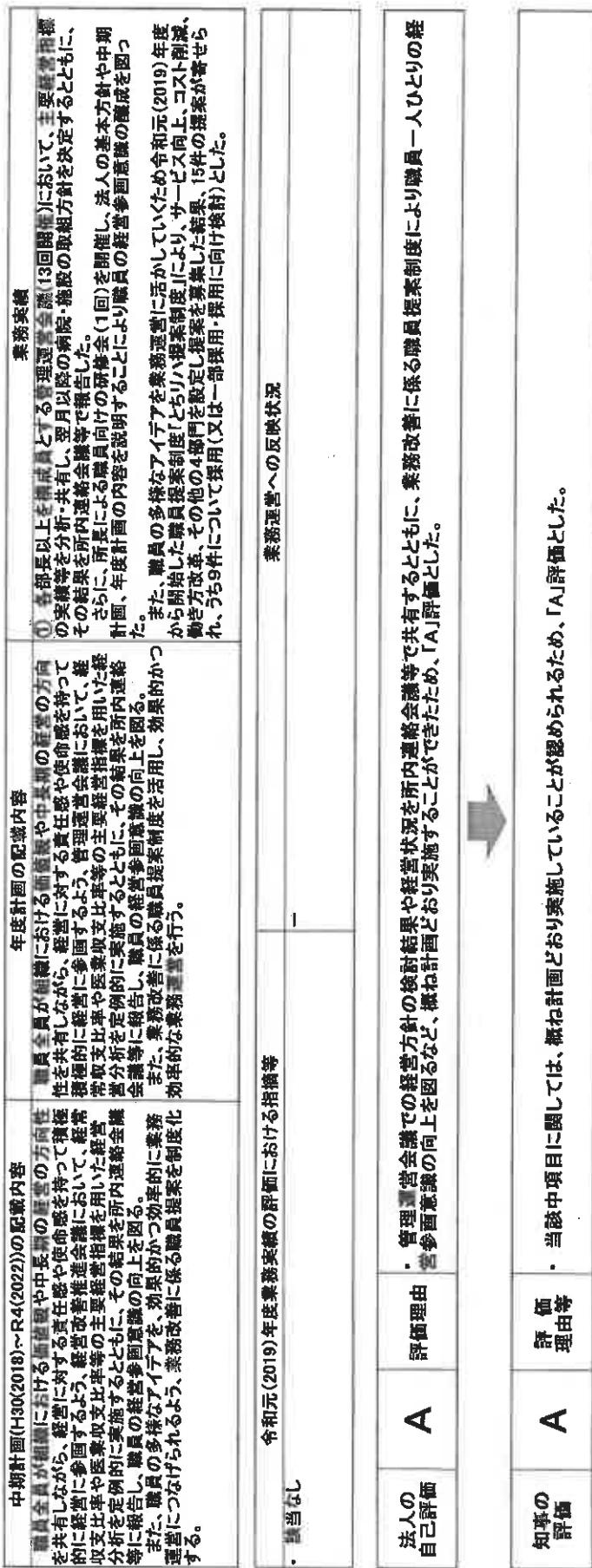
9 災害等への対応(中項目)

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容			年度計画の記載内容		
県立病院・施設として、下記のとおり、災害等への対応を行う。			県立病院・施設として、下記のとおり、災害等への対応を行う。		
ア 災後、地域の災害拠点病院との連携も視野に入れて、業務継続計画(BCP)を整備し、被災した状況を想定した訓練及び研修を実施する。			ア 業務継続計画(BCP)の策定に向けた検討体制を整備し、具体的な検討に着手する。		
イ 大規模災害が発生した場合に、被災者の日常生活活動を低下させないためのハビリテーション専門職による支援や心理的なサポート等を行うJRAT(大規模災害リハビリテーション支援団体協議会)による支援活動等に職員を積極的に派遣する。			イ JRAT(大規模災害リハビリテーション支援団体協議会)の運営を支援するため、平常時から必要に応じて同協議会の広報委員会に職員が6回参加した。		
ウ ハビリテーション関係団体と協働して研修会等を開催するとともに、県医師会等の関係機関や関係団体が開催する災害医療を想定した医療教諭活動訓練に参加するなど、関係機関等との連携体制を強化し、大規模災害発生時の的確な対応に努める。			ウ 埼玉県災害リハビリテーション連絡会の定例会に参加し、研修会の開催に向けて協議する。また、県医師会等の関係機関や関係団体が開催する災害医療を想定した医療教諭活動訓練に参加するなど、関係機関等との連携体制を強化し、大規模災害発生時の的確な対応に努める。		
・			・		
令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等			業務運営への反映状況		
・			・		
法人の自己評価		A 評価理由	BCP策定検討委員会を設置し、具体的な検討に着手した。また、JRATや埼玉県災害リハビリテーション連絡会の定例会に職員が参加したほか、地域の人工呼吸器利用者への充電支援等の体制を整備した。		・
知事の評価		A 評価理由	・ 当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施していることが認められるため、「A」評価とした。		・

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項(大項目)
1 業務運営体制の確立(中項目)

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容			年度計画の記載内容		
令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等			業務運営への反映状況		
堅定的な経営基盤を確立するため、ガバナンスを強化する とともに、経営戦略の立案等を担う経営企画室を中心とした 経営環境の変化に応じた組織的かつ迅速な業務運営を 行う。また、各部署の権限や責任を明確化した実効性のある 組織を整備するとともに、複合施設としてのリハセンターの機能を 最大限に発揮するため、病院・施設部門にまたがる組織構造的 な委員会活動を充実させ、効果的かつ効率的な業務運営を 図る。	当該中項目に關しては、概ね計画どおり実施していることが認められるため、「A」評価とした。	A	評価理由 ナウイルス感染症による収支への影響を最小限に止めるなど、概ね計画どおり実施することができたため、「A」評価とした。	A	評価理由 当該中項目に關しては、概ね計画どおり実施していることが認められるため、「A」評価とした。
-	-				

2 経営参画意識の向上(中項目)



3 収入の確保及び費用の削減への取組(中項目)

◆年度計画指標

No	指標名	R2(2020)年 目標値	R2(2020)年 実績値	R2(2020)年 達成率	R4(2022)年 目標値	R4(2022)年 達成率	指標の達成 状況
1 リハビリテーション実施単位数(単位) 〔再掲〕	301,000	268,466	89%	303,000	ii	210,482	268,102 268,466
2 医師数(人)〔再掲〕	11	11	100%		iv	11	11 11
3 療法士数(人)〔再掲〕	81	83	115%		v	71	89 93
4 病床利用率(%)	90.3	77.6	86%	91.4	ii	80.5	87.1 77.6
5 入院患者数(人)	475	543	114%		v	615	620 543
6 ジェネリック医薬品使用割合(%)	73.0	88.0	121%	75.0	v	70.6	82.1 88.0
7 材料費対医業収益比率(%)	10.7	7.7	128%		v	10.4	8.1 7.7

※ 中期計画指標のみ記載

中期計画(H30/2018)～R4(2022)の記載内容

(1) 収入の確保方策(小項目)
① 収入の確保を図るために、以下の取組を実施する。

アリハセンターの規模に見合った医師、療法士等を適正に配置し、リハビリテーション実施単位数の着実な増加を図る。
アリハセンターの規模に見合った医師、療法士等を適正に配置し、リハビリテーション実施単位数の着実な増加を図る。

年度計画の記載内容

① 収入の確保を図るために、以下の取組を実施する。

アリハセンターの規模に見合った医師、療法士等を適正に配置し、リハビリテーション実施単位数の着実な増加を図る。

イ リハセンターのリハビリテーション医療の現況等について定期的に情報提供するなど、急性期病院や整形外科病院との連携を強化し、患者の安定的な確保を図る。
ウ 地域医療連携室において、各病棟における退院予定者の的確な管理と入院予定者のスムーズな受入れ等、効果的な病床管理を行い、病床利用率の向上に努める。

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績

年度	R3(2019) 実績値	R4(2020) 実績値	R2(2020) 実績値	R3(2021) 実績値	R4(2022) 実績値
H30(2018)					
医師数					
療法士数					
病床利用率(%)					
入院患者数(人)					
ジェネリック医薬品使用割合(%)					
材料費対医業収益比率(%)					

② 勝者紹介につながるよう、急性期病院へ待機状況にて情報提供を行ったほか、会議・研修会等で急性期病院MSWと情報交換に努め、68件の新規入院相談があつた。

③ 地域医療連携室において、各病棟との連携を密に図り病床管理を行つたほか、会議・研修会等で急性期病院と緊密な連絡を行つた。病床利用率については、県立病院と協力して、県の新型コロナウイルス感染症による病床利用率の低下や、ソーシャンクによるリハビリテーション実施率の低下等により、目標の301,000単位には届かなかつた。

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容		業務実績	
年次計画の記載内容	年次計画の実績	年次計画の実績	年次計画の実績
工 ①診療報酬改定委員会において、レセプトの減額(医療機器事務委員会)について、各部署からそれぞれに關する新たな原因や背景について説明し、診療報酬の適正な算定基準を共有した結果、令和2(2020)年度の算定率は1%未満となりました。また、診療報酬の改定内容等を早期かつ正確に把握して、令和2(2020)年4月から「入退院支援加算1」を算定開始しました。	工 ④診療報酬改定委員会において、各部署からそれぞれに關する新たな原因や背景について、非構造的に意見を挙げてもらい、計算得可能な診療報酬項目について施設報酬項目を算定体制を維持する。	工 ④診療報酬改定委員会を隔月で開催し、査定・選民の事情とその理由、今後の対応等について情報共有した結果、令和2(2020)年度の算定率は1%未満となりました。また、新たな加算として、令和2(2020)年4月から「入退院支援加算1」を算定開始しました。	工 ④診療報酬改定委員会を隔月で開催し、査定・選民の事情とその理由、今後の対応等について情報共有した結果、令和2(2020)年度の算定率は1%未満となりました。また、新たな加算として、令和2(2020)年4月から「入退院支援加算1」を算定開始しました。
オ 回復期リハビリテーション病棟入院料1やリハビリテーション病棟入院料1につき、入退院支援加算や体制強化加算を算定できる体制を整備する。	工 ⑤令和2年(2020)4月の診療報酬改定後も、回復期リハビリテーション病棟入院料1の算定体制を維持しているほか、令和2年(2020)4月から「入退院支援加算1」の算定開始により、患者支権体制の強化を図った。	工 ⑤令和2年(2020)4月の診療報酬改定後も、回復期リハビリテーション病棟入院料1の算定体制を維持しているほか、令和2年(2020)4月から「入退院支援加算1」の算定開始により、患者支権体制の強化を図った。	工 ⑤令和2年(2020)4月の診療報酬改定後も、回復期リハビリテーション病棟入院料1の算定体制を維持しているほか、令和2年(2020)4月から「入退院支援加算1」の算定開始により、患者支権体制の強化を図った。
カ 入院等に際して、患者や家族に診療費の核算額を提示する旨に係る原因や背景について丁寧に説明し、未収金の発生防止を図る。	工 ⑥入院時の説明及び誓約書の提出の徹底を図るとともに、支払の困難な患者から相談対応を強化し分納の送來等、未収金回収施策に努めた(令和2(2020)年度 分納申請 6件)(参考:令和元(2019)年度 未取金発生額 576千円)。また、未収金回収審査査査を通じ、過年度未収金を回収した(2件)。	工 ⑥入院時の説明及び誓約書の提出の徹底を図るとともに、支払の困難な患者から相談対応を強化し分納の送來等、未収金回収施策に努めた(令和2(2020)年度 分納申請 6件)(参考:令和元(2019)年度 未取金発生額 576千円)。また、未収金回収審査査査を通じ、過年度未収金を回収した(2件)。	工 ⑥入院時の説明及び誓約書の提出の徹底を図るとともに、支払の困難な患者から相談対応を強化し分納の送來等、未収金回収施策に努めた(令和2(2020)年度 分納申請 6件)(参考:令和元(2019)年度 未取金発生額 576千円)。また、未収金回収審査査査を通じ、過年度未収金を回収した(2件)。
メドカル等に際して、患者や家族に診療費の核算額を提示する旨に係る原因や背景について丁寧に説明し、未収金の発生防止を図る。	キ 医薬品の採用に当たつては、業績差益の観点も含めた検討を行い、収益の増加を図る。	キ ⑦後発医薬品の競争的な採用や切替を行い、医薬品購入費を約180万円削減し、業績差益による収益が45万円に寄与した。	キ ⑦後発医薬品の競争的な採用や切替を行い、医薬品購入費を約180万円削減し、業績差益による収益が45万円に寄与した。
(2)費用の削減対策(小項目)	費用の削減を図るために、以下の取組を実施する。	ア リハセンターで保有しているMRI、半導体測定装置等の高精度医療機器について、地域の医療機関との連携強化及び医療機器の効果的活用の観点から、共同利用について検討する。	ア ①近隣の医療機関からのMRI等高度医療機器の受託検査の検査的効率化に努めることとともに、令和2(2020)年10月から新たに契約医療機器との間で共同利用を開始(86件実施)し、地域の医療機関との連携強化及び医療機器の効果的活用の充実を図った。
費用の削減を図るために、以下の取組を実施する。	イ 医薬品や医療機器の購入に当たつては、事務担当者に加え、医師、薬剤師、臨床検査技師、影像放射線技術者も交添の場合に同席して専門的見地から価格交渉を行う。	イ ②医薬品や医療機器の購入の交渉に際しては多段階で価格交渉を行った。	イ ④医薬品の定期的な使用率及び適正化を図ることにより医薬品管理の効率化及び適正化を図った。
ア リハセンターで保有しているMRI、半導体測定装置等の高精度医療機器について、地域の医療機関との連携強化及び医療機器の効果的活用の観点から、共同利用について検討する。	オ また、医薬品の有効性・安全性・供給の安定性等に留意しつつ、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の開拓割合の向上に努め、医薬品費及び患者の経済的負担の軽減を図る。	③先発医薬品と同等以上の品質である後発医薬品を評価的に採用し、後発医薬品の使用割合を 88.0%まで引き上げ、医療費及び患者の経済的負担の軽減を図った。	⑤経営分析システムに当センターのデータを蓄積するとともに、施設部門の人事費等の配賦基準について検討を行った。
イ 医薬品や診療材料の購入に当たつては、事務担当者に加え、医師、薬剤師、臨床検査技師、影像放射線技術者も交添するよう、患者ごとの処方及び必要方量等を斟酌するなど適正な管理の徹底を図る。	ウ 医薬品や診療材料について、在庫量を適正に管理する。医薬品の処方量については、使用見込みの把握に努めるなど適正な管理を行う。	ウ 医薬品の処方量の把握に努め、在庫量を適正に管理する。医薬品や診療材料については、使用見込みの把握に努めるなど適正な管理を行う。	ウ 医薬品の処方量の把握に努め、在庫量を適正に管理する。医薬品や診療材料については、使用見込みの把握に努めるなど適正な管理を行う。
エ 健康児・障害者に係る政策的な医療や福祉等に対する適切なコントロール等を行うため、診療科目別、部門別原単計算を実施する。	エ 経営分析システムの機能を活用し、引き続き複数の部門に勤務する職員の人事費等の配賦基準の検討を行う。	エ 職員のコスト意識を高めるため、コピー単価の表示や、裏面利用の啓発・掲示等を行い、節約及び職員のコスト意識の高揚に努めた。	エ 職員のコスト意識を高めるため、コピー単価の表示や、裏面利用の啓発・掲示等を行い、節約及び職員のコスト意識の高揚に努めた。

令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等		
法人の自己評価	A	評価理由
<p>リハビリテーション施設収量の増加や病床利用率の向上に努められた。 病床を回るとともに、病床利用率の安定期的な確保により更なる収入の確保を図ることで、医師の使命として、県の新型コロナウイルス感染症防止対策への支援を積極的に行つた結果、宿泊療養施設等への看護師派遣に伴う、6箇病棟の病床利用率により、目標80.3%のところ77.6%となった。</p>	<p>医師数については11名となり、目標を達成した。【再掲、(1)-ア】</p> <ul style="list-style-type: none"> 病床利用率については、県立病院の使命として、県の新型コロナウイルス感染症防止対策への支援を積極的に行つた結果、宿泊療養施設等への看護師派遣により、目標80.3%のところ77.6%となった。 【再掲、(1)-ウ】 乗法士について、目標を上回る93名を配置した。また、リハビリテーション実施単位数については、休日リハの導入による入院患者一人当たり実施単位数の増により、昨年度比10,364単位増の268,468単位実施したが、新型コロナウイルス感染症による病床利用率の低下や、ソーシャンによるリハビリテーション実施効率の低下等により、目標の301,000単位には届かなかつた。【再掲、(1)-ア】 ・回復期リハビリテーション病棟入院料1の算定体制維持のほか、令和2年(2020)4月からの「入退院支掛加算1」の算定開始により、更なる収入の確保を図った。【再掲、(1)-エ、オ】 	<p>指導の達成状況については、「医師数」、「療法士数」、「新入院患者数」、「新病床利用率」、「ジェネリック医薬品使用割合」及び「材料費対医業収益比率」は目標値を達成又は上回った一方、「リハビリテーション実施単位数」、「新病床利用率」については目標値を下回った。</p> <p>年度計画の業務実績については、「取入の確保対策」では、5階及び6階病棟において回復期リハビリテーション病棟入院料1の算定を維持したほか、新たに入退院支掛加算1を開始した。費用の削減対策1では、医薬品の定期的な使用量を把握し、医薬品管理の効率化及び適正化を図るなど、いずれの小項目においても概ね計画どおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上を総合的に勘案した結果、当該中項目に関することができたため、「A」評価とした。
知事の評価	A	評価理由
		<p>当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施していることが認められため、「A」評価とした。</p>

第3 予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善に関する事項)(大項目)

◆年度計画指標

No	指標名	R2(2020) 年度 目標値	R2(2020) 年度 実績値	R4(2022) 年度 目標値	R4(2022) 年度 実績値	相違の達成 状況
1 経常収支比率(%)		100以上	104.9	105%	100以上	IV
2 医業収支比率(%)		75以上	67.9	91%	75以上	III

* 中期計画指標のみ記載

中期計画(H30(2018)～R4(2022))の記載内容

・民が求める事務的なリハビリテーション医療等を安定的に提供していくため、中期目標期間を累計した経常収支比率を100%以上とする。
また、各年度において経常収支の黒字化を目指す。

(参考)中期目標期間における各事業年度の実績					
年度	H30(2018) R元(2019) 年度	R2(2020) 年度	R3(2021) 年度	R4(2022) 年度	年度
実績値					実績値
	101.4		104.1	104.9	実績値

年度計画の記載内容

・月次で収支差移状況を管理し、経常収支の黒字化を目指す。
科別の前月までの診療料額を周知し、経営情報の共有を行うとともに収益の維持・増加や支出の取り組みの強化を行った。
② 令和2(2020)年度の経常収支比率は104.9%となり、目標を達成した。

令和元(2019)年度業務実績の評価における指摘等

・医業収支比率の改善に向けて、より一層の経営改善に努められたい。

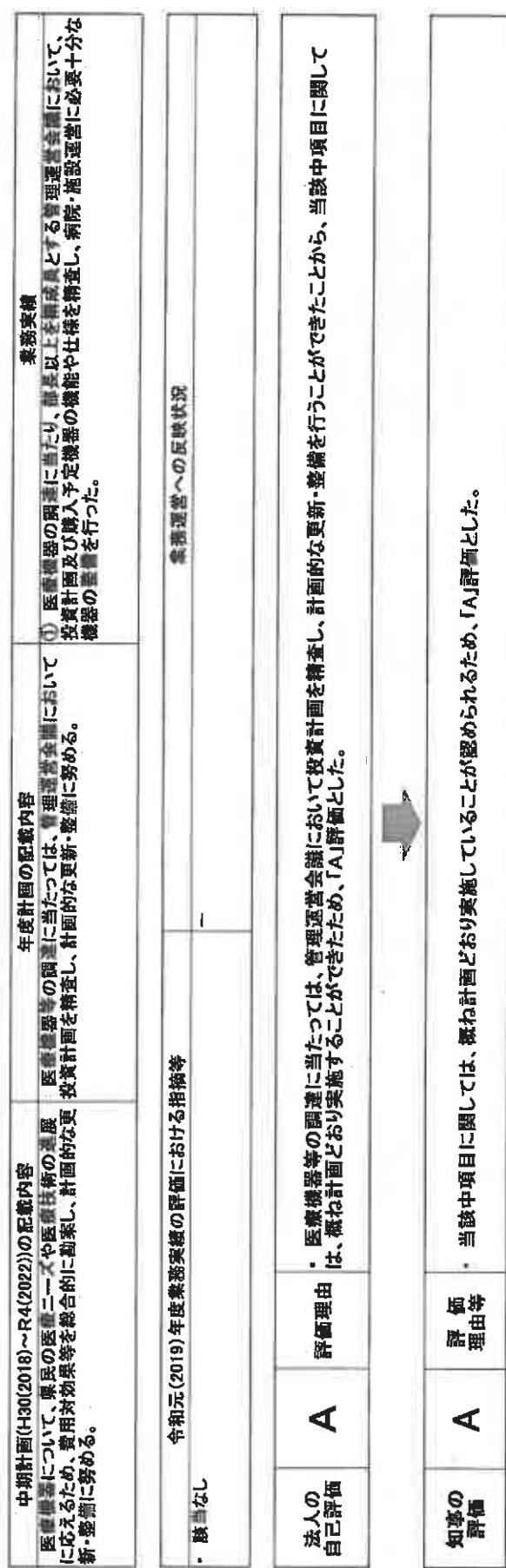
・毎月、中堅幹部職員以上が出席する所内連絡会議において、入退院別・診療科別の前月までの診療額を周知し、経営情報の共有を行うとともに収益の維持・増加や支出の削減に向けた取り組みの強化を働きかけた。【再掲】

法人の 自己評価	A	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・指標の達成状況については、「経常収支比率」は目標値を上回った一方、「医業収支比率」については目標値を下回った。 ・年度計画の業務実績に関しては、毎月、中堅幹部職員以上が出席する所内連絡会議において、入退院別・診療科別の前月までの診療額を周知し、経営情報の共有を行うとともに収益の維持・増加や支出の削減に向けた取り組みの強化を働きかけた。令和2(2020)年度の経常収支比率は104.9%となり、目標を達成した。 ・以上を総合的に勘案した結果、当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施することができたため、「A」評価とした。
-------------	---	------	--

→ 知事の
評価 A 評価
理由等

・当該中項目に関しては、概ね計画どおり実施していることが認められたため、「A」評価とした。

第8 その他業務運営に関する重要な事項(大項目)



令和2（2020）年度業務実績に関する全体評価書（リハビリテーションセンター）

栃木県知事は、地方独立行政法人法第28条第1項の規定により、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの令和2（2020）年度の業務実績について、以下のとおり評価を行った。

1 全体評価（案）

（1）評価結果

令和2（2020）年度の業務実績については、中期計画の達成に向けた進捗にやや遅れが見られる。

（2）判断理由等

- 14の中項目のうち、計画を上回って実施している項目は、「安全で安心な医療の提供」の1項目、概ね計画どおり実施している項目は、「患者・県民等の視点に立った医療の提供」等9項目であったほか、延べ患者数が、入院・外来ともに前年度を下回ったが、経常収支は黒字を維持した。
- 一方で、「質の高い医療の提供」、「障害児・障害者の福祉の充実」、「地域連携の推進」、「地域医療・福祉への貢献」が、計画をやや下回った。
- 引き続き、医療と福祉の複合施設として、その機能を十分発揮しながら、サービスや業務の質の向上に取り組む必要がある。

2 栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会の意見・指摘等

栃木県立岡本台病院

経営改革プラン〔第3次〕

【平成29（2017）年度～令和3（2021）年度】

平成29（2017）年3月

〔令和3（2021）年3月一部改定〕

栃木県立岡本台病院

目 次

前文	• • • • 1
1 3次プラン策定の趣旨	
2 3次プラン策定に係る基本方針	
3 3次プランの位置付け	
第1 3次プランの計画期間	• • • • 3
第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	• • • • 3
1 質の高い医療の提供	
2 安全で安心な医療の提供	
3 患者・県民等の視点に立った医療の提供	
4 人材の確保と育成	
5 地域連携の推進	
6 地域医療・福祉への貢献・協働	
7 災害等への対応	
◆ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に係る数値目標	• • • • 14
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	• • • • 15
1 業務運営体制の確立	
2 経営参画意識の向上	
3 収入の確保及び費用の削減への取組	
◆ 業務運営の改善及び効率化に係る数値目標	• • • • 18
第4 財務内容の改善に関する事項	• • • • 19
◆ 財務内容の改善に係る数値目標	• • • • 19
1 収支計画（収益的収支）	
2 収支計画（資本的収支）	
3 一般会計等からの繰入金の見通し	
第5 その他業務運営に関する重要事項	• • • • 22
1 将来の診療機能整備の検討	
2 法制度の改正への対応	
● 卷末資料	• • • • 23
1 前プラン（平成26（2014）年度から平成28（2016）年度）の主な取組内容等	
2 一般会計負担金の算定基準	
3 3次プランの進行管理手法	

前文

1 3次プラン策定の趣旨

岡本台病院は、精神科緊急及び救急医療、アルコール・薬物依存症医療、医療観察法医療など、精神疾患に係る高度・専門の医療を担う県の基幹病院として、県民の精神医療・福祉の向上に寄与している。「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健福祉施策の流れを受け、社会復帰に向けたデイケア診療の充実、退院後の患者の治療の継続や再発防止、さらには、生活の質の向上などを目的とする訪問看護の機能強化など、社会復帰部門の充実を図っている。

一方、わが国の医療を取り巻く環境は、急速に進む少子高齢化、医療技術の進歩、医療人材の不足など大きく変化している。こうした状況の中で、県立病院は、将来にわたり、政策医療や高度・専門医療を安定的かつ継続的に県民に提供していくことが求められている。

これまで、岡本台病院では、総務省の「公立病院改革ガイドライン」に基づき、平成21（2009）年3月に「栃木県立岡本台病院経営改革プラン」を策定し、以来、プランの改定を行いながら、医療機能の向上（医療観察法に基づく指定通院医療機関及び鑑定入院医療機関の指定・登録、指定入院医療機関としての新病棟の整備等）及び経営改善の取組（電子カルテシステムの導入、病棟個室化の推進による効率的な病床管理等）を進めてきたところである。

こうした経営全般にわたる改革の更なる推進を図るとともに、今後とも県民が求める高度・専門的な医療を担う県立病院としての使命を果たしていくため、総務省から新たに示された「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、次の4点を基本方針として栃木県立岡本台病院経営改革プラン〔第3次〕（以下、「3次プラン」という。）を策定する。

2 3次プラン策定に係る基本方針

(1) 県民サービスの充実

県民が必要とする精神医療のニーズに適切に対応できる医療機能の充実及び医療の質の向上を目指すとともに、精神障害者が安心して地域で生活できるよう、地域での医療・福祉活動及び社会資源との連携を強化する。

(2) 資源の有効活用

岡本台病院が有する医療資源等を最大限有効活用できるよう、機能分化を含めた業務全般にわたる改善及び効率化を進める。

(3) 職員のモチベーションの向上

職員一人ひとりの経営参画意識を高めるとともに、人材育成とモチベーション向上に資する仕組みを構築するなど、働きがいのある職場環境を整備する。

(4) 経営形態の見直し

将来にわたり質の高い精神医療を効果的・安定的に提供していくための経営形態見直しの方向としては一般地方独立行政法人化が最も適当との判断のもと、引き続き、課題等を整理しながら独法化に向けた検討を進めること。

3 3次プランの位置付け

このプランは、次の性格を有する。

- (1) 栃木県保健医療計画、栃木県地域医療構想、栃木県障害者計画（新ところぎ障害者プラン21）、その他保健、医療、福祉に関する諸計画と調和が保たれたプラン
- (2) 精神医療の提供に係る県立病院としての役割を示すプラン

第1 3次プランの計画期間

平成29（2017）年4月1日から令和4（2022）年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

岡本台病院の基本理念である「地域精神医療の基幹病院として役割を果たすとともに、患者さん一人ひとりの人権を尊重し、より良質な医療の提供により、県民の精神医療と福祉の向上に寄与します。」を踏まえ、地域の医療機関との適切な連携と役割分担のもと、県民が必要とする高度・専門的な精神医療を提供する。

1 質の高い医療の提供

本県の精神医療における基幹病院として、診療体制の一層の充実強化を図りながら、県民に対し、質の高い精神医療を提供する。

(1) 高度・専門医療の提供

ア 精神科緊急及び救急医療の提供

- ・ 精神科救急医療における三次救急（緊急措置入院、措置入院及び応急入院）患者の受入れとともに、二次救急（医療保護入院）患者についても積極的な受入れを行い、地域の精神科医療機関や一般救急医療機関との連携のもと、県の精神科救急医療の充実に貢献する。

イ 司法精神医療の提供

- ・ 医療觀察法病棟について、引き続き安定的運営を図る。
- ・ 医療觀察法に基づく指定入院医療機関として、国からの対象者の受入要請については、原則としてすべて対応する。
- ・ 複雑な背景を持った対象者に対し、多職種チーム（医師・看護師・心理士・作業療法士・精神保健福祉士・薬剤師・栄養士等）による専門治療プログラムに沿った質の高い医療を提供するとともに、保護觀察所や指定通院医療機関等の地域の関係機関との連携を図りながら、

対象者の円滑な社会復帰を推進する。

ウ 県民ニーズに対応する専門医療の提供

- ・ アルコール・薬物依存症については、「アルコール・薬物専門外来」を中心に、入院医療も含めた依存症医療を継続して行う。特にアルコールについては、依存症専門医療機関として外来アルコールプログラムを実施するなど、アルコール依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようとするための取組を実施する。
- ・ アルコールや薬物による依存症は「家族を巻き込む病い」であることから、家族に対する援助や教育を充実するとともに、治療効果の向上を図るため、断酒会やAA（アルコホーリクス・アノニマス）等の自助グループやダルク等の専門機関との連携強化を図る。
- ・ 閉鎖処遇が必要な児童思春期の患者や大人の発達障害、高次脳機能障害の患者に対応できる体制について検討する。
- ・ 認知症については、今後とも周辺症状への対応を必要とする患者を受け入れる。

エ 薬物療法の充実

- ・ 薬物療法は、副作用のリスクを十分考慮し、安全面に配慮しつつ治療効果を最大限に高められる薬物療法を採用する。
- ・ 多剤併用療法の改善や難治性の統合失調症に対して効果のあるクロザピンの積極的な導入など、薬物療法の充実を図る。

オ チーム医療の推進

- ・ 多職種協働によるチーム医療を展開することで、より複雑で困難な問題を適切に解決する。

カ 治療の標準化

- ・ クリティカルパス（良質な医療を効率的かつ安全、適正に提供するための手段としての診療計画表）の導入拡大や治療プログラムの充実等を図る。

(2) 臨床研究の推進

- ・ 医師や看護師、コメディカルが、様々な分野の臨床研究に積極的に取り組み、臨床現場からの知見を広く発信し、精神医療全体の質の向上に寄与する。
- ・ 院内に設置した倫理委員会において、臨床研究等の倫理的妥当性について検討し、委員会としての提言や諮問事項に対する答申を行う。

(3) 病院機能評価の受審等の検討

- ・ 病院機能評価については、病院の現状を客観的に把握し、また、職員の自覚の醸成と意欲改善など、本評価を受審することにより相当程度の効果が期待されることから、受審に向けた課題等を整理していく。
また、病院の機能を電子カルテを用いて客観的に評価するため、P E C Oシステム*への参加を検討する。

※精神科入院医療の中身について、客観的なデータに基づき、国際的な比較も視野に置いたベンチマー킹を提供するための研究事業

2 安全で安心な医療の提供

医療事故防止対策、院内感染防止対策及び医薬品、医療機器等の安全管理に係る取組を推進し、安全で安心な医療の提供に努める。

(1) 医療安全対策の推進

- ・ 医療安全管理者を中心にヒヤリ・ハットも含めた医療事故の発生原因の分析等を行うとともに、安全管理に関する研修等により、職員間で再発防止策や医療安全に関する情報を収集・共有化し、事故防止の徹底を図る。
- ・ 自殺事故防止研修の充実や自殺事故防止マニュアルの整備等を行い、自殺の未然防止に努める。
- ・ 患者の暴力行為に適切に対処するため、C V P P P (包括的暴力防止プログラム) を習得し、実践する。

(2) 院内感染防止対策の強化

- ・ 院内感染防止活動の実施により、院内感染の予防、監視、指導、教育

等を強化する。特に、感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に対する取組を重点的に実施する。

(3) 医薬品及び医療機器等の安全管理の徹底

- ・ 医療安全に関する情報の収集及び共有、医薬品及び医療機器並びに施設内の安全管理等の徹底に取り組む。

3 患者・県民等の視点に立った医療の提供

患者及び家族や県民に対して分かりやすい精神医療情報の提供等を行い、精神疾患に関する理解促進を図るほか、外部の意見等を病院運営に取り入れ、より効果的な治療が行える環境の整備を図る。

(1) 患者及びその家族等への医療サービスの向上

- ・ 患者及びその家族に必要な情報を平易な言葉で提供、説明し、患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、インフォームド・コンセントを徹底する。
- ・ 入院から退院、地域生活まで、それぞれの段階に応じ、患者及び家族の病気や生活に対する不安の軽減、入院患者の退院促進、地域での安定した生活の維持等に資するため、ソーシャルワークの充実を図る。
- ・ 精神障害者を抱える家族間の交流や、家族の精神疾患に関する理解の促進を図るため、家族教室の機能の充実など、患者の家族に対する支援を強化する。
- ・ 看護師や精神保健福祉士等による初診患者・家族等への丁寧なオリエンテーションを行うとともに、退院直後の来院患者・家族等に対して生活状況等を確認する面接を行うなど、外来機能の充実に努める。
- ・ 未受診の精神障害者や地域で生活する重症の精神障害者の生活を支援し、医療につなげ、治療を継続することができるよう、保健所等と連携して多職種アットリーチチームが訪問する等の体制について検討する。
- ・ 患者のニーズを把握しながら、外来待合室の環境改善や入院患者の

療養環境の改善を推進する。

- ・ 栄養食事指導の充実による患者の生活習慣病の予防、規則正しい食生活習慣の定着、健康に関わる自己効力感（自己に対する信頼感や有能感）の向上など、患者の自立した生活基盤の確保に向けた支援を行う。また、安全で美味しく、より家庭に近い食事を提供することで、患者の栄養状態の改善を図る。
- ・ 診察時に検査結果が分かり、早期治療につながる診療前検査の実施を推進する。
- ・ 患者の利便性向上のため、患者の希望に添った院外処方の推進を図る。また、患者の服薬アドヒアラנסの向上を図り、服薬指導を充実する。
- ・ 外来患者の診療や会計時の待ち時間の短縮のため、総合受付機や自動精算機の導入について検討する。

(2) 県民等への精神医療情報の提供

- ・ 精神医療情報の提供を通じ、精神疾患や精神障害者に対する県民の理解促進や精神的健康の増進のための普及啓発を図るなど、一次予防に努める。
- ・ ホームページの内容充実、広報誌「岡本台病院だより」の定期的な発行など、病院運営に関する積極的な情報発信を行い、県民に信頼される病院づくりを推進する。
- ・ 広報業務全体をマネジメントする広聴広報委員会を定期的に開催し、効果的な広報のあり方について検討する。
- ・ 医療観察法病棟の運営状況等について、地元住民や関係機関で構成される「地域連絡会議」を通じた情報提供や意見交換等を行い、司法精神医療に関する理解促進を図る。

(3) 民間団体等の外部機関との協働

- ・ 「岡本台病院運営協議会」等の開催を通して、外部の委員から幅広く意見等を聴取し、病院運営等に反映することで、患者サービスの向上を

図る。

- ・ 患者の治療効果の向上とともに、精神障害への県民等の理解の促進を図るため、様々な医療活動の場面において、ボランティア等の民間団体と協働する。
- ・ ピアソポーター（患者と同じ体験を持つ相談員）の活用や、関係団体が参加する形での、アルコール・薬物依存者に対する技術支援のための研修会の開催等を検討する。
- ・ 「岡本台病院ふれあいまつり」の開催等を通じ、地域住民等から信頼される開かれた病院づくりを推進する。

4 人材の確保と育成

岡本台病院に求められる質の高い精神医療を継続的に提供するため、医療従事者の確保と育成に努めるとともに、勤務環境の整備など、職員を支援するための取組を推進する。特に地域移行支援体制を強化するため精神保健福祉士などのコメディカル等の医療従事者の確保に努める。

(1) 医療従事者の確保

- ・ 精神科救急医療・緊急医療やアルコール・薬物依存症、医療観察法医療等様々な事例を経験できるという当院の強みを活かし、大学病院との連携協力、ホームページ等による公募、医学生・臨床研修医と病院とのマッチングのための合同説明会への参加等により、医師の確保に努める。
- ・ 精神科専門研修基幹施設として専攻医の受け入れを開始し、連携施設と更なる連携強化を図ることにより、安定した医師確保を推進する。
- ・ 看護師養成機関との連携強化や就職ガイダンスへの参加等により、看護師の確保に努める。
- ・ 広報活動の充実を通して、岡本台病院の役割、業務内容等多くの医療従事者に周知し、人材確保に努める。

(2) 研修体制の強化

- ・ 医師の臨床研修体制の強化、精神保健指定医の資格取得の支援など、

若手医師にとっての魅力的な環境整備を図る。

- ・ 新たな専門医制度の精神科領域に対応する研修連携施設に加え、基幹施設として更なる専攻医の研修体制の充実に努める。
- ・ クリニカルラダー（臨床看護実践能力習熟度段階研修）を活用した基礎的な研修内容の充実のほか、専門研修への参加促進、専門資格の取得に向けた支援を強化し、専門領域の有資格者の育成を図るなど、看護師のスキルアップを進める。
- ・ 各職種の専門技術の向上、精神保健福祉に関連する法令等の理解及び時代の流れに応じた個別支援技術獲得のため、計画的な研修受講を推進する。また、院内における伝達研修（外部機関等が行う研修会に参加した職員が、学んだ知識や技術を他の職員に発表・伝達する研修）の取組を推進する。

(3) ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の整備

- ・ ワーク・ライフ・バランスの取組推進等を通じ、職員が安心し、意欲をもって心身ともに健康で働くことができる職場環境の確保に努める。
- ・ 医療現場の負担軽減を図るため、業務の委託による対応、嘱託・パート等の非常勤職員の採用を検討する。

(4) 医療従事者の臨床倫理観の向上

- ・ 患者の尊厳等を守るため、医療倫理の研修を定期的に実施し、取組状況を検証するなど、医療従事者の臨床倫理観の向上を図る。

5 地域連携の推進

地域の医療機関との病病・病診連携や福祉サービス等提供事業者等との連携を推進することにより、精神科救急医療システム及び司法精神医療福祉ネットワークの強化を図るほか、入院患者の地域移行に取り組む。

(1) 精神保健医療に係る関係機関等とのネットワークの強化

患者がどこに住んでいても質の高い医療を受けることができるよう、病病・病診連携を強化する。

ア 精神科救急医療システムの強化

- ・ 精神科救急医療システムの円滑な運用のため、精神科救急医療の基幹病院として、精神科救急情報センター及び輪番病院等との連携強化や措置入院患者の後方病院へ移院促進を図る。
- ・ (一財)栃木県精神衛生協会等の関係機関との緊密な連携体制のもと、救急患者への医療サービスを効果的、効率的に提供できる精神科救急医療システムの充実を図る。
- ・ 精神科救急医療においては身体合併症患者への対応が課題となっており、今後、高齢化の進行等に伴い、身体合併症患者の一層の増加が見込まれることから、地域の一般医療機関及び精神科病床を有する総合病院との連携を強化し、緊急時の受診、入院先の確保を図るほか、栃木県精神科救急医療システム連絡調整委員会の検討状況を見据えながら、県全体の身体合併症患者に対する救急医療の早期の体制整備に協力する。

イ 司法精神医療福祉ネットワークの強化

- ・ 医療観察法の対象者の社会復帰に向けた支援の質を高めるために、保護観察所と協働しながら、県内における指定通院医療機関等との連絡協議会や、関係機関を対象としたセミナーを開催するなど、ネットワークの強化に努める。

(2) 医療連携等の推進

- ・ 精神障害や生活障害の程度に応じて、民間の精神科病院・診療所や相談、福祉、介護、生活支援、就労サービスを提供する事業者との連携を推進する。

(3) 入院患者の地域移行・定着の推進

精神保健福祉施策の基本的な方向は「入院医療中心から地域生活中心へ」であり、精神障害者が住み慣れた地域で本人の意向に即し充実した生活を送ることができるよう、地域医療機関等との連携を図りながら入院患者の地域移行を推進する。

- ・ 入院後の各治療ステージに応じ、社会参加のための機能回復に向けたリハビリテーションを多職種チームにより積極的に展開し、早期の退院につなげるための取組を強化する。
- ・ 社会復帰に向けた相談・援助業務を積極的に行うとともに、地域の社会資源と連携し、生活支援体制づくりに協力して地域移行・定着を推進する。
- ・ 特に入所施設や生活訓練施設等の地域の社会資源と連携し、患者の退院後の生活の場を確保、開拓し、患者の地域移行・定着を促進する。
- ・ 長期入院患者の実態調査を毎年行い、退院支援の体制を組織的に強化して、地域の関係機関と連携しながら退院に向けた取組を推進する。
- ・ 患者の地域での生活を強力にサポートするため、訪問看護やデイ・ケアを充実するほか、ナイト・ケアやA C T（多職種チームで時間外の訪問も行える訪問診療）の実施を検討するなど、退院後の支援を強化する。
- ・ 入院患者の地域移行、地域生活の安定等の社会復帰に向けた組織体制の強化を図る。

6 地域医療・福祉への貢献・協働

地域精神医療を支える関係機関との協働や精神医療を支える人材育成等を通して、県内の精神医療全体の水準向上に貢献する。

(1) 地域精神保健福祉活動への協力

- ・ 県の健康福祉センターや精神保健福祉センター及び市町が実施するケース検討会や県民向け啓発講習会等の地域精神保健福祉活動に協力するとともに、関係機関と積極的に協働し、精神障害者の地域での生活を支えていく。

(2) 精神科医療機関への技術支援等

- ・ 医療観察法病棟で実践する多職種チーム医療や、C V P P P（包括的暴力防止プログラム）等の専門医療に関するノウハウを地域医療機関等にフィードバックすることで、県内の精神医療水準の向上に貢献する。

(3) 医療従事者の育成等

- ・ 協力型臨床研修病院としての卒後臨床研修医、さらには新専門医制度における研修病院として専攻医を積極的に受け入れるほか、地域の精神科医療機関の職員や医療従事者育成機関の学生等を対象とした充実した研修体制を整備し教育機能を発揮することで、県内の精神医療の人材育成に貢献する。
- ・ 要請に応じ、看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会に講師を派遣する。

(4) 行政その他関係機関への助言・支援等

県の精神医療全体の水準向上に貢献するため、関係機関等からの要請に応じ、精神医療の専門的立場からの助言・指導や支援等を行う。

- ・ 矯正施設や行政機関が主催する研修会の講師、特別支援学校の学校医等として病院職員を派遣する。
- ・ 市町が主催する障害者自立支援協議会に参画し、障害者の社会復帰の促進や地域ケアに関する取組を支援する。
- ・ 国や県で実施している薬物再乱用防止の取組への支援・協力をう。

7 災害等への対応

県立病院として災害対策を強化するとともに災害発生時の支援活動に積極的に取り組む。

(1) 災害対策の強化

- ・ 災害発生時の患者の安全確保と病院機能の維持に向けて、医薬品や食品等を適正に備蓄するなど、災害対策の強化を図る。

(2) 災害発生時における支援活動の充実

- ・ D P A T (災害派遣精神医療チーム) に率先して参加するなど、災害発生時の支援活動に積極的に取り組む。

(3) 新型コロナウイルス感染症患者の発生時における対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合には、新型コロナウ

イルス感染症医療特命チームが中心となって適切な感染防止対策を実施することにより、院内感染拡大防止に努める。

◆県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に係る数値目標

年 度 目標とする指標	H27 (2015)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
	実績	目標	目標	目標	目標	目標
①延べアルコール外来患者数（人）	4,043	4,350	4,400	4,450	4,500	4,500
アルコール依存症を主病名とする外来患者の延べ人数						
②実薬物外来患者数（人）	69	90	100	100	100	100
薬物依存症を主病名とする外来患者の実人員数						
③クロザピン治療対象患者数（人）	10	27	30	33	35	35
当該年度にクロザピンの投与を受けたことのある患者の実人員数						
④学会発表の件数（件）	5	9	10	11	12	12
学会で当院の職員が研究発表を行った件数						
⑤患者満足度（%）	一	60	70	80	80	80
患者満足度調査で「当院を全般的に評価したときの満足度」について「非常に満足」又は「満足」を選択した患者の割合						
⑥栄養食事指導実施件数（件）	357	470	490	510	530	680
医師の指示に基づき管理栄養士が行った栄養食事指導の件数						
⑦精神科認定看護師累計数（人）	5	6	6	7	7	7
精神科認定看護師の累計数						
⑧平均在院日数（第7病棟を除く）（日）	131.2	129.8	129.5	129.0	128.5	102.0
延べ入院患者数（退院日の退院患者数を含む）／（新入院患者数+退院患者数）×1/2						
⑨地域ケア会議開催回数（回）	一	580	600	620	640	640
「患者又は家族」、「病院職員」、「地域関係者」の三者をメンバーとする患者支援を目的とする会議の開催回数						
⑩訪問看護回数（回）	578	630	640	650	660	660
訪問看護の実施延べ回数						

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

岡本台病院が有する医療資源の最大限の有効活用を図りながら、業務運営全般にわたる改善と効率化を推進する。また、医療環境の変化に応じて迅速な意思決定を行う。

1 業務運営体制の確立

病院機能を有効に発揮し、安定的な経営を実現するため、効率的で効果的な組織体制の構築を推進する。

(1) 効率的かつ効果的な組織体制の構築

- ・ 精神疾患の多様化に伴う医療ニーズに対し、効果的なサービスを提供できるよう、外来機能、病棟機能を見直し、適正な病床数及び人員配置を確保する。
- ・ 多職種が連携して質の高い医療を効率的に提供することを目指して、職能別組織とは別に機能（目的）別内部組織の編成を検討する。

(2) I C T の活用等による効果的な医療提供の推進

- ・ 電子カルテシステムを効果的に運用し、正確かつ迅速な情報伝達の体制を確保することにより、多職種間で患者情報を共有・分析し、質の高い、より安全で効率的な医療を提供する。

2 経営参画意識の向上

- ・ 職員一人ひとりが病院経営に参画している意識を持つよう、病院の抱える課題や経営状況について隨時周知し、職員の共通認識を図る。
- ・ 患者や県民の視点に立ったサービスの向上、業務改善、経営の効率化、增收及び経費節減等に関する提案を求め、優れた提案に対する表彰制度を設けるなど、ボトムアップ方式による経営改革を推進する。

3 収入の確保及び費用の削減への取組

入院患者及び外来患者の確保に努め、適正な診療報酬の請求を行い、収

入確保を図るとともに、未収金の発生防止と回収強化に努める。

また、医薬品、検査試薬及び診療材料に係る価格交渉力を強化し、廉価での購入に努めるとともに、職員のコスト意識を高め、患者の療養環境の向上に努めながら経費削減に取り組む。

(1) 効果的な病床管理等

- ・ 個室と多床室をその機能に応じて有効に利用するとともに、各病棟間の連携を図り、効率的な病床管理を行う。
- ・ 各病棟を効率的、効果的に利用できるよう、病棟の機能別再編を検討する。
- ・ 病病連携や病診連携、地域との連携を強め、入院患者、外来患者の確保に努める。

(2) 各種診療報酬の施設基準取得等

- ・ 診療報酬研修会へ参加し、必要な情報を院内で共有するとともに、施設基準該当等に係る適時適切な確認を行い、新たな診療報酬加算の取得に努めるなど、診療報酬の改定等に迅速に対応する。

(3) 未収金の発生防止策等

- ・ 未収金の適切な債権管理のため、栃木県病院事業未収金対策マニュアル（改訂第2版）〔平成28年3月作成〕に基づき、病院全体で未納者情報の一元管理を行い、未収金の発生防止及び早期回収を図る。
- ・ 精神保健福祉士と徴収担当職員が連携し、患者の経済状況の把握に努めるとともに、必要に応じ、公的扶助制度等を活用できるよう支援する。

(4) その他の収入確保対策の推進

- ・ 閉鎖した旧第6病棟や使用されていない医師公舎等の活用方法を検討する。
- ・ 入院患者私物の洗濯費用など、本来患者が負担すべき費用の徴収について検討する。

(5) 医薬品費の削減対策の強化

- ・ 専門的見地から価格交渉を実施し、医薬品費の削減を図る。
- ・ 医薬品の在庫量が適正なレベルとなるよう、適正管理の徹底を図る。

(6) ジェネリック医薬品の効果的活用

- ・ 医薬品の有効性や安全性、供給の安定性等に留意しつつ、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用をさらに促進することで、医薬品費の削減及び患者の経済的負担の軽減を図る。

(7) その他の経費削減対策の推進

- ・ 病院の主要な建物の経年劣化が進んでいるが、計画的・効果的な施設の修繕計画を策定し、適切なメンテナンスを行うことで、施設の安全性の確保と、長寿命化を図る。

◆業務運営の改善及び効率化に係る数値目標

目標とする指標	年 度		H27 (2015)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
	実績	目標	目標	目標	目標	目標	目標	
①職員満足度 (%)	51	70	80	90 以上	90 以上	90 以上		
仕事のやりがい、能力開発、ワーク・ライフ・バランス等、仕事の内容や職場環境に係る職員満足度調査の結果、「満足している」又は「ほぼ（やや）満足している」と回答した割合の合計								
②新入院患者数 (人)	420	438	444	450	456	471		
③新外来患者数 (人)	491	555	580	605	630	630		
年度内に来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数								
④病床利用率 (%)	63.3	77.1	77.6	78.0	78.5	78.5		
延べ入院患者数（退院日を含む年間入院患者数）／年間延べ病床数（許可病床数）×100								
⑤延べ外来患者数 (人)	31,051	31,218	31,385	31,552	31,720	31,720		
初診患者数+再診患者数								
⑥医師数 (人)	10	11	12	13	13	16		
常勤医師数								
⑦新規未収金発生額 (千円)	113	前年度より低い額						
目標年度の前年度に調定したもののうちで、目標年度末に未収金となっている額								
⑧ジェネリック医薬品使用割合 (%)	69.6	71.0	72.0	73.0	74.0	85.0		
後発医薬品の数量を後発医薬品のある先発医薬品の数量と後発医薬品の数量の合計で除した割合								

第4 財務内容の改善に関する事項

高度・専門的な精神医療を県民に安定して提供していくためには、健全な経営と医療の質の確保が重要であることから、病床利用率の向上を図り経常収支の黒字を維持するとともに、医師を含めた人材の確保・育成に努め、改革プランの各数値目標の達成を目指す。

◆財務内容の改善に係る数値目標

目標とする指標	年 度	H27 (2015)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
	実績	目標	目標	目標	目標	目標	目標
①経常収支比率 (%)	106.1	102.7	103.1	102.5	100.3	100.3	100.3
経常収益／経常費用×100							
②医業収支比率 (%)	76.3	74.9	74.9	75.5	75.6	75.6	70.2
医業収益／医業費用×100							

1. 収支計画（収益的収支）

(単位:百万円、%)

区分	年度	H27 (2015) 実績	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
収入	1. 医業収益 a	1,890	1,902	1,911	1,929	1,947	2,005
	(1) 料金収入	1,881	1,892	1,902	1,920	1,938	1,994
	(2) その他	9	9	9	9	9	11
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	2. 医業外収益	810	776	788	762	714	938
	(1) 他会計負担金・補助金	654	631	642	643	608	831
支出	(2) 国(県)補助金	4	4	4	4	4	10
	(3) 長期前受金戻入	147	139	139	112	99	94
	(4) その他	4	3	3	3	3	3
	経常収益(A)	2,700	2,678	2,699	2,691	2,662	2,943
	1. 医業費用 b	2,476	2,540	2,553	2,554	2,575	2,855
	(1) 職員給与費 c	1,608	1,654	1,672	1,690	1,690	1,920
支出	(2) 材料費	404	406	408	410	412	336
	(3) 経費	288	303	303	303	303	440
	(4) 減価償却費	172	170	162	143	162	145
	(5) その他	5	7	7	7	7	14
	2. 医業外費用	70	67	66	72	80	80
	(1) 支払利息	10	6	4	2	2	1
経常損益	(2) その他	60	61	62	70	78	79
	経常費用(B)	2,546	2,607	2,619	2,626	2,654	2,935
	経常損益(A)-(B)(C)	154	71	80	65	7	8
	特別損益	0	0	0	0	0	0
	1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	0	0	0	0	0	0
純損益	特別損益(D)-(E)(F)	0	0	0	0	0	0
	純損益(C)+(F)	154	71	80	65	7	8
	累積欠損金(G)	▲290	▲139	▲59	6	14	▲302
	流动資産(ア)	531	553	566	584	604	719
	流动負債(イ)	504	565	473	391	345	381
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
賃貸債務	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入額(イ)	0	0	0	0	0	0
	又は未発行の額(イ)	0	0	0	0	0	0
	差引不良債務(オ)	▲27	12	▲94	▲192	▲259	▲338
	経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	106.1	102.7	103.1	102.5	100.3	100.3
	不良債務比率 $\frac{(\text{オ})}{\text{a}} \times 100$	▲1.4	0.6	▲4.9	▲10.0	▲13.3	▲16.9
職員給与費対医業収益比率	医業収支比率 $\frac{\text{a}}{\text{b}} \times 100$	76.3	74.9	74.9	75.5	75.6	70.2
	職員給与費対医業収益比率 $\frac{\text{c}}{\text{a}} \times 100$	85.1	87.0	87.5	87.6	86.8	95.8
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(H)	0	0	0	0	0	0
	資金不足比率 $\frac{(H)}{\text{a}} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	病床利用 rate	63.3	77.1	77.6	78.0	78.5	78.5

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年 帰	H27 (2015) 実績	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
収	1. 企 業 債	69	35	141	278	13	329
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	142	142	141	121	74	27
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. そ の 他	0	0	0	0	0	0
入	収 入 計 (a)	211	177	282	399	87	356
	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0
	純計(a)-(b)+(c)) (A)	211	177	282	399	87	356
支	1. 建 設 改 良 費	56	20	72	271	11	316
	2. 企 業 債 償 還 金	254	255	310	217	136	69
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0
出	支 出 計 (B)	310	275	381	488	147	385
	差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	99	98	99	88	60	29
補てん財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	99	98	99	88	60	29
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	99	98	99	88	60	29
	補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0
	当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 (F)	0	0	0	0	0	0
	又 は 未 発 行 の 額						
	実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	H27 (2015) 実績	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
収 益 的 収 支	(0) 654	(0) 631	(0) 642	(0) 643	(0) 608	(0) 831
資 本 的 収 支	(0) 142	(0) 142	(0) 141	(0) 121	(0) 74	(0) 27
合 計	(0) 796	(0) 773	(0) 784	(0) 765	(0) 682	(0) 858

(注)

1 ()内はうち基準外繰入金額である。

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものである。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 将来の診療機能整備の検討

岡本台病院は、施設の老朽化が進んでいることから、今後も本県の精神医療の基幹病院として求められる医療を適切に提供できるよう、病院の改築計画を含め、医療機能や病床数、病棟構成、施設・設備のあり方等について、検討を進めていく。

2 法制度の改正への対応

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律など精神保健医療福祉に関する法制度の運用においては、制度改正により生じる新たな役割に適切に対応する。

● 卷末資料

1 前プラン（平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度）の主な取組内容等

（1）県民に対し提供するサービスその他の業務の質の向上に係る主な取組内容等

項目	取組内容
①精神科救急医療・緊急医療の提供	・県における精神科救急医療システムを支える基幹病院として、精神科救急医療における三次救急患者を積極的に受け入れるとともに、一次・二次救急患者の受け入れにも努めてきた。
②司法精神医療の提供	・医療観察法医療の全対象者を受け入れ、多職種によるきめ細かいチーム医療を中心に多様な心理社会治療プログラムを行い、複雑な背景・環境を抱えた対象者の社会復帰を進めた。 ・第7病棟開棟後は、指定通院医療機関連絡会議や医療観察制度セミナーを開催した。
③アルコール・薬物依存症医療の提供	・アルコール依存症患者を対象とした専門的な診療・治療が可能な医療機関として、アルコール依存症リハビリテーションプログラム等に取り組んだ。 ・薬物依存症医療については、栃木DARCと連携して、「DARCミーティング」や「栃木DARC連絡会」を実施した。
④薬物療法の充実	・多剤併用療法の改善を進めたほか、難治性の統合失調症の患者に対して、クロザピンを積極的に導入し治療効果を高めた。
⑤医療安全対策の推進	・毎月、医療安全対策委員会及びリスクマネジメント部会を開催したほか、医療安全管理者が定期的に院内の事故発生場所の確認を行った。 ・包括的暴力防止プログラム研修会を開催し、患者の暴力行為への適切な対応を学んだ。
⑥ソーシャルワーカーの実施及び地域連携の推進	・「精神障害者への援助・患者家族への援助・地域への働きかけ」を三本柱として、患者や家族に対する日常生活相談や社会復帰相談のほか、家族教室の実施や「ふれあいまつり」の開催等を行った。
⑦外部委員からの意見聴取	・外部委員からの意見を幅広く聴取し、それを病院運営に反映するほか、患者サービスの向上を図るため、平成 26（2014）年度に「岡本台病院運営協議会」を設置した。
⑧訪問看護の実施	・訪問看護の充実により患者の支援を強化したことで、治療の継続が可能になったほか、家族が本人や病院に対して協力的になるなどの変化が見られた。
⑨リハビリテーションの実施	・精神障害者の社会復帰を促進するため、再発防止・生活リズムの立て直し・対人関係の改善・自立支援・就労支援などを通じた精神科リハビリテーションを実施した。
⑩患者サービスの向上	・平成 26（2014）年度及び平成 27（2015）年度に病棟保護室の改修工事を実施した。 ・平成 28（2016）年度に外来待合室トイレの洋式化を実施した。

(2) 業務運営の改善及び効率化に係る主な取組内容等

項目	取組内容
①常勤医師の確保	・平成27(2015)年度に1名の常勤医師を、平成28(2016)年度には2名の常勤医師を確保した。
②認定看護師の育成	・平成26(2014)年度に精神科認定看護師を1名育成し、合計5名とした。
③電子カルテシステムの効果的な運用	・電子カルテを活用し、医療全般における円滑な情報共有を図った。
④未収金対策の強化	・未納者情報を一元管理し、確実な督促などにより、未収金の早期回収を行った。

(3) 経営状況等の推移

年 度	財務に係る数値	1次プラン					2次プラン		
		H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
経常収支比率 (%)	目標	98.9	99.8	100.6	100.4	98.4	99.8	100.0	99.2
	実績	97.9	97.7	101.0	97.5	97.3	92.0	106.1	104.2
医業収支比率 (%)	目標	73.7	75.2	76.4	74.1	76.0	82.2	82.6	82.5
	実績	74.2	74.2	78.0	72.2	80.3	74.0	76.3	74.4
職員給与比率 (%)	目標	92.3	90.8	89.5	87.8	86.1	76.2	76.2	76.1
	実績	90.5	88.9	83.9	90.5	80.3	83.9	80.4	83.4
病床利用率 (%)	目標	77.6	78.0	78.5	80.2	76.8	79.2	79.0	79.2
	実績	77.8	74.1	78.3	74.5	75.5	68.7	63.3	77.4

(4) 一般会計からの繰入金(実績額)の推移

(単位:千円)

年度	1次プラン					2次プラン		
	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
分類								
収益的収支	546,000	505,000	510,000	470,000	314,000	381,000	654,000	648,000
資本的収支	85,000	94,744	102,265	110,912	115,692	123,336	141,672	142,873
合 計	631,000	599,744	612,265	580,912	429,692	504,336	795,672	790,873

2 一般会計負担金の算定基準

一般会計負担金の算定基準（岡本台病院）

区分		算出方法	
精神医療に要する経費		1床当たりの増嵩経費（地財単価）×病床数	
収益的 収支 （*）	高度医療に要する経費	①高度医療機器の整備・運用に要する経費 ア 高度医療機器運用経費 イ 高度医療機器設置経費 ウ 高度医療機器整備経費	職員給与費+材料費+経費-診療収入 経費+減価償却費 減価償却費×1/2 (H14(2002)年度以前分1/3)
		①行政への協力に要する経費 ②看護師養成校への職員派遣に要する経費 ③看護実習生等受入れ・指導に要する経費 ④医療従事研修生の受入れ・指導に要する経費	職種別平均時間給×従事時間数 職種別平均時間給×派遣時間数 職種別平均時間給×実習延べ時間数×従事割合 職種別平均時間給×実習延べ時間数×従事割合
		①医師及び看護師等の研究研修に要する経費 ②共済追加費用の負担に要する経費 ③医師確保対策に要する経費	[研究研修費-特定財源+(職種別平均給与×従事日数)]×1/2 年間給料額×負担金率/1,000 派遣を受ける非常勤医師に係る交通費、宿泊費等
	基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費		年間給料額×負担金率/1,000+年間期末勤勉手当額×負担金率/1,000
	児童手当に要する経費		児童手当のうち3歳に満たない児童を対象とする給付に要する額の8/15
	企業債利息に要する経費		企業債利息×1/2 (H14(2002)年度以前分: 2/3)
	建設改良に要する経費	①建設改良に要する経費	(建設改良費-企業債等特定財源) ×1/2
		②企業債償還に要する経費	企業債償還金×1/2 (H14(2002)年度以前分: 2/3)

*本県では、経営改善の取組を実効あるものとするため、平成17（2005）年度から、同種・同規模で全国トップレベルの経営成績を収めている自治体病院の経営内容を参考に、本県病院の病床規模、人員体制等において実現可能な目標収益・目標費用を算出し、その「モデル収支」に基づき、職員給与費を除いた現金収支差に係る目標額を設定することにより、収益的収支に係る負担金の抑制に努めている。

各年度の収益的収支に係る負担金については、上記の「職員給与費を除く現金収支差目標額」と「職員給与費」との差額をベースに予算計上すること

3 3次プランの進行管理手法

(1) 点検・評価の体制

3次プランに基づく経営改善の取組状況については、以下の体制により点検・評価を行っていく。

① 院内での進捗状況の管理

毎月1回開催される「運営会議」において、当該年度における重点施策等の進捗状況を管理するとともに、経営改善に係る取組状況やその効果等について精査し、必要に応じて取組内容の見直しや追加的な対応策を検討する。

運営会議の構成メンバーは、院長、副院長、事務局長、医務局長、看護部長、事務局長補佐(総括)、総務課長、医事栄養課長とする。

② 外部委員による点検・評価

外部有識者や県民代表等をメンバーとする「栃木県立病院経営改革プラン評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置し、前年度の当院を含む県立2病院の3次プランの達成状況や具体的な取組内容等について、点検・評価を受ける。

(2) 点検・評価の時期及び公表の方法等

① 点検・評価のスケジュール

事業年度(毎月)	毎月の運営会議において、3次プランの取組状況を確認
次年度 6月	運営会議において、前年度の目標の達成状況や具体的な取組実績について総合的に評価を実施
7月	評価委員会において、数値目標の達成状況や経営改善の取組状況等について点検・評価の実施
8月	自己評価及び評価委員会の点検・評価を受けて今後の取組方針を作成
9月	以上の評価結果等について、3次プランの業務実績評価書として取りまとめ公表

② 業務実績評価書の公表方法

業務実績評価書をホームページへ掲載し公表する。

栃木県立病院経営改革プラン評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 県立病院が策定した病院経営改革プラン（以下「改革プラン」という。）の達成状況等を点検・評価するため、「栃木県立病院経営改革プラン評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 改革プランの実施状況に係る点検・評価に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、8名以内の委員をもって構成する。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月5日から適用する。

附 則

この要綱は、改革プランの計画期間の平成23年度分の点検・評価が終了する日の翌日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から適用する。

栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会条例

平成 27 年 3 月 13 日

栃木県条例第 1 号

(設置)

第 1 条 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定に基づき、栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法第 26 条第 1 項の認可に関する事項について、知事の諮問に応じて意見を述べること。
- 二 法第 28 条第 1 項の評価に関する事項について、知事の諮問に応じて意見を述べること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものとの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

- 第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 12 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年条例第 14 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年条例第 12 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料 4

保福第331号
栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会

下記について、貴評価委員会の意見を求める。

令和3（2021）年8月6日

栃木県知事 福田富一

記

- 1 栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会条例(平成27年栃木県条例第1号) 第2条第2号の規定に基づく地方独立行政法人栃木県立がんセンター（以下「県立がんセンター」という。）及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの令和2(2020)年度の業務の実績、並びに県立がんセンターの第一期中期目標期間における業務の実績に関する評価に係る意見
- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定に基づく地方独立行政法人栃木県立岡本台病院の中期目標の策定に係る意見

